

中国における葬礼の地域差と歴史的変化－伝統の継承と変容－

著者	山本 恭子
著者別表示	Yamamoto Kyoko
雑誌名	博士論文本文Full
学位授与番号	13301甲第4306号
学位名	博士（文学）
学位授与年月日	2015-09-28
URL	http://hdl.handle.net/2297/43786



中国における葬禮の地域差と歴史的変化
－伝統の継承と変容－

山本 恭子

平成 27 年 9 月

博士論文

中国における葬礼の地域差と歴史的変化
－伝統の継承と変容－

金沢大学大学院人間社会環境研究科

人間社会環境学専攻

学籍番号 0721072714

氏名 山本 恭子

主任指導教員名 岩田 礼

目次

第一章 序論	1
1.目的と手法	1
2.章立てと使用テキスト	4
3.地方志の資料的特徴	6
4.表記について	8
第二章 文献からみる中国の葬礼ー古礼から伝統葬礼まで	9
1.『儀禮』における葬礼	9
2.朱熹『家禮』	12
3.『家禮』における葬礼	12
4.邱濬『文公家禮儀節』	14
5.地方志(旧志)にみる『家禮』、『文公家禮儀節』の影響	17
6.当代地方志(新志)における伝統葬礼	22
6.1.死亡当日(一日目)	23
6.2.第二日目以後	26
6.3.出棺前日	28
6.4.出棺、埋葬	28
6.5.埋葬後	29
7.小結	30
第三章 死者の清めと更衣に関わる習俗の変容	39
1.「穿壽衣」・「買水」・「浄面」	41
1.1.「穿壽衣」	41
1.2.「買水」	48
1.3.「浄面」	57
1.4.「穿壽衣」、「買水」、「浄面」民俗地図からの考察	61
2.「沐浴」と「浄面」	63
2.1.「沐浴」の形態	64
2.2.「沐浴」の変化	69
2.3.「沐浴」と「浄面」：民俗地図による考察	71
第四章 「招魂」・「報廟」習俗の変容	77
1.「報廟」	77
2.「報廟」の行き先	81
3.「復」と「招魂」	84
4. 廟で行われる「招魂」	86

5.近世華北における「招魂」の変容と「報廟」の起源	91
6.小結	96
第五章 現代中国における葬礼習俗の変容と伝統継承の担い手	100
1.当代地方志(新志)における江蘇省北部地域の伝統葬礼	101
2.江蘇省北部地域における殯葬改革	103
3.江蘇省北部地域における葬礼の現状	105
3.1.死亡前、「穿壽衣」	106
3.2. 葬礼準備	107
3.3.「報喪」	112
3.4.「報廟」	112
3.5.火葬	113
3.6.入棺	116
3.7.「開弔」、「辭靈」	117
3.8.「送盤纏」	117
3.9.出棺、埋葬	118
4.伝統葬礼の伝承とその担い手	121
5.小結	124
第六章 結論	130
参考文献一覧	136
文献調査用当代地方志一覧	144

第一章 序論

1. 目的と手法

古来より人は死者に対し礼を尽くしさまざまな儀式を行ってきた。一連の儀式は遺された家族、親族らによって執り行われる。中国人社会において、葬礼は子孫が死者に対して最後の孝養を尽くす機会と考えられてきた。

葬礼はまた漢民族の死生観、靈魂観を反映している。人の魂について『禮記』郊特牲篇には、次のように記されている。

魂氣歸于天，形魄歸于地。

[魂氣は天に帰り、形魄は地に帰る。]

人は「魂氣」と「形魄」という二つの魂から成っており、死後、それぞれが天と地に分れて帰るとされている。天に帰るという「魂氣」は陽の気であり、精神を司る魂である。地に帰るとされる「形魄」とは陰の気であり、身体を司る魂を指している。

大形徹は、死の瞬間になにかが離れて行き、この「離れていくもの」を古代中国では「魂」と呼んだとする(2000:12)。魂が身体から離れることは死を意味するため、古礼では、呼吸停止後すぐに「復」(即ち「招魂」、下文第四章参照)の儀式を行って、この「離れていくもの」を呼び戻し、留めようとした。大形はさらに「人が魂の存在を信じ、死後も魂が存続すると考えたとき、埋葬の習慣がはじまり、その後の喪葬制度へと連なっていく」(大形徹 2000:14)という。渡邊欣雄(1991:159-162)は、人は死ぬと「鬼」となることが原則であるが、祭祀を行えば人に対して崇めることはないとする。死後、祀られることのない靈魂は「鬼」となり、それらは人に対して崇りを及ぼし、害をもたらす。蜂屋邦夫もまた、「死生観の問題は鬼神に対する対処法と密接に関わることである」(2009:137)と指摘する。即ち、遺された子孫が、供物を捧げ、祭祀を行うことは、死者の靈魂が「鬼」となって生きて

いる自分たちに害を及ぼすことがないようにするためなのである。

一方、「形魄」すなわち身体に宿る魂は「土に帰る」ことにより平安を得る。漢民族は、他郷で死亡した場合であっても可能な限り中国の故郷の地に埋葬され、「入土為安」(故郷の土に入ることで安寧を得る)の思いを遂げたいと考えている。そのために棺を故郷に送ることは、「戦前の中国では一般的に行われていた」(樋泉克夫 2008:39)という。遺体を納めた棺を故郷に送るため、専門業者(運棺業者)が香港や華僑居住地域及び中国各地に存在し、その業務を請け負った。子孫に経済的余裕がない場合は、相互扶助組織である同郷会館、同姓会館(宗親会館)、同業会館が一時的な棺の保管、運棺に利用されたという(樋泉克夫 2008:39-54)。遺された子孫にとっては、棺を故郷に送り、その地に埋葬することが死者の「形魄」に対して為すべきことだと認識されていたのである。

死後の世界は、「人間界からの資材供給と贈物によって成立している」(渡邊欣雄 1991:186)とされる。二階堂善弘(2009:146)は、死者に供物を捧げたり、紙銭を燃やすことについて、それらの物は消滅することによって、あの世に転送されるという。葬礼の際に紙銭や紙製の馬や牛、車、家屋、家財道具等を燃やすという習俗は現在も盛んに行われている(第五章第3節参照)。燃やすことによってそれらは冥界に転送されることになり、それによって死後の世界での生活が成立していると考えられているのである。

中国人は死によって「魂気」と「形魄」はそれぞれ天と地に分れて帰るが、靈魂は死後も存在し、子孫からの祭祀を受ける必要があると認識している。遺された人が、「魂気」に対して祭祀を行い、「形魄」を土に埋めることによって、死者の靈魂は平安を得る。祭祀を受けた靈魂は、遺された者に害を及ぼすことはなく、子孫は繁栄していく。そのために死という瞬間を挟んで子孫が一定の期間に行う祭祀が葬礼である。逆に祭祀を受けられない靈魂は「鬼」となり、人に祟ることになる。

中国人の葬礼の形態は、『儀禮』、『禮記』に定められた先秦の古礼を

源とし、南宋・朱熹『家禮』によって簡略化された規範が定められたとされる。朱熹『家禮』はその後、明・丘濬『文公家禮儀節』等による改編を経て、近世における士大夫の葬礼の規範となった。しかし、民間では、必ずしもそのような規範とされた儀礼のみが行われていたわけではない。渡邊欣雄(1991:47)は、「複雑な宗教典範を知らない一般の人びとは、自分の日常生活に密着した、独自の民俗宗教的世界観をもっている」とする。民間では、渡邊が指摘する「独自の民俗宗教的世界観」等の要因に依って儀礼、習俗が変容或いは形成され、独自に地域的特徴を有する儀礼の体系を発展させていったと考えられる。そうして各地域で発展した儀礼、習俗は一般に「地域により異なる」とされるのみで、具体的な地域差及び歴史的变化の様相は明らかではない。

本論文は「伝統の継承と変容」をサブテーマとするが、ここでいう「伝統」とは、先秦の古礼を指すのではない。上述のように、近世において朱熹『家禮』は士大夫の葬礼の規範とされた。本論文はそれを参照点とするが、主な目的はその規範からの変容ないしは逸脱の解明にある。「伝統葬礼」という時、本論文では清末から民国期にかけて民間で行われていた葬礼を指す。

本論文は中国における葬礼の地域差と歴史的变化の様相を、主に中華人民共和国で出版された当代地方志に基づいて明らかにする。共産党政権下の中国では、土葬の禁止、火葬の推進等、葬礼習俗の改革(「殯葬改革」と称される)が行われている。当代地方志は殯葬改革以前に行われていた葬礼を、「伝統葬礼」、「伝統喪礼」、「伝統的喪葬儀式」等と呼んでいる。本論文はそれに倣う。また、現代中国の関連文献は、遺体に対する処置や、親族の服喪、守霊、弔問にかかわる儀式を「喪礼」、出棺、埋葬にかかわる儀式を「葬礼」と呼んで区別することがある。本論文では、「喪礼」、「葬礼」を合わせ、人の死の前後から埋葬を経て周年の祭祀を行う一連の儀礼を「葬礼」とする。

本論文はまた、そのような伝統葬礼が今日どのように継承され、どのような変容を遂げているかを江蘇省北部地域で実施した現地調査に

基づいて報告する。

2. 章立てと使用テキスト

第二章では『儀禮』、『禮記』、及び朱熹『家禮』、邱濬『文公家禮儀節』の葬礼形態を概観する。これらの文献については以下のテキストを使用した。本文中で原文を引用する際は特に断らない限り、以下に依るものとする。

- ・『儀禮』士喪禮・『儀禮』既夕禮・『儀禮』士虞禮

(漢)鄭玄注 1959 永懷堂本影印『儀禮鄭注』, 新興書局。

- ・『禮記』喪大記

『景印文淵閣四庫全書』第一一六冊『欽定四庫全書 禮記注疏』
卷四十四、卷四十五 喪大記, 臺灣商務印書館。

- ・朱熹『家禮』卷四喪禮

『景印文淵閣四庫全書』第一四二冊『欽定四庫全書 家禮』卷四
喪禮, 臺灣商務印書館。

- ・丘濬『文公家禮儀節』卷之四喪禮

『文公家禮儀節』卷之四 喪禮, 萬曆三十七年序, 常州府推官錢時,
名古屋蓬左文庫所蔵。

各テキストについて参考とした校点本、及び翻訳本は以下の通りである。

- ・『儀禮』士喪禮、『儀禮』既夕禮、『儀禮』士虞禮

池田末利 1976『儀禮IV』, 東海大学出版会。

池田末利 1977『儀禮V』, 東海大学出版会。

川原寿市撰述 1975『儀礼积攷』第9冊, 朋友書店。

川原寿市撰述 1975『儀礼积攷』第10冊, 朋友書店。

川原寿市撰述 1976『儀礼积攷』第11冊, 朋友書店。

李學勤主編 1999『儀禮注疏』十三經注疏標點本，十三經注疏整理委員會，北京大學出版社。

楊天宇 2004『儀禮譯注』，上海古籍出版社。

・『禮記』喪大記

竹内照夫 1977『礼記』新釈漢文大系第28卷，明治書院。

楊天宇 2004『禮記譯注』，上海古籍出版社。

・朱熹『家禮』喪禮

朱傑人・嚴佐之・劉永翔主編 2002『朱子全書』第七冊，上海古籍出版社。

Ebrey, Patricia Buckley 1991, *Chu Hsi's Family Rituals :*

A Twelfth-Century Chinese Manual for the Performance of Cappings, Weddings, Funerals, and Ancestral Rites, Princeton University Press.

朱熹『家禮』は士大夫が儀礼を行う際の規範とされた。明代、清代、民国期に刊行された地方志の記述に拠って、近世中国社会における『家禮』の影響力を検証する。

次に当代地方志に記載された伝統的な葬礼習俗を『家禮』を参照点として考察する。

第三章及び第四章では当代地方志の記述に『家禮』の規範から変容或いはそこから逸脱した形態が現れる儀式、習俗を取り上げ、民俗地図を作成する。作成した民俗地図から各儀式、習俗の地域的広がりや歴史的变化の過程を推定する。

本論文では、W.A.グロータース神父の提唱になる「民俗地理学」(folklore geography)の方法をモデルとする(Grootaers et al., 1948, 1951)。これは方言地理学と同様に、地理的分布(空間的変異)が歴史を反映するという考えに基づいている。得られたデータを地図上にプロットすることで、共時的な地理的分布から歴史を再構成しようというものである。方言地理学が調査で得られた方言データを必要とするように、本来、民俗地理学も調査が必要である。しかし、現在、伝統葬礼につ

いては、全国的な現地調査を行う条件がない。「殯葬改革」の推進によって伝統葬礼そのものが衰退したとされているからである。そのため本論文では、1949年以後に中華人民共和国で発行された県志、市志、地区志等、当代地方志(所謂「新志」)を基礎資料とした。

第五章は、現在の中国における葬礼の実態調査の結果である。筆者が江蘇省北部地域で実施した聞き取り調査に基づいて、当代における葬礼の実態を継承と変容の観点から明らかにするとともに、伝統葬礼の担い手とその役割について述べる。

最後に第六章では各章の結果を整理し、総括する。

3. 地方志の資料的特徴

第三章、第四章において地図作成の基礎資料とした地方志についてその資料的特徴をまとめておく。

現存する地方志は大きく二つに分かれる。一般に中華人民共和国成立前に刊行されたものを「旧志」、以後に刊行されたものは「新志」、「当代地方志」と称される。

地方志は宋代にはその体裁が整い、地理以外に姓氏、人物、風俗という項目も加えられた。地方志の編纂が最も盛んに行われたのが清代で、現存する地方志の約八割を占めるといふ(来新夏 1995:215)。山根幸夫(1993:2-3)によると、明代の地方志発行数は、南直隸(現在の江蘇・安徽)144部、北直隸(河北)82部、河南80部、浙江79部、山東72部、福建58部、陝西53部の順に多い。清代に発行された4655部(うち県志3345部)では、直隸省(河北省)403部、四川省373部、安徽省363部、山東省346部、河南省318部、山西省312部、浙江省302部、広東省298部の順となっている。民国期に発行された地方志は368部(うち県志324部)である。民国期の地方志発行数には省による著しい差は見られないという。

旧志は地域による発行数に差がある他、資料的な問題が指摘される。山本英史(1998:9-14)は旧志の問題点として、①体裁、内容に模倣傾向がある、②政治力、資金力、文化水準、蓄積史料、編纂伝統などの差

によって質量ともに地域的不均衡がある、③変化を意識せず、改訂に熱心でない場合、前代のものが引用されてしまう、④内容に偏りがある(今日的観点から含まれるべき内容が記載されていない)、⑤数字データは実態に即していないものが少なくない、と指摘する。実際、刊行年代の異なる同地域の地方志を比べてみるとまったく同文であるところや、引用された記述の一部が削除或いは付加されているところが見られる。また、記述内容は編著者である当該地域の士大夫により恣意的に取捨された可能性も否めない。旧志が地域の実態を正確に記録するというよりは、上からの命により編纂されるものであるが故の美化が施されている場合もあろう。また各地方志による情報量には差がある。このように旧志から得られる情報を資料として用いるには留意すべき点がある。しかし、現在のところ明代、清代、民国期の葬礼について地域、年代を特定できる全国規模の資料として旧志を活用することは欠かせない。

酈家駒(1995)によれば、中華人民共和国成立後、1956年には国务院科学企画委員会で方志編纂が重点項目の一つとされ、中国科学院哲学社会科学学部(中国社会科学院の前身)と国家檔案局の共同提携で「方志小組」が設置された。1957年には全国人民代表大会、及び政治協商会議で、方志の編纂が国家的事業として推進された。その後、文化大革命の時期には方志の編纂活動は中断される。文化大革命が終結し、1980年代になると各省、市、自治区、県では地方志編纂、出版活動が活発に行われるようになった。当代地方志編纂に当たっては前代の引用、書き写しを改善、執筆者、編纂者の水準を向上させること、評議、審査制度の施行が重視された。当代地方志の執筆、編纂には専門の研究機関、研究者など専門家が参加し、多くの原稿は評議、審査された上で、修正され、最終原稿は地方志編纂委員会に送付され、省の手配で専門家の審査を受けて正式に出版が許可されるという。

地方志に記載される内容は各地域ともほぼ同様の形式をとっている。山本英史によれば、「清初の康熙年間において中央が一統志の編纂に備えて各省に通志の作成を命じた際、その体裁を順治『河南通志』に統

一する旨が通達され、その後府州県の各志もそれに準拠する傾向を持った」(1998:7)ことがその一因であるという。この形式は清代のみならず民国期、さらに当代地方志にも受け継がれている。

本論文に関わる葬礼は「風俗」、「民俗」項目に分類される。「風俗」、「民俗」は、「歳時習俗」という年中行事に関わる習俗と、「禮儀習俗」或いは「人生儀禮」という「婚嫁」、「喪葬」、「生育」、「慶壽」に関わる習俗に分かれる。

4. 表記について

本論文では中国語文献書名、引用文、地名、習俗名称については繁体字で表記する。引用文に訳を付す際は、[]で括り、原文の後に記す。

旧志の引用には本文の前に省名、書名、刊行年を挙げる。明代、清代、民国期の地方志のうち、筆者が目睹し得なかったものは、丁世良・趙放『中国地方志民俗資料彙編』所収のものを参照した。以下では『民俗資料彙編』と略称し、引用の際は参照頁数を示す。

当代地方志の引用に際しては省名、書名、発行年(西暦)、参照頁数を挙げる。

第二章 文献からみる中国の葬礼－古礼から伝統葬礼まで

本章ではまず、『儀禮』、『禮記』と朱熹『家禮』を中心に古代及び近世の葬礼を概観する。次に明代、清代、民国期の地方志(旧志)を資料として、地方における『家禮』の受容とそれからの変容ないしは逸脱の様相について考察する。最後に当代地方志(新志)の記載に基づき、伝統葬礼の諸相を『家禮』との関係に考慮しながら検討する。ここでいう「伝統葬礼」とは、第一章で述べたように、おおよそ清末から民国期にかけて民間で行われていた葬礼を指す。

1. 『儀禮』における葬礼

『儀禮』本文は儀式を行う順序に従って記されている¹。(図 1)は『儀禮』士喪禮、既夕禮、士虞禮の各篇に記された葬礼の流れを死亡時から時間軸に沿って示したものである。

二日目、三日目には「斂」と称される儀式が行われる。堂には斂に用いる衣服等を並べて準備する。二日目の「小斂」では複数枚の衣服で遺体をくるみ、それらを束ねるために「絞」と呼ばれる布を用いる。絞は一幅の布の両端を三つに裂いたもので、遺体に重ねてかけられた衣服を束ねて括る。小斂の後、近親者が交代で哭する。

三日目の「大斂」の前には殯（かりもがり）をするための殯(穴)を掘る。遺体を棺に収め、蓋をした後、その穴に埋める。側には銘が立てられる。

翌日(四日目)、家族、親族は喪服を身につける。これを「成服」という。喪服については『儀禮』喪服篇に詳細な規定がなされている。喪服の種類は「斬衰」、「齊衰」、「大功」、「小功」、「緦麻」の五種(「五服」)に分けられ、それぞれ死者との関係によって着用する人と着用の期間が定められている。

成服以後、出棺、埋葬までの間、朝夕供物を捧げて哭する。毎月、朔日(陰暦一日)にも同様に祭奠する。墓所、埋葬日は占いによって決める。また、埋葬の準備として「槨」(棺の外にかぶせる外棺)や「明器」(埋葬時に副葬する物品)の用意をする。

埋葬前には殯をした殯(穴)を啓き、柩を祖廟に遷して先祖に埋葬の報告をする。埋葬前、弔問客は供物を贈る。近親者は交代で哭する。

埋葬日、重は道の左側に寄せて立てかけられる²。車馬、明器、柩が墓所に運ばれる。埋葬した後、家族は家に戻り哭する。

埋葬後には「虞祭」と呼ばれる祭祀を行う。随時行っていた哭を朝夕一度の哭へと変える「卒哭」を経て、死者の「神主」(位牌)を先祖の神主の後ろに加える「祔」を行う。「小祥」(満十二か月を過ぎて行う祭)、「大祥」(二十五か月目に行う祭)を行った後、「禫」(喪服を脱ぎ、通常の生活に戻る際に行われる祭)を経て服喪期間が終了する。

2. 朱熹『家禮』

近世における士大夫の葬礼に大きな影響を与えたのは、南宋・朱熹の著作とされる『家禮』である。

吾妻重二(2008:100-101)によれば、朱熹は『儀禮』、司馬光『司馬氏書儀』や『近思録』に収められた程頤の言等に影響を受け、通礼、冠礼、婚礼、喪礼、祭礼の「礼」の規範を記した『家禮』を著した。『家禮』は朱熹の死後、1211年に門人の寥徳明によって刊刻された。これは五羊本と称される。1216年、朱熹の高弟・黄榦黄の門人、趙師恕によって五羊本を校訂した版本が刊刻された。1231年頃には楊復による附注本が刊行され、1245年に周復の注による刊本が出された。周復は、楊復の注を附録として巻末にまとめている³。

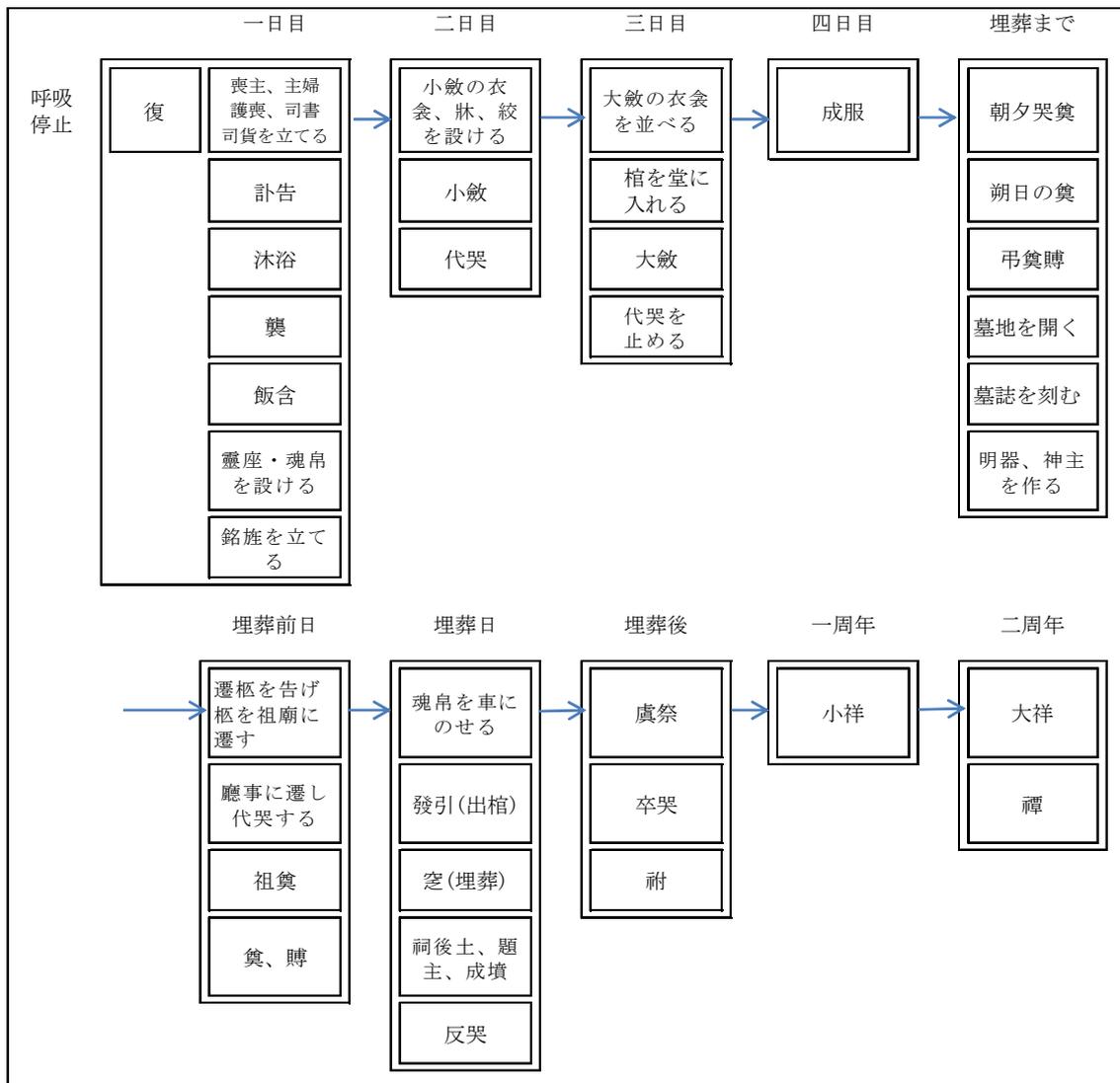
『家禮』の作者については、清代、王懋竑が偽書説を唱えて以来、朱熹ではないと信じられていたが、上山春平(1982)、楊志剛(2001)、王燕均、王光照(2002)、吾妻重二(2003)らは詳細な検討を加えて王説を否定している。

『家禮』の成立について吾妻重二(2008:91)は、「朱熹の『家禮』は当時の俗礼をまじえているものの、基本的発想が『儀禮』にあったこと、すなわち古礼への復帰という意図をもっていた」とする。また、佐々木愛(2009:46)は、『家禮』の執筆は儀礼が時代に適応しなくなったためではなく、司馬光『書儀』等による儀礼に対する批判を含んだものであったと指摘する。『家禮』が古礼を踏まえた上で、複雑な儀式形態、儀式手順を簡略化したものといえる。

3. 『家禮』における葬礼

『家禮』巻第四喪礼本文はそれぞれの儀式項目を記し、簡単な記述がなされているのみである。周復の注には儀式を執り行う主人(喪主)や儀式を進行する人々(祝、侍人、執事者等)が行う具体的な方法が記されている。(図 2)は『家禮』に記された儀礼を死亡日から時間軸に沿って示している。

(図 2) 『家禮』における葬礼



呼吸が停止するとすぐに「復」を行う。蘇生しなければ死が確定することは『儀禮』と同様である。まず、葬礼を行うに際し必要な役割(喪主、主婦、護喪、司書、司貨)に当たる者を決める⁴。

死亡後、遺体に対して「沐浴」、「奠」、「飯含」を行う。遺体を安置した広間には帷を張り、卓と椅子を置く。これを「靈座」という。死者の魂の依り代は『家禮』では「魂帛」と称される。『儀禮』では木を組んで器を懸けた「重」が用いられたが、『家禮』の「魂帛」は白絹を結んで作られる。魂帛は靈座に置かれた椅子の上に置く。「銘旌」には赤い絹布を用いる。布の幅は二尺、長さは官位によって異なるが、「某官某公(無官の者は生前の名称)の柩」と書く。「銘旌」

は竹竿を用いて靈座の右に立て懸ける。

二日目に遺体を衣でくるみ絞で包む「小斂」を行う。三日目には遺体を棺に納める「大斂」を行う。棺に納めた後、棺の蓋をして釘を打つ。『儀禮』ではこの後、堂に掘られた殯(穴)に殯をするが、『家禮』には殯についての記述は見られない。

四日目に「成服」を行う。喪服は基本的に『儀禮』の規範に倣っている。

埋葬は三か月を経た後に行われる。埋葬前には墓地の場所を選定し、吉日を選んで墓穴を掘る。墓に入れる石に誌を刻む、明器や神主を作る等の準備を行う⁵。

埋葬前日、柩を動かすことを告げ、祖廟に遷す。その後、庭に遷し、代わる代わる哭する。祖廟には供物を供える。弔問客は供物を贈る。

柩を運び出すことは「發引」と称する。魂帛は祝が捧げ持って車に乗る。主人と親族の男女は歩いてそれに従う。墓地に到着すると柩の上に銘旌を置く。墓穴に柩を入れた後、明器、石碑を入れ、墳墓を築く。「題主」を行う。

埋葬後には「虞祭」を行う。「柔日」(十干のうちの乙、丁、己、辛、癸の日)に「再虞」(二度目の虞祭)を行い、「剛日」(十干のうちの甲、丙、戊、庚、壬の日)に「三虞」(三度目の虞祭)を行う。「卒哭」の翌日、「耐」を行う。

「小祥」(一周年祭)、「大祥」(二周年祭)を行う。家族は飲酒や肉食を始め日常の生活に戻る。大祥の後、一か月を経た後、「禫」を行う。禫を行う日はその前月の下旬に卜して決める。

4. 丘濬『文公家禮儀節』

『家禮』はそれが刊行されただけでなく多くの注釈書や類書が出版され、それによって広く普及していったとされる。『家禮』の注釈書や類書が数多く発行されたことについてはイーブリー(1991a)に詳しい⁶。中でも多くの版本が刊行されたのが丘濬『文公家禮儀節』

である。

丘濬は広東省瓊山(現海南省)に生まれた。景泰五年(1454年)に進士となり、文淵閣大学士となる。丘濬『文公家禮儀節』八巻は1474年、広東で初版が刊行され、その後も北京、福建、広東において再版された。

丘濬が『家禮』を実践的なマニュアルとなるよう改編し、『文公家禮儀節』を刊行した理由はその序文に著されている。『文公家禮儀節』「序文」は、

禮之在天下，不可一日無也。中國所以異於夷狄，人類所以異於禽獸，以其有禮也。

[礼は天下にあり。一日として無くしてはならない。中国が夷狄と異なり、人が禽獣と異なるのは、礼が有ることによる。]

という文に始まり、最後は以下のように結ばれている。

濬生遐方，自少有志於禮學，有謂海内文獻所在，其於是禮，必能家行而人習之也。及出而北仕於中朝，然後知世之行是禮者盖亦鮮焉。詢其所以不行之故，咸曰禮文深奥而其事未易以行也。是以不揆愚陋，竊取文公家禮本註，約為儀節而易以淺近之言，使人易曉而可行，將以均諸窮鄉淺學之士。若夫通都鉅邑明經學古之士，自當考文公全書，又由是而上進於古儀禮云。

[濬は遠方に生を受け、幼いころより礼学を志した。天下には至るところに文献が有り、そこでは家で礼が行われ、人は必ず之を習うことができるという人がいる。家を出て北方に向かい、朝廷に出仕してから、礼を行う者が少ないことを知った。礼を行わない訳を訊ねると皆、礼文は深奥であり、行うことが難しいためであるという。そこで愚陋を顧みず、文公家禮の本文と注をとりこんで儀節としてまとめ、分かりやすい言葉にかえて人が理解しやすく、行うことができるようにし、片田舎の浅学

の士におし広めたい。もし都市や大きな村の経学に明るい士であれば、自ら文公の全書を研究し、そこから上に古の儀礼について研究を深めていくべきである。]

礼に対する深い思いを持っていた丘濬は既に『家禮』に基づいて儀礼が行われていると考えていたようである。しかし、実際に海南島を出てみると必ずしも彼が考えていたように実践されていない状況があった。礼に従って行うべきものであると考えていた彼はいかにすればそれを皆が実践できるのかを探った結果、「わかりやすい言葉」を用いることで、広範な人々に礼を理解し実践させることが可能だと考えた。『家禮』の普及とその儀礼の実践を促すことを目的として編まれたのが丘濬『文公家禮儀節』である⁷。

『文公家禮儀節』巻四喪礼の本文は『家禮』巻四喪礼の記述に従っている。各儀礼には『家禮』本文の後に解説、即ち「儀節」を加え、それぞれの儀礼を行うにあたり必要な物品についてわかりやすく配列して記載する等、実際に葬礼を行う際の手引書として用いることができるよう配慮されている。

各礼の文末に添えられた「餘註」には『家禮』本文に付された注の一部が入れられている。さらにその後に「考證」として『家禮』本文、及び注にはない『儀禮』、『禮記』に依る儀礼について説明を加えている。佐々木愛(2009:50)によれば、これら古代の礼に基づく項目は実践的ではないが、「本来は実践され、尊重さるべき古礼である、という認識は、丘濬も朱熹と同様であるから、余注として残されている」という⁸。

『文公家禮儀節』の出現は『家禮』の普及に大きな役割を果たした。明代、清代の士大夫の儀礼は『家禮』によって行うことが規範とされていく。小島毅(1996:55)は、士大夫の習俗の変化は朱熹『家禮』刊行後すぐ起こったわけではなく、『文公家禮儀節』がその転換点であると指摘している。明代に『家禮』によって儀礼を行うことが規範とみなされたことについて楊志剛(2012:97)は、『大明集禮』

において冠婚喪祭の儀礼の多くを『家禮』から取り入れており、「国家制度のレベルから『家禮』を肯定、踏襲していた」とする。吾妻重二(2008:105)は、『文公家禮儀節』は、『家禮』が国家的威信を背景に諸階層に広く受け入れられていく中、明代の社会状況に合わせて『家禮』を改編したものであると指摘している。

5. 地方志(旧志)に見る『家禮』、『文公家禮儀節』の影響

明代、清代、民国期に刊行された地方志(旧志)の「喪葬」にはしばしば「家禮に遵う」、「喪礼は文公家禮による」という一文が見られる⁹。これらの旧志からは『家禮』及び『文公家禮儀節』が明代、清代、民国期に広く普及していた様子を窺うことができる。無論「『家禮』に遵う」という文言が用いられているとはいえ、当該地域の実態を反映しているとは言い切れない。士大夫が『家禮』に基づいて儀礼を行うことは規範とされたためである。また、地方志の編著者である士大夫が地方志を編纂する際、その権威を借りて「『家禮』に遵う」という一文が加えられたという可能性も否めない。これらの点に留意する必要があるが、地方志に『家禮』について言及がなされているのは、当該地域において相応の影響を受けていたとみてよいだろう。本節では旧志の記述を確認しながら『家禮』の影響が広汎にわたっていたことと、その様相の変化について検証する。

まず「『家禮』に遵う」とする例を挙げる。

安徽省『六安州志』(清乾隆十六年)

喪禮，士大夫遵《家禮》行¹⁰。

[喪礼、士大夫は『家禮』に従って行う。]

四川省『青神縣志』(清乾隆二十九年)

喪事俱遵家禮。衣衾用布¹¹。

[喪の事はみな家禮に従う。衣衾には布を用いる。]

河北省『平郷縣志』(清同治七年)(『民俗資料彙編』:華北卷:536)
多遵《家禮》，不作浮屠事。

[多くは『家禮』に従い、仏事を行わない。]

また邱濬『文公家禮儀節』に従うという記述も見られる。

浙江省『義烏縣志』(清嘉慶七年)

士大夫家及鉅室遵家禮儀節行之^{1 2}。

[士大夫や富豪の家では家禮儀節に従ってこれを行う。]

広西省『欽州志』(清道光十四年)(『民俗資料彙編』中南卷:1073)

士大夫悉遵邱濬儀節矣。

[士大夫は悉く邱濬儀節に遵う。]

『民俗資料彙編』所収地方志において葬礼に関して『家禮』に言及がみられる地方志数と、『家禮』に関する記述の出現率は以下の通りである。『民俗資料彙編』には歳時習俗のみが採録されている地方志も多い。表中の所収地方志数には葬礼に関する記載が採録されていない地方志は含まない。

(表 1) 『民俗資料彙編』所収地方志における『家禮』に関する記述

省名	所収地方志数	『家禮』記述有	『家禮』記述出現率 (%)	省名	所収地方志数	『家禮』記述有	『家禮』記述出現率 (%)
湖南	60	46	76.7	河北	107	32	29.9
湖北	37	24	64.9	江蘇	58	16	27.6
河南	61	35	57.4	山東	73	20	27.4
安徽	47	25	53.2	広東	68	17	25.0
海南	7	3	42.9	浙江	78	19	24.4
山西	55	23	41.8	雲南	35	8	22.9
四川	88	36	40.9	福建	27	6	22.2
陝西	41	15	36.6	広西	44	9	20.5
貴州	29	10	34.5	遼寧	32	5	15.6
江西	53	17	32.1				

『家禮』に関わる記述の出現率が過半数を超えるのは湖南、湖北、河南、安徽の各省である。各地で地方志の編著に関わった士大夫たちが『家禮』及び『文公家禮儀節』に従って葬礼を行うことは規範であることを意識しており、その影響が及んでいることは明らかである。また、次に挙げるように『家禮』に則った儀礼を行うことは士大夫家において重視されていただけでなく、庶民の家にも浸透していたことを示す記述も見られる¹³。

河南省『獲嘉縣志』(清乾隆二十一年)

士庶家遵文公家禮，不作佛事，其用浮屠者不過十之一二云¹⁴。

[士族でも庶民でも文公家禮に従う。仏事を行わない。仏教を用いる者は十のうち一、二に過ぎないという。]

ところが地方志の中には『家禮』に従って行うというだけではなく、『家禮』に規定された儀式からの変化を示唆するものもある。

浙江省『新昌縣志』(明萬曆七年)

其餘大率用文公《家禮》，惟不行小斂，不用布絞之制稍異耳¹⁵。

[そのほかはおおよそ文公『家禮』を用いている。ただ小斂を行わず、布絞の制を用いないことだけが少し違っている。]

葬礼は『家禮』に従うが、「小斂」は行われず、「布絞」(「絞」を用いて遺体をくるんだ衣服を縛ること)はしないという。基本的には『家禮』に従って葬礼を行うとしながら、異なる部分があるとする地方志を挙げる。

浙江省『臨海縣志』(清康熙二十二年)

喪禮，大概遵文公《家禮》，惟不行小斂，不用魂帛¹⁶。

[喪礼はおおよそ文公『家禮』に従う。ただ小斂は行わず、魂帛は用いない。]

江蘇省『江都縣志』(清乾隆八年刊, 光緒七年重刊)

士大夫家採用考亭《家禮》, 惟大小殮制迥殊¹⁷。

[士大夫の家は考亭『家禮』を用いる。ただ大殮、小殮の制は全く異なる¹⁸。]

四川省『彭山縣志』(清乾隆二十二年)

家禮儀制, 士大夫有行之者, 民間稱家有無。(中略)大小殮不行者十之八九, 行者十之一二焉¹⁹。

[家禮の儀制については、士大夫はこれを行う者がいるが、民間は家産の状況による。(中略)大殮、小殮は行わない者が十のうち八、九、行う者は十のうち一、二である。]

さらに『家禮』に従って儀礼を行うことはわずかであるとする地方志もある。

江蘇省『武進縣誌』(清乾隆三十年)

喪葬, 視文公《家禮》僅十得二三耳²⁰。

[喪葬では、文公『家禮』によるものはわずかに十のうち二、三のみである。]

山西省『平定直隸州志』(清光緒八年)(『民俗資料彙編』華北卷: 585-586)

是以朱子以古禮繁重, 酌其可行者為《家禮》, 而遵用者鮮。

[朱子は古礼をわずらわしく厄介なものであると考え、その中で行うべきものを酌みとって『家禮』をつくった。しかし、それを遵用する者は少ない。]

これらの記述は、『家禮』の規範が、地域によっては庶民のみならず士大夫の中でも完全には遵守されていなかったことを物語る。

また、『家禮』本文では仏教による儀式を行わないとする。

不作佛事。

[仏事を行わない。]

付された周復の注は、仏教を葬礼に用いることを批判する宋・司馬公の説を引いている^{2 1}。葬礼で仏教を用いることに対し朱熹、及び周復は批判的であるが、実態としては既に儀礼に大きな影響力を持っていたのであろう。以下に挙げるように『家禮』において「仏事は行わない」とされていることを認識しながらも、葬礼では仏教に依るとする地方志が散見される。

四川省『江津縣志』(清乾隆三十三年)

家禮載不作佛事，然鄉俗多用之，不用則親族以為不孝^{2 2}。

[家禮では仏事を行わないと記されている。しかし郷俗では仏事を用いることが多く、用いなければ親族は不孝だとされる。]

湖北省『谷城縣志』(清同治六年)(『民俗資料彙編』中南卷:461)

士族多遵朱子《家禮》。(中略)齊民則多用僧道，誦經懺悔。

[士族は朱子『家禮』に遵う。(中略)庶民は僧、道士を使う者が多く、経をあげて懺悔する]。

湖南省『武陵縣志』(清同治七年)(『民俗資料彙編』中南卷:654)

喪祭，凡執親之喪，縉紳禮法家多循文公《喪禮》，其愚無知者則延僧道殯殮，誦經開路，或於出殯徐喪後作佛事，皆謂之“建道場”。

[喪祭、およそ親の喪を執り行うに、官職にある者は文公『喪禮』に従うことが多い。愚かで無知な者は僧道を招き殯殮し、経をあげて開路(法事を行い供養)する。或いは出殯や喪明けの後に仏事を行う。これらを「建道場」という。]

士族は『家禮』に従うが、庶民は仏教によって葬礼を行うと述べている²³。地方志の編著者である士大夫にとって『家禮』に従って葬礼を行うことは規範であり、実態はさておき、自分たちは「『家禮』に従う」とすることが必要であったのだろう。しかし、地域内では皆が一律に『家禮』に従い葬儀を行っていたわけではなかった。『家禮』の儀礼が省略されることや、僧や道士による葬儀が行われること等が、公の記録である地方志に記される状況であったことは、すでに民間では大きな広がりを見せていたことを窺わせるものである。

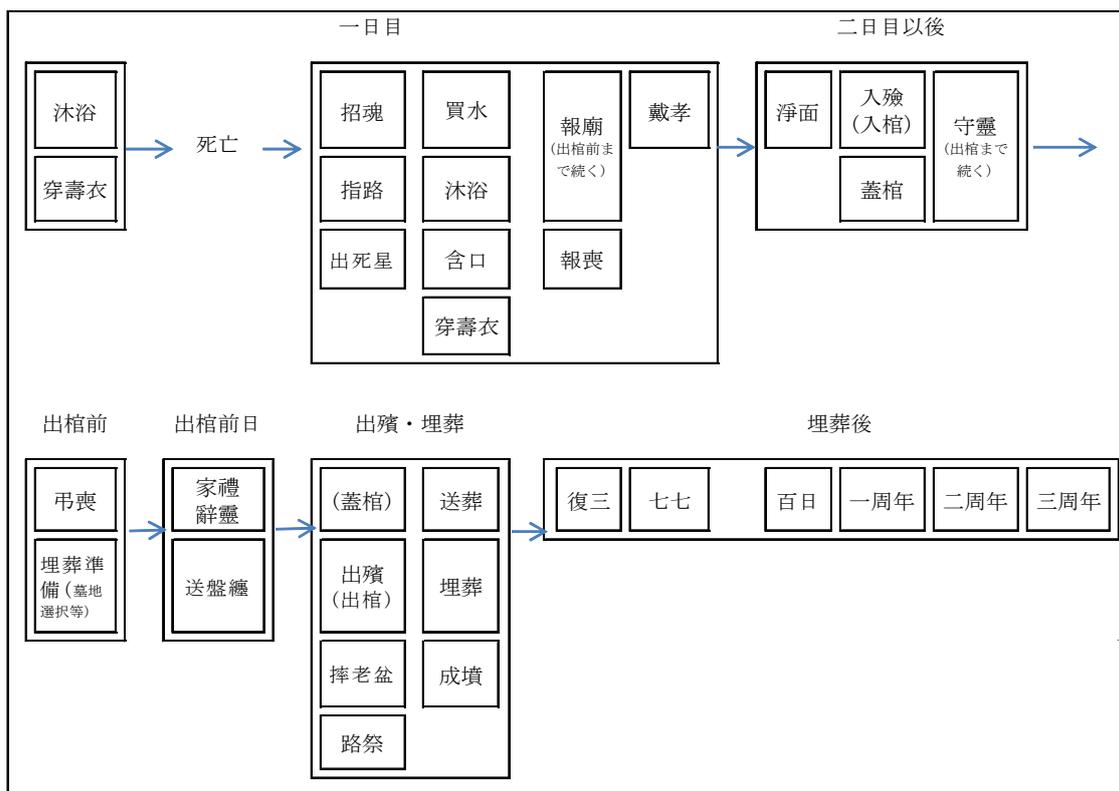
6. 当代地方志(新志)における伝統葬礼

次に、当代地方志に記載された伝統葬礼について、その儀式形態を朱熹『家禮』と対照しながら概観する。当代地方志における伝統葬礼は、「旧時」、「建国前」、「民国期」、「清代」等の事情であると但し書きがされているのが通例である。迷信的葬礼習俗の廃止、土葬禁止等の「殯葬改革」が進められたためである。従って、下記は清末から民国期に中国各地で行われていた葬礼ということになる。

(図3)は当代地方志に現れる伝統葬礼の流れを時間軸に沿って図示したものである。各地の葬礼はおおよそこのように進められる。但し、この図は地域差がみられる習俗も最小公倍数的に取り込んでいる。例えば、「買水」は南方でしか行われず、「報廟」、「浄面」は分布が北方に偏っている。また、名称は同じであっても儀式形態に地域差がみられることもある。例えば、「穿壽衣」は死者に「壽衣」を着せる時間について南北差がみられる。

「招魂」、「買水」、「沐浴」、「穿壽衣」、「報廟」、「浄面」については第三章で詳しく論ずる。

(図 3) 当代地方志(新志)における伝統葬礼



6.1. 死亡当日(一日目)

死亡前に沐浴と「壽衣」、「送老衣」、「殮衣」等と称される死装束(以下、「壽衣」とする)への着替えを行うところがある。これは華北に広く見られる習俗であるが、『家禮』の規定には当てはまらない。

死亡後すぐに死者の魂を呼び戻そうとする「招魂」を行う地域もある。これは『家禮』の「復」に相当すると考えられる。山東、河北、遼寧の各省では死者の魂が西方に向かうように指し示す「指路」、「喊路」が行われるところもある²⁴。また四川省には死者の魂が天に上ることを助けるために屋根に穴をあける「出死星」、「戳死星」、「出煞」という習俗が行われる地域がある²⁵。

地域によっては沐浴の前に「買水」、「乞水」、「請水」等と呼ばれる習俗を行う。死亡後、「孝子」(死者の息子)等が付近の川や井戸へ行き、水を汲む。この時、川や井戸に銭を投げ込む、紙銭を燃やす等の行為を行う。そうすることにより川の神や井戸の神から水を買うことになるかとされているところもある。家に持ち帰った水は沐浴

に用いられることが多い。

臨終時或いは死亡後に死者の口中に物を含ませるところもある。当代地方志では「含口」、「嚙口」、「含金」、「飯含」等と呼ばれる習俗である。これは『儀禮』等の古礼における「飯含」に相当する習俗で、『家禮』本文、及び注では次のように記されている。

乃飯含。〔乃ち飯含する。〕

主人哭盡哀，左袒，自前扱於腰之右，盥手，執箱以入。侍者一人，插匙於米盃，執以從，置於尸西，以幘巾入，徹枕，覆面。主人就尸東，由足而西，牀上坐，東面舉巾，以匙抄米，實於尸口之右，並實一錢，又於左、於中，亦如之。主人襲所袒衣，復位。

〔主人は哭し、哀しみ尽くす。左の肩を肌脱ぎ、前から腰の右にはさむ。手を洗い、箱を持って入る。侍者の一人が、米碗に匙を挿して、それを持って従う²⁶。遺体の西に置き、幘巾(おおい布)を持って入り、枕を取り去り、幘巾で顔を覆う。主人は遺体の東に近づく。足の方から西へまわり、牀の上に座り、東に向いて(顔を覆っている)巾を持ち上げる。匙で米をすくい、遺体の口の右側に満たす、一緒に錢を一枚入れる。又、左側、中央も同様にする。主人は肌脱ぎした衣を着て、もとの位置に戻る。〕

『家禮』では米と錢を一枚口に含ませているが、当代地方志では米、錢の他、金、銀、銅、珠玉、茶葉、糖等を口に入れる²⁷。

河北省『懷安縣志』(1994:656)

氣絶後給死者口中放銅錢。

〔息を引き取った後、死者の口の中に銅錢を入れる。〕

浙江省『青田縣志』(1990:670)

含口銀:將一點銀末、七粒米、七片茶葉用紅紙包好放在死者口內。

[含口銀:少量の銀末、七粒の米、七片の茶葉を赤い紙に包んで死者の口の中に入れる。]

『家禮』の儀式形態がそのまま継承されているわけではないが、「死者の口に物を含ませる」という点では共通する。

遺体の顔は黄色或いは白い紙(「蒙臉紙」と称する)または布で覆う。頭や手足を布や紙、真綿でくるむところもある。地域によっては「打狗餅子」と呼ばれる小麦粉で作ったものを壽衣の袖に入れたり、死者の手に持たせたりする²⁸。

「銘旌」を立てる。銘旌は赤い絹布の旗状で、死者の姓名、官職名、享年等が書かれる。これは『家禮』に見られる「銘旌」と同様の形態である。銘旌は出棺の際に墓地へ運ぶ。

以上の遺体の安置から遺体の沐浴、「穿壽衣」等の儀式を「小殮」と呼ぶところもある²⁹。

死亡後、廟神に家族の死を知らせに行く「報廟」が行われるところがある。報廟は『家禮』には見られない習俗である。報廟の行く先は土地神が祀られている土地廟であるところが多い。

親族、知人に訃報を知らせることを「報喪」という。死の知らせをする報喪は二種類に分かれる。一つは死の当日に近所や近くの親族友人に知らせるもので、爆竹、銃、銅鼓、銅鑼等を鳴らす。もう一つは、入棺日時を決定した後、家族が親族の家に行き、口頭で知らせる。母方の実家、叔父伯父の家には必ず長男が行くというところもある。

報喪に行く際は喪服を着て行き、哭とともに喪を告げる、喪服は着用せず「孝帽」のみを被っていく、必ず傘を携えていく等様々な形態が見られる。傘を携えて行く習俗は江蘇省南部、浙江省に見られる³⁰。孝子が傘を携帯するのは、傘が父母を象徴的に表すもので

あると考えられているためである。

家族、親族はそれぞれ死者と自身との関係によって定められた喪服を着る。喪服を身につけることを「戴孝」、「変白」、「成服」という。

喪服は「孝服」、「孝衣」とも呼ばれる。白い麻布で作られ、足には白靴或いは草履を履き、麻縄や苧(からむし)縄、藁縄で腰をくくる。親疎により斬喪、齊喪、大功、小功、緦麻の五種類の喪服(「五服」と称する)を身につけるところもある^{3 1}。名称や死者との親疎関係により服装が定められていることは『家禮』に定められた喪服の制が継承されたと考えられる。

6.2. 二日目以後

遺体を棺に入れる儀式は「入殮」、「入棺」、「收殮」、「上材」等と呼ばれる。入棺の日時は「風水師」(「風水先生」、「陰陽先生」とも呼ばれる)が死者の生没年月日時によって決めるところもある。

入棺前の準備として棺の中には遺体から出る体液等を吸収させるための草木灰や石灰、茶葉、木炭等を入れる。その上に布団を敷き遺体を入れる。そのほか棺の底に硬貨を入れるところや「七星板」と呼ばれる板を置くところもある。七星板は薄い木板の上に北斗星を表わす穴をあけ、それぞれを浅く刻んだ溝で繋いだ物である^{3 2}。

棺の底に入れる「七星板」は『儀禮』、『家禮』にもみられる。『家禮』では次のように本文、注に記されている。

「治棺」[棺を治める]

内外皆用灰漆。内仍用瀝清溶瀉，厚半寸以上。煉熟秬米灰鋪其底，厚四寸許。加七星版。底四隅各釘大鐵環，動則以大索貫而舉之。

[内外ともにすべて灰漆を塗る。内側には瀝清(松やに)を溶かして流す。厚さは半寸以上とする。高粱を焼いた灰を底に敷

く。厚さ四寸ほどとする。七星板を加える。底の四隅にはそれぞれ大きな鉄の環を取り付け、動かす時にはそこに太い綱を通して棺を持ち上げる。]

棺の底に灰を敷き、その上に七星板を入れるという記述は、当代地方志にも見られる。それらの地域では七星板を棺に入れるという『家禮』の形態が継承されている。

山西省『交城縣志』(1994:746)

棺内七星板之下鋪柴灰，七星板之上鋪以谷草，撒錫箔，另放些煤和炭。

[棺内の七星板の下に柴灰を敷く。七星板の上に粟殻を敷き、錫箔(紙銭)を撒き、灰と炭を入れる。]

広東省『平遠縣志』(1993:674)

棺内先鋪放黃土一寸厚，也有用石灰或木炭末，燈心草等的，繼以加放七星板，再加鋪紙屑，然後將屍體抬入棺内。

[棺内にまず一寸の厚さに土を敷く。石灰或いは木炭の粉、いぐさ等を用いることもある。そこに七星板を入れ、さらに紙屑を入れる。その後、遺体を棺内に担ぎ入れる。]

『家禮』と同様に七星板を入れるというのではなく、北斗星のように並べた七枚の硬貨を入れるところもある。

河北省『大城縣志』(1995:764)

棺内用紙表糊，鋪上燒紙，放上七個銅錢擺盛北斗星狀。

[棺内には糊で紙を張る。上に焼紙を敷いて七枚の銅錢を北斗星の形状に並べる。]

これは「棺に北斗星の形状を表す物を入れる」ということのみが

継承された形態であろう。硬貨によって北斗星の形状を表すように変化したバリエーションのひとつとみられる。硬貨を用いる地域には枚数の指示がないところや七枚以外の枚数を入れるところもある。それらの地域では「棺に北斗星の形状を表す物を入れる」ではなく、「貨幣を棺に入れる」ことのみが受け継がれたと考えられる。また金、銀、銅等の貴金属、珠玉等、貴重な品を遺体と共に棺に納めるというところや、五穀等を入れるところもある。

地域によっては入棺の前後に遺体の顔を拭く「浄面」を行う。

棺の蓋をする前に遺体と告別する時は哭してはならず、涙が棺の中に落ちてはいけなるとされる。遺体との告別後、棺に蓋をして釘を打つ。これを「蓋棺」、「封棺」、「大殮」と称する³³。

入棺後、棺は「堂屋」、「中堂」(家の中央の部屋)に安置される。そこに「靈堂」(棺を安置する場所)を設け、「銘旌」を立て、供物を置く。息子、娘等が棺の側で見守ることは「守靈」と称される。喪家は親族、友人、近隣の人々から弔問を受ける。これを「弔喪」、「弔唁」と呼ぶ。

墓地の場所や埋葬日時を選び、墓穴を掘る³⁴。場所や日時は占いに依って決めるところもある。

6.3. 出棺前日

埋葬前日或いは埋葬当日、家族親族は「家禮」、「家奠」、「辞靈」と称される告別の儀式を行う。

遼寧、河北、山東、山西、江蘇、河南各省と安徽省北部の地域では埋葬前夜或いは埋葬当日、死者の魂が冥界に向かうための旅費を贈る「送盤纏」、「送盤川」と称される儀式を行う。家族、親族は十字路または村はずれへ行き、そこで紙銭や紙製の馬、牛、轎等を燃やす。『家禮』には送盤纏は現れない。

6.4. 出棺、埋葬

棺を家から運び出し、墓地へ送り届けることは「出棺」、「出殯」、

「發喪」、「送葬」、「上山」等と称される(以下、「出棺」とする)。出棺は死後二、三日目に行われることが一般的である。中には五十日、百日或いは一年、二年、三年後等に行われることもある。これは風水により選ばれた埋葬によい日を待つためとするところもある。長期間を経た後に埋葬する場合は、入棺後、外側の部屋に出棺の時まで安置する、庭に仮埋葬する等様々な方法がとられる。一旦家から運び出した後、墓地や田畑の外れ等に煉瓦や莫藎で棺を覆い、仮安置することもある。仮埋葬、仮安置することは「浮厝」、「權厝」等と称される³⁵。

出棺の際にも様々な儀礼習俗が行われる。出棺直前に棺の蓋に釘を打つところもある。地域によっては家から出たところで紙銭を燃やしていた大鉢を孝子が割る「摔老盆」という習俗を行う。墓地への途上で供物を供え、祭をする「路祭」を行うところもある。

墓地へ向かう葬列の形態もまた様々である。紙製の家、轎、車、童男童女、金山銀山等の冥器(「紙紮」と称される)、幡や幟、楽隊が先導し、その後ろに棺が続くところ、孝子が先導し、棺と葬送者がその後ろから随って行くところ等がある。地域によっては、女性親族は墓地まで行くことができない。路祭の場所または村外れまで送った後、家に帰る³⁶。

墓地への棺の埋葬は「埋葬」、「下葬」、「下地」等と呼ばれる。棺を穴に納めたあと、土をかぶせて墓を作る。葬送の際に運んできた冥器は墓で燃やす。

埋葬後三日目に墓地へ行き墳墓の形を整え、祭奠を行う。これは「復三」或いは「圓墳」等と称される。

6.5. 埋葬後

死亡後、七日ごとに供物を捧げて祭を行う。これは「七七」、「做七」、「燒七」等と称され、全部で七回、即ち「七七」四十九日間行うところが多い。遼寧、河北、山東、河南、安徽、湖北各省では「五七」(三五日)まで、江蘇省南部、浙江省、福建省には「六七」(四二

日)まで行うという地域もある。また、山東省、河南省北部には「十七」(七十日)まで行うという地域がある。この後、「百日」、「一周年」、「二周年」、「三周年」に祭奠が行われるが、一般に「七七」が終わると家族は通常の生活に戻る。

7. 小結

漢民族の葬礼は、一般に『儀禮』、『禮記』に記された儀礼を源流とし、近世においては宋代の朱熹『家禮』により一定の規範となる形態が作り上げられたとされる。しかし、『家禮』に記された葬礼が広範に広がり実践されていくのは、明代に入り邱濬『文公家禮儀節』が刊行された後、即ち明代から清代にかけての時期であった。『家禮』刊行後も士大夫が皆、それによって儀礼を実践していたわけではなく、邱濬が礼の実践を目的とし、実用的な儀礼のマニュアルとして『文公家禮儀節』を刊行した後、広汎に広まったためである。

『家禮』の影響が広範に及んでいたことは旧志の記述からも明らかである。士大夫は勿論のこと、庶民の葬礼儀礼においても一定の規範とされ、『家禮』に従った葬礼の儀式、習俗を行うことは広く受け入れられていた。家族の死を看取り、沐浴して遺体を清め、処置をして死装束を着せ、棺を準備して遺体を納める。供物を供え、一定期間を経た後、家から墓地へ運んで埋葬する。死者の家族、親族は「五服」と呼ばれる親疎によって規定された喪服を身につける。一つひとつの儀式形態には変化している部分もあるが、共通する儀礼が広範に見られることについては、『家禮』及び『文公家禮儀節』の普及によるところが大きいといえよう。

しかし旧志では『家禮』の儀式形態がそのまま行われているわけではないとするところもある。「小殮に絞を用いない」、「魂帛を用いない」等、一部が省略されたとするところや、『家禮』の儀式の中で二、三の儀式しか行わない」とするところもある。また、『家禮』では批判的に記されている仏教が用いられている地域も散見される。『家禮』に従って儀礼を行うことは規範とされながらも一律に遵守

されていたというわけではなかった。規範から逸脱した葬礼が公の記録である地方志に記されるほど大きな広がりを見せていた。

当代地方志に記載された伝統葬礼には、「招魂」や「沐浴」、喪服、入棺、銘旌等、『家禮』の儀礼を継承したと見られる儀礼がある。遺体の口に物を入れる「含口」と棺に入れる七星板も『家禮』に現れる習俗である。地域によっては『家禮』の儀式形態が継承され、保存されており、伝統葬礼の中に同様の形態を見いだすことができる。また伝承の過程で変化をしながら保存され、『家禮』の形態からのバリエーションが生みだされているところもある。

一方、伝統葬礼には『家禮』に現れない儀礼習俗もみられる。遺体を清める水を川や井戸に汲みに行く「買水」、死を土地神等へ知らせに行く「報廟」、死者の顔を拭き清める「浄面」等がそれである。次章では、『家禮』には現れない葬礼習俗と、『家禮』の形態から変容した儀礼、習俗についてその変化の様相と形成過程を探り、考察する。

(表2) 『儀禮』、『家禮』、当代地方志「伝統葬礼」対照表

	『儀禮』	朱熹『家禮』	伝統葬礼(当代地方志)
			名称、行われる日時については地域により異なる。
第一日目			
			(死亡前：沐浴・穿壽衣)
	死	初終	送終
	復	復	招魂・指路・出死星
	楔齒、綴足、奠		
		喪主、主婦、護喪、司書、司貨を立てる。	
		棺を治める。	
	主君に訃報を告げる。	訃報を告げる。	戴孝 報喪
	銘をつくる。		
	沐浴準備(坎を掘る、土のかまど、盆や盤、瓶、重高等)。	沐浴準備(牀を設え、坎を掘る)。	買水
	襲の衣物(明衣裳、筭、布巾、掩、幘目、握手等)を並べる。	襲の衣物を並べる。	
	飯含沐浴の道具(貝、米、沐巾、浴巾、櫛等)を並べる。	沐浴飯含の道具を並べる。	
	沐浴	沐浴	沐浴
		襲	穿壽衣
	飯含	飯含	含口
	襲		
	重を中庭に置く。	霊座を置き、魂帛を立てる。	
		銘旌を立てる。	銘旌を立てる。
			報廟(出棺前まで続く)
第二日目			
	衣を並べ、絞を準備する。	小斂の衣衾を並べる。	
	饌を並べる。その東の盥を置く。	奠を設ける。	
	牀のすのこや衾を並べ、西側の盥を東側と同様に並べる。	小斂の牀、布絞、衾、衣を設ける。	
	寝門の外に鼎を並べ、供物を並べる。	襲の奠を遷す。	
	小斂	小斂	
	帷を徹する。	屍牀を堂中に遷す。	
	奠を設ける。	奠を設ける。	
	代哭(代わる代わる哭する)。	主人以下は哭、代哭する。	
第三日目			
	大斂の衣(三十稱)を並べる。	大斂の衣衾を並べる。	
	殯(あな)を掘る。		
	棺を堂に入れる。		
	饌を供える。	奠具を設える。	
		棺を堂(中央より西寄り)に入れる。	
			淨面
	大斂	大斂	入殮
	殯		
			(銘旌を立てる。)
	大斂の奠を設ける。	奠を設ける。	
	主人は賓、兄弟を送る。哭を止める。	主人以下は帰る。代哭を止める。	守靈(出棺まで続く)
第四日目			
	成服	成服	
埋葬まで			
	朝夕哭、奠	朝奠、食時上食、夕奠	
	朔日の奠	朔日は饌を設ける。	
		弔、奠、賻	開吊、弔問
		聞喪、奔喪	
	葬の場所を筮う。	治葬。日を撰び、壙域を開き、後土(天地の神)を祠る。	埋葬準備(墓地を選び、墓穴を掘る)。

		壙を穿ち灰隔を作る。	
		石に誌を刻む。	
	槨、明器の材を視る。	明器等を造る。主を作る。	冥器(紙紮)を準備する。
	葬日をトウ。		
埋葬前日			
	殯を啓く時期を訊ねる。賓に告げる。	遷柩を告げ、柩を奉じて祖廟に向かう。	
	祖廟に饌を並べる。		
	殯を啓く。		
	柩を祖廟に遷す。	廳事に遷し、代哭する。	
	柩を飾る。		
	明器を並べる。	器を並べる。	
		夕暮時に祖奠を設ける。	
			送盤纏
	賓が賵、奠、賻、贈を行う。	親賓が奠、賻する。	家奠、辭靈
	代哭する。		
埋葬日			
		柩を輿に遷す	(蓋棺)
	門外に奠を並べる。	奠を設ける。	
	重を道の左に寄せる。	祝が魂帛を奉じて車に升起、香を焚く。	
	車、馬、明器が順に壙(墓)に向かう。柩が行く。	發引	出棺、出殯
			捧老盆
			路祭
		柩が行き、主人以下男女が哭し、歩いて従う。	送葬
	柩を壙に窆す。柩の側に明器を入れる。	窆(埋葬)、下棺	埋葬
		祠後土、題主、成墳	成墳、點主
		祝が神主を奉じて車に升る。	
	反哭	反哭	
		神主を靈座に置き、主人以下は廳事で哭する。	
埋葬後			
	虞祭	虞祭	復三
			七七
	卒哭	卒哭	
	耐	耐	
			百日祭
	小祥	小祥	
	大祥	大祥	周年祭
	禫	禫	二周年祭
			三周年祭

¹ 漢の鄭玄は『儀禮』本文に詳細な注を施し、士大夫の葬礼について複雑な儀式手順を示した。

² 祖廟に遷す時も「重」が先導する。その後、再び庭に北面して置かれる。埋葬当日、道の左(門の東側)の壁にもたせかけておき、虞祭が終わるまでそこに置かれる。虞祭が終わると祖廟門外の東に埋める。

³ 『家禮』版本については吾妻重二(2003:14-22)による。上山春平(1982:201)は、1241年に楊復による注が加えられた十卷本が刊行さ

れ、1245年に周復による注の五卷本が出たとする。吾妻重二(2003:19-21)は、楊復本の刊行年は明らかでないが、1242年に方大琮により楊復附注本が再刊されており、方大琮の「家禮附注後序」の記述から楊復本が1231年頃に刊行されたとする。

- ⁴ 葬礼における役割について、周復は以下のように注を付している。「喪主」は、「凡主人謂長子,無,則長孫承重。」[死者の長男。いない場合は長孫。]とし、「主婦」は「謂亡者之妻,無則主喪者之妻。」[死者の妻。いない場合は喪主の妻。]とする。「護喪」は、「以子弟知禮能幹者,為之凡喪事皆稟之。」[子弟で礼をよく知っており能力がある者が当たり、喪事はみなこの人に訊ねて進めて行く。]とし、「司貨」は、「以子弟或吏僕為之。」[子弟か小者が当たる。]とする。
- ⁵ 石に墓誌を刻む。石は二つ使用する。表側には「某官某公之墓」と刻む。官職に就いていない人は字^{あざな}を刻む。底には、生年月日、死亡日等を刻む。女性の場合は夫の官名等が刻まれる。明器は木製で車、馬、下男、下女及び道具等を作る。明器は官位により種類と数が異なる。五品、六品は三十種、七品、八品は二十種、官職についていない者は十五種とされる。
- ⁶ イーブリー(1991a:231-235)には『家禮』の注釈書一覧が付されている。
- ⁷ 序文から佐々木愛(2009:48)は丘濬が実践志向性を示しており、「『家礼』に対する批判的精神と、『家礼』とは異なる儀礼をつくらうとした気概が看取できる」とする。
- ⁸ 『文公家禮儀節』の「餘註」、「考證」については張東宇(2012:141)にも言及がみられる。
- ⁹ 楊志剛(2012:110-118)は、『民俗資料彙編』の巻に従い、地区ごとに『家禮』に言及している地方志の例を挙げ、各地における『家禮』の伝播、普及の状況を概観している。
- ¹⁰ 安徽省『六安州志(二)』『中國方志叢書』華中地方・第六一六號,清乾隆十六年刊本影印,成文出版社,1985,476。
- ¹¹ 故宮博物院編『故宮珍本叢刊』第213冊 四川府州縣志第9冊,海南出版社,2001,199。
- ¹² 浙江省『義烏縣誌(一)』『中國方志叢書』華中地方・第八二號,清嘉慶七年刊本影印,成文出版,1970,196。『義烏縣誌』にはこの後に

「明初、令天下喪禮服制竝依家禮。」[明初、喪禮喪服の制がいずれも家禮に依るように天下に命じられた。]と注が付されている。地方志を編纂した士大夫にとっては『家禮』に従うということは重要な情報であったことが窺える。

^{1 3} 楊志剛(2001:205-206)は、『家禮』が士大夫のみならず、官位に就いていない庶民をも対象としたものであったとする。

^{1 4} 河南省『獲嘉縣志』『中國方志叢書』華北地方・第四九〇號・據清乾隆二十一年刊本影印，成文出版社，1976,415。

^{1 5} 『天一閣藏明代方志選刊(十九)』上海古籍書店影印，1981 重印。

^{1 6} 浙江省『臨海縣志』『中國方志叢書』華中地方・第五〇九號・據清康熙二十二年刊本影印，成文出版社，1983,147。

^{1 7} 江蘇省『江都縣志(二)』『中國方志叢書』華中地方・第三九三號・據清乾隆八年刊，光緒七年重刊本影印，成文出版社，1983,484。

^{1 8} 考亭は福建省の地名であるが、朱熹の居所であったことから、朱熹の号或いは朱熹が題した亭の名称とされる。ここでは朱熹を指す。

^{1 9} 故宮博物院編『故宮珍本叢刊』第 214 冊 四川府州縣志第 10 冊，海南出版社，2001,92。

^{2 0} 中國科學院圖書館選編『稀見中國地方志彙刊』(第十二冊)，中國書店，1992,301。

^{2 1} 司馬公曰：世俗信浮屠誑誘，於始死及七七日、百日、期年、再期年、除喪飯僧，設道場，或作水陸大會，寫經造像，修建塔廟，云為此者滅彌天罪惡，必生天堂，受種種快樂，不為者必入地獄(中略)，況於死者，形神相離，形則入於黃壤，朽腐消滅，與木石等，神則飄若風火，不知何之，借使到燒春磨，豈復知之。(中略)此則中智所共知，而舉世滔滔信奉之，何其易惑而難曉也。[司馬公曰く。世俗の者が仏教を信じて惑わされ、死の始まりから七十七日目、百日目、一年目、二年目、除喪に僧に食事を振る舞い、道場を設え、水陸大会を行い、経を書き、像を造り、塔や廟を建てる。それを行う者は罪が消滅して、天国に行き様々な快樂を受ける。行わない者は地獄へ行くと言う。(中略)まして死者は、その身体はなくなり、土に入り、朽ちて消滅し、木石と同じようになる。精神は風や火のように漂う。それがどこに行くのかをどうして知ることがあろうか。焼い

たり舂²いたりしてもどうしてそれを知るといのか。(中略)これは知恵のある人は皆知っていることである。しかし世間は広く仏教を信奉している。なぜ惑うことは易く、理解することは難しいのだろうか。]

^{2 2} 故宮博物院編『故宮珍本叢刊』第215冊 四川府州縣志第11冊，海南出版社，2001，361。

^{2 3} 馮爾康・常建華(2002:239)は、清代には入棺儀式を行う時に、僧、道士を招いて仏事を行ったとする。鐘敬文(2008:277-278)も明代、清代において民間では仏教の教えによって葬礼が行われており、士大夫にもその影響が及んでいたことが窺えるとする。

^{2 4} 例えば、山東省『新泰市志』(1993:806)では、死亡当日、「長子或長孫手執一秫秸上插兩柱香，由兩人加著，站在凳子上哭喊：“向西南大路呀!”連呼三聲，此為“指路”。」[長男或いは長孫が手に藁に香を挿した物を持ち、二人につかまり椅子の上に立って「西南の大路に向かってください!」と続けて三回叫ぶ。これを「指路」とする。]とされる。

^{2 5} 例えば、四川省『大邑縣志』(1992:724)には「用一根竹竿在死者房屋上戳一個孔，叫“戳死星”」[竹竿を使って死者の部屋の屋根に一つ穴をあける。これを「戳死星」という。]、『江油縣志』(2000:1204)には、「接著則須將屋頂上的瓦揭去一匹，草房則戳個洞，名為“出煞”，意思是說死者靈魂可由此升天。」[続いて必ず屋根の瓦の一つはずす。藁葺きならば穴をあける。「出煞」と呼ぶ。死者の靈魂がここから天に上ることができるという意味であると言われる。]とある。

^{2 6} いずれも先に「飯含」の準備の際に用意されていたもの。

^{2 7} 江西省『修水縣志』(1991:620-621)には「向死者嘴内放少許茶葉、米、免到陰府喝迷魂湯。」[死者の口の中に茶葉と米を少し入れる。あの世で迷魂湯を飲まずにすむ。]とある。「迷魂湯」については葉大兵・烏丙安(1990:270)に「孟婆湯」という名称で記述がみられる。「孟婆湯」は、冥界で「孟婆」(冥神)に飲まされる酒のようで酒でない、前世を忘れるもので、死者の口に物を含ませることにより、それを飲まずすむと考えられているという。

^{2 8} 「打狗餅子」は、死者が通らなくてはならない悪い犬のいる村

を通過する時に難を逃れるために投げるものとされる。河北省『懷安縣志』(1994:656)には「氣絶後給死者口中放銅錢，袖口内放打狗餅子。」[死亡後、死者の口に銅錢を入れ、袖口には打狗餅子を入れる。]、江蘇省『東海縣志』(1994:789)には「死者袖内放“打狗餅”(用亂頭髮、麻絲和面烙成的小圓餅)和硬幣。」[死者の袖の中に「打狗餅」(頭髮をまきつけ、麻糸と小麦粉をこねて焼いた小さな丸い餅)と硬貨を入れる。]、安徽省『天長縣志』(1992:533)には「死者手持柳枝穿的7個燒餅，名為“打狗餅子”。」[死者の手には柳の枝に刺し七個の燒餅を持たせる。名を「打狗餅子」という。]とある。

^{2 9} 死後、身体を清め、壽衣を着せることを「小殮」とし、棺に遺体を入れることを「大殮」とするところは、河北省欒城縣、南皮縣、河南省柘陽縣、湖北省崇陽縣等。

^{3 0} 江蘇省『啟東縣志』(1993:1021)では「父母好似一把大傘，在世時，子女可以依賴、庇蔭在父母的大傘下，父母死了，這把大傘不能支撐了，故報喪者不論晴天，還是雨天，均得拿一把傘，且把傘收攏，即使下雨也不能撐開。」[父母は大きな傘のようなものである。生きている時には子どもはそれに頼り、父母の大きな傘の下で庇護されている。父母が亡くなるとその大きな傘は支えることができなくなる。そのため報せに行く者は晴天、雨天に関わらず必ず傘を手を持って行くが、それは仕舞っておき、雨が降ってもさすことはできない。]とする。浙江省『雲和縣志』(1996:572)には「報喪人不論晴雨均帶傘，至親戚家將傘倒放堂前，主人即明白來意。」[報喪の人は晴雨にかかわらず傘を持って行く。親戚の家に着くと傘を逆さにして堂の前に置く。主人は来意を知る。]とある。

^{3 1} 江蘇省『淮安市志』(1998:817)「喪服以親疏分為五個等級，俗稱“五服”，即斬喪、齊喪、大功、小功、總麻5種。」[喪服は親疎により五つの等級に分かれている。俗称「五服」。即ち斬喪、齊喪、大功、小功、總麻の五種類である。]

^{3 2} 中川忠英(1966:117)の「喪礼」(図版)に七星板の図が掲載されている。「卷之十一 喪礼」には、「七七の法会」の項に付された孫伯醇、村松一弥の注に記述がある。注では、七星板を「錢大の七つの穴をうがち小溝を作って連貫させて北斗七星を象どった」板とし、それを棺に入れる意味を「七七」習俗に関連したものとしている(中

川忠英 1966:160)。

- ^{3 3} 注 29 にも挙げたように「小殮」、「大殮」という名称は地域により異なる儀式を表す。河南省新化縣では遺体を棺に納めることを「大殮」と呼ぶ。江蘇省漣水縣、無錫縣、江西省崇義縣、広東省平遠縣等では遺体を棺に収めることを「小殮」とし、棺に蓋をして釘を打って封棺することを「大殮」と称する。
- ^{3 4} 先に紙銭を燃やして祖先の墓を祭るところや、墓穴を掘った後、穴の中で火を燃やすところもある。これを「暖壙」、「暖井」と呼ぶ。例えば河南省『新蔡縣志』(1994:809)では「靈柩下壙前，陰陽先兒燃紙烤燎墓穴，謂之“暖壙”。」[柩を穴に下す前に陰陽師が墓穴で紙を燃やす。これを「暖壙」という。]、湖北省『紅安縣志』(1992:660)では「下葬前，燒草木灰暖墓穴。」[埋葬前、草木灰を燃やし墓穴を暖める。]、『黃陂縣志』(1992:495)では「棺停穴旁，先將稻草燒墓穴，謂之“暖井”」[棺を穴の側に置き、まず墓穴で藁を燃やす、これを「暖井」という。]とする。
- ^{3 5} 例えば、安徽省『懷遠縣志』(1990:560)には「舊時，富家重視“風水寶地”，一時未獲，將棺浮厝，待後擇地安葬」[旧時、富家では「風水宝地」であることを重視し、すぐにその場所が得られない時には棺を仮安置し、よい土地を探してから埋葬した]、『霍山縣志』(1993:790)では、「死後周年(或三、五年後)擇地安葬入土。」[死後一周年(或いは三、五年後)に土地を選んで埋葬する]とされる。
- ^{3 6} 例えば、山東省『諸城市志』(1992:681)では出棺後、十字路で「路祭」を行った後、「至此，送葬女性回家，男性擁棺至墓穴。」[ここで葬送の女性は家に帰り、男性は棺を守って墓へ行く。]、安徽省『涇縣志』(1996:847)では、「親友送喪尾隨柩後，女人不得送喪。」[親族は柩の後について野辺送りする。女性は野辺送りすることができない。]とする。

第三章 死者の清めと更衣に関わる習俗の変容

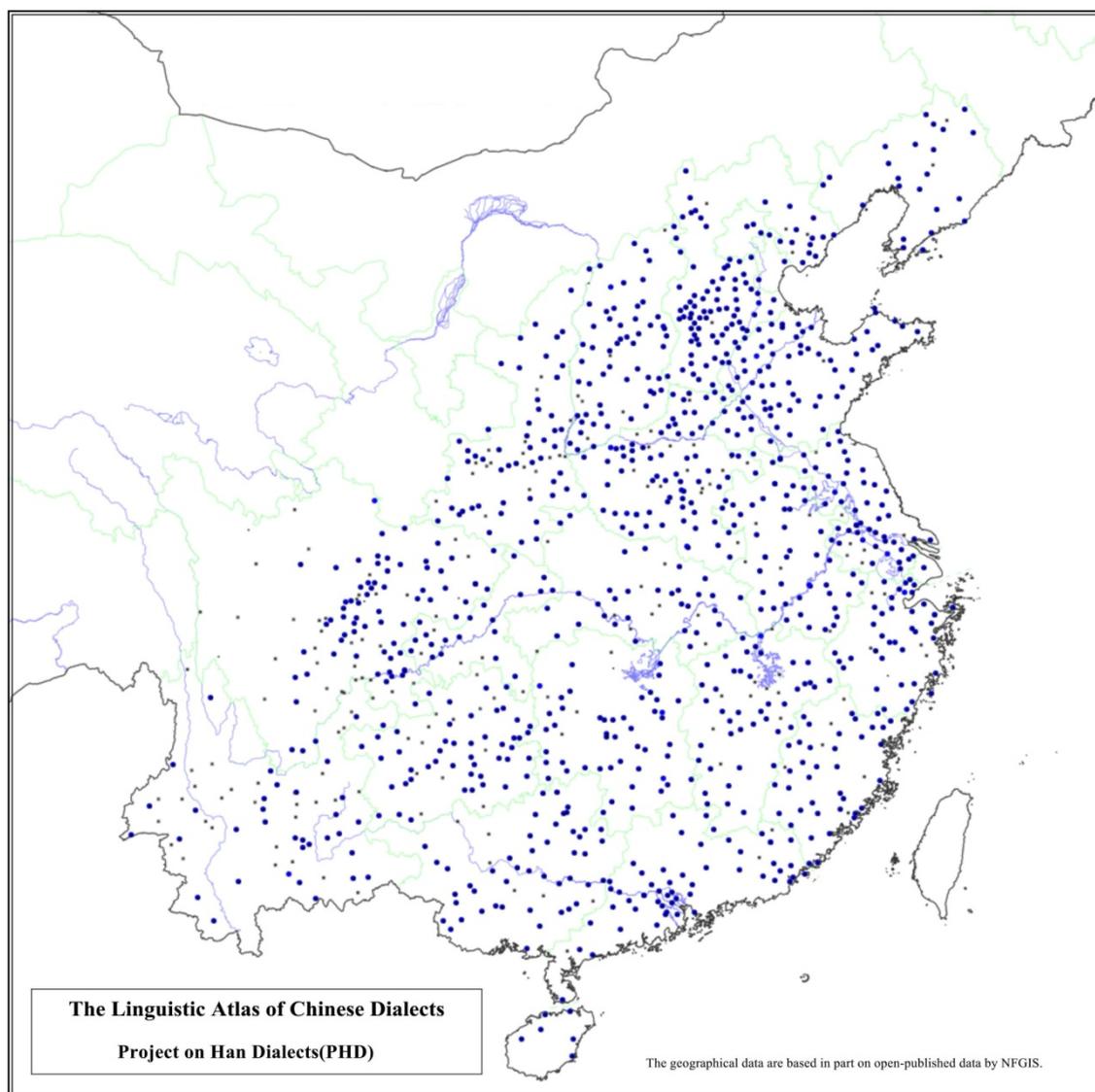
第二章では『家禮』に定められた葬礼の規範が清末、民国期における伝統葬礼の中に継承されながら、同時に『家禮』の規範から変容または逸脱した習俗が広がりを見せたことを明らかにした。本章及び第四章では当代地方志に現れる葬礼習俗を取り上げ、その地域的な広がりを明らかにしながら、近世における変容の実態と変化の過程を考察する。

本章では死亡前後及び入棺の際に遺体に対して行われる清めと更衣に関わる習俗を取り上げる。具体的には、死装束を着せる「穿壽衣」、死者を清める水を汲みに行く「買水」、遺体の清めに関わる「沐浴」と「淨面」を対象とする。第四章では死亡直後に死者の魂を呼び戻そうとする「招魂」と土地廟等に死者の到着を知らせに行く「報廟」習俗を対象として論じる。

第一章で述べたように、研究手法は W・A・グロータース神父の提唱になる「民俗地理学」(folklore geography)に倣う。しかし、中華人民共和国においては、漢民族を対象とした葬礼の体系的な調査は行われてこなかった。そのため本論文では次善の策として当代地方志を基礎資料とし、その中の「建国以前に行われていた伝統的葬礼」とされる情報を地図化する。従って地図上に現われるのは、清末、民国期から 1950 年代に至る時期の状況ということになる。その他、民国期以前に刊行された旧志、筆記小説、白話戯曲等の文献を参照資料とした。

地図 1 に筆者が目堵し得た当代地方志の地点を示す。本論文に関わる習俗について有効な情報が得られた地点を●、本論文に関わる習俗について記載がない地点を*で表示した¹。なお、漢民族の葬礼について記載がない地方志は含まない。参照した当代地方志の一覧は巻末に付す。

地図 1 当代地方志による調査地点



調査地点

- 本論文に関わる習俗について記載あり。
- * 本論文に関わる習俗について記載なし。

当代地方志では「殯葬改革」の影響により伝統的な葬礼について、「旧時」、「清代」、「民国期」、「建国前」等とされることは前述の通りであるが、それでもなお、記述に何らかの規制が働いている可能性もある。「記載がない」場合、その要因として以下の三つの可能性が考えられる。①対象とした儀礼習俗がない、②当該習俗は行われているが、重要な儀礼習俗とは捉えられておらず、編纂過程で省略された、③当該習俗は行われているが意図的に排除された。記載がないことがいずれの要因によるものか、当代地方志の調査で判別することは不可能である。

地方志の記述には経済的、社会的格差による儀礼の差異について明記されていないことが多い。従ってこの点については考慮しない。また、幼児や未婚の青年の死亡時、変死等の場合の儀礼については特に取り上げず、老年の死者に対して子孫が行う葬礼を対象とする。

1. 「穿壽衣」・「買水」・「淨面」

1.1. 「穿壽衣」

「壽衣」は死者が身につけて入棺、埋葬される衣服である。「壽衣」、「老衣」、「送老衣」、「亡衣」、「殮衣」等と称される(以下「壽衣」とする)。壽衣は本人(またはその息子)が長寿を願って作るものとされ、六十歳を過ぎた頃に棺(「壽木」、「壽棺」と呼ばれる)とともに作ることもある。

壽衣は上着、ズボン、靴、靴下、帽子を含む。上着、ズボンは肌着、中着、外衣からなる。また冥界は寒冷なところと考えられているため、季節にかかわらず綿入れの衣服を着せる。枚数は奇数であることが多く、数はそれぞれの家によって異なる。壽衣にはボタンを用いない、緞子の生地は用いない等の決まりごとがある。また壽衣には革製品は用いないとするところもある。これは革製品を身につけていると獣であるとみなされ、来世で人に生まれ変わることができないと考えられているためである²。

壽衣への着替えは古礼の「襲」に相当する。『家禮』喪禮におけ

る当該記述は以下の通りである。

執事者設幃及牀，遷尸，掘坎。陳襲衣、沐浴、飯含之具。乃沐浴，襲，徙尸牀置堂中間。

[執事者は幃と牀を設け、遺体を移し、穴を掘る。襲衣、沐浴、飯含の道具を並べる。沐浴、襲をし、遺体を安置した牀を堂の中央に移す。]

このように「襲」とは、沐浴をして洗い清められた遺体を襲牀に遷し、死者に衣服を着せることである。『家禮』の「襲」には以下のように周復の注が付されている。

侍者設襲牀於幃外，施薦席褥枕。先置大帶、深衣、袍襖、汗衫、袴鞬、勒帛、裹肚之類於其上，遂舉以入，置浴牀之西。遷屍其上，悉去病時衣及復衣，易以新衣。但未着幅巾、深衣、履。

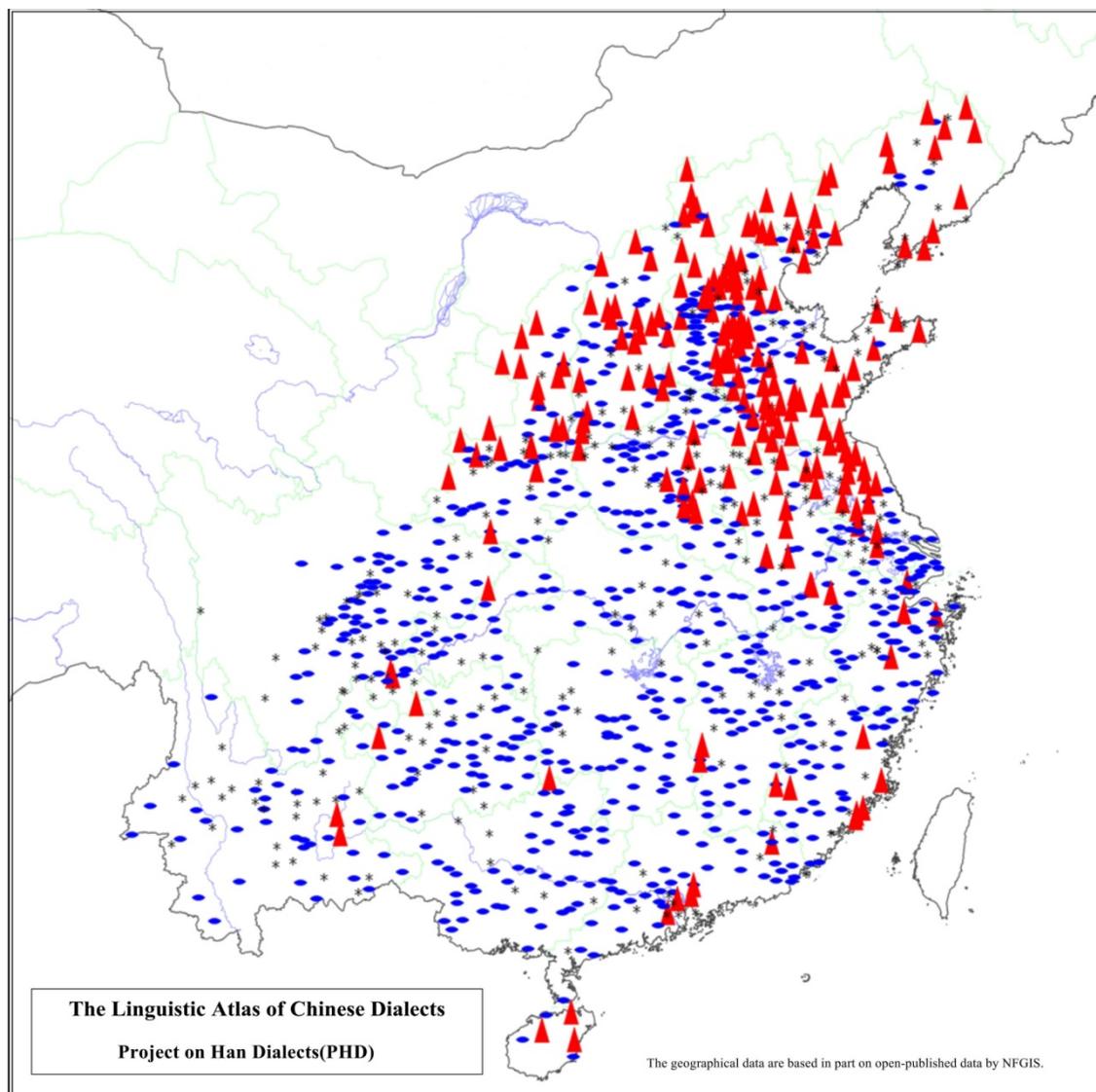
[侍者は幃の外に襲牀を設える。莫藎を敷き布団と枕を置く。まず大帯、深衣(士大夫の常服)、袍襖(上着)、汗衫(下着)、袴鞬(袴と靴下)、勒帛(絹布)、裹肚(腹がけ)の類をその上に置いてから挙げて入れ、浴牀の西に置く。その上に遺体を遷す。病時に着用していた服及び復衣はすべて取り去り、新衣に替える。但し幅巾(頭を覆う布)、深衣、履はまだ着せない。]

この後、死者の口に米と錢を入れる「飯含」を行った後、幅巾で顔を覆い、深衣を着せて大帯を結ぶ。衣服を着せ終わった遺体には衾を掛け、翌日の小斂までそのまま置かれることになる。

以上のような「襲」の儀式は、『儀禮』士喪禮、『禮記』喪大記の定める古礼に従ったものである。ところが、当代地方志には死装束、即ち壽衣を死亡前に着せるというところが少なからずみられる。

地図2は壽衣への着替えを死亡前に行う地域と死亡後に行う地域を表示している。

地図 2 「穿壽衣」



「壽衣」への着替えの時期

- ▲ 死亡前に壽衣を着せる。
- 死亡後に壽衣を着せる。
- * 当該習俗の記述なし。

地図からはわかることは、①死後、壽衣に着替えをさせる地点が全国に広がっている。②死亡前に壽衣に着替えさせる地点は、北方地域に集中しており、南方には少ない、という二点である。

②の地域では病人が危篤に陥ると急いで壽衣を着せる。江蘇省の『海州民俗志』(劉兆元 1991:77)によれば、死亡後に「壽衣」を着せるとそれを着てあの世に行くことができなためであるという。同様の記述は当代地方志にも見られる。

山東省『鄒城市志』(1995:735)

小殮:死者彌留之際，放置在主房正中臨時床上，謂之“上靈床”。
迅速穿著壽衣，以防裸體歸陰。

[小殮:死者は臨終の際に主房の中央に設えた臨時のベッドに置く。これを「上靈床」と呼ぶ。すばやく壽衣を着せ、裸であの世に行かないようにする。]

この時着せられる壽衣は、当事者がまだ死に至っておらずとも「死者に着せる服」である。そのため、死亡後に改めて着替えをさせることはなく、そのまま安置し、入棺する。

死亡前の更衣は、実は古礼にもみられる。但しそれは「襲」とは異なり、死の直前に一時的に着替えをさせるものである。『儀禮』及び『家禮』には現れないが、『禮記』喪大記卷二十二の本文に記述が見られる。

廢牀，徹褻衣，加新衣，體一人。

[牀を廢し、褻よごれた衣を取り去り、新しい衣を着せる。手足一本ごとに一人がつく。]

この後、口と鼻に綿をかざし、呼吸の停止が確認されると「復」を行う。死亡後、遺体は牀に遷す。衾で覆い、死亡前に着せた「新衣」(「死衣」と称される)を取り去った後、沐浴を行う。

始死，遷屍于牀，幘用斂衾，去死衣。

[死の当初、遺体を牀に遷し、斂衾を用いておおい、死衣を取り去る。]

このように死亡前に着せる「新衣」は穢れた衣と取り替えるものであり、沐浴の後に死出の衣裳を着せる「襲」とは異なる意義をもつ行為である。

当代地方志にも死亡前に壽衣とは異なる衣に着替えさせ、死後、入棺迄の期間に壽衣に着替えさせる地域がみられる。二例を挙げる。

安徽省『桐城縣志』(1995:754)

老人彌留之際，須穿“上路衣”，抬坐椅上，謂“上大椅”。(中略)入殮時，先根据死者生辰八字推測收殮入棺時間，再用艾葉水替死者抹澡，并將孝子取來的潔淨水洒在死者胸口上，然後換壽衣。

[老人の臨終時、必ず「上路衣」を着せ、運んで椅子に坐らせる。これを「上大椅」と呼ぶ。(中略)入殮時、まず死者の生辰八字に基づいて入棺時間を推察する。ヨモギ葉水で死者を拭き、孝子が汲んできたきれいな水を死者の鳩尾の上にたらしした後、壽衣に換える。]

河南省『信陽縣志』(1990:636)

老人病久彌留時，(中略)加新衣，“屬纊”(以新棉試鼻)，氣絕即廢床，寢於地下席上。(中略)入殮前為死者沐身，由子女以沐巾擦拭胸背，“前七後八”；穿新制壽衣。

[老人が長患いで危篤に陥ると、(中略) 新衣を着せ、「屬纊」(新しい綿を鼻の下にあてて息を窺う)し、死亡後すぐにベッドを片づけて地面に敷いた莫藎の上に寝かせる。(中略)入殮前に死者の身体を洗う。子女が沐巾で胸と背を「前七後八」拭く。新し

く作った壽衣を着せる。]

訳文に下線を付したように、いずれも「壽衣」は「上路衣」ないし「新衣」と区別されている。このほか山西省垣曲縣、江西省安遠縣、福建省惠安縣でも死亡前に壽衣と異なる衣服を着せ、死亡後に壽衣への着替えを行う。これらは『禮記』の儀礼を継承した形態である可能性があるが、いずれにせよ地図2で北方に現れる②死亡前に壽衣を着せる習俗とは異なる。

旧志をみると、死亡前に壽衣への着替えをさせるという記述は、民国期には散見されるが、清代には僅かにしか見られない。管見のところ最も古い記述は、清代嘉慶年間の河北省『束鹿縣志』である。

河北省『束鹿縣志』清嘉慶四年(『民俗資料彙編』華北卷:85)
親疾危篤，移床外庭，子孫、兄弟俱環侍。屬纊，遷于中堂，易衣服、衾褥，納金、珠口中，即《禮》飯含義也。氣絕，孝子、孝婦等環哭。

[親が病で危篤に陥ると、ベッドを外庭に移し、子孫、兄弟は一緒に周りを囲んで待つ。屬纊をして、中央の部屋に遷し、衣服、布団を換えて、口中に金、珠を入れる。即ち『禮』の飯含の意味である。呼吸が止まると、息子、娘らは周りを囲み哭する。]

この他、清代では河北省『定州志』(清道光二十九年)、遼寧省『開原縣志』(清咸豐七年)に記述がみられる³。

地方志以外にも清道光年間、潘德輿は『養一齊集』卷之二十六「喪禮正俗」の中で、死亡前に着替えをさせることに言及している(「病瀕死始移正寢遽易新衣」の項)⁴。

至於移病者於寢既畢矣，又有促易新衣之一大禍焉。禮始死，遷尸於牀，幬用斂衾，去死衣，御者入浴。據此可知死必浴、浴乃去死衣耳。禮疾病，徹褻衣加新衣，加之云爾非易也、徹其褻云爾

非易也。夫衣之不可易。古人固非徒為浴，計亦實。以瀕死之人心氣，將絕不耐動搖也⁵。

[病人を正寢に移すことが終わると、さらに急いで新衣に替えるという大禍がある。礼では死の当初に屍を牀に遷し、斂衾でおおい、死衣を取り去り、御者が入り浴させる、とある。このことから死ねば必ず浴させ、浴したら死衣を取り去ることを知るべきである。礼では病が重くなれば、よごれた衣を取り除き「新衣」を加えるとしているが、加えるだけで替えるのではなく、よごれを取り除くだけで替えるのではない。衣は替えてはならないのである。古人はもとよりいたずらに浴を為すのではなく、考えに実がある。瀕死の人の心は息が絶えんとする時には動搖に耐えられないからである。]

臨終間近に病人を居室から「正寢」(中央の部屋)へ移動させ、急いで着替えをさせることについて、このような行為は瀕死の病人の心身に負担を強いるものであると批判している⁶。礼に「徹褻衣加新衣」とあるのは「加える」ということであり、「替える」ことではないとする。これは上記『禮記』喪大記に記された古礼を指す。潘德輿はさらに次のように述べる。

蓋其移正寢也，所以畏人譏，其易新衣也，所以畏鬼禍。鄉巫、村嫗之言，以為死而不得衣，則鬼將裸裎矣，死而不得新衣，則鬼將藍縷矣。

[正寢に移すのは、人の譏りを畏れるためであり、新衣に替えるのは、鬼禍(靈魂が祟り、生者に禍をもたらすこと)を畏れるためであろう。村の巫や村の老女の言によれば、死ぬと衣が得られず死者は裸になり、死ぬと新しい衣も得られず、死者は藍縷をまとうことになるという。]

ここで潘德輿が問題にしているのは、『禮記』に記された死亡前

に着せる「新衣」(死亡後、沐浴の前に脱がせる衣服)ではない。「襲衣」に相当する衣服(当代地方志でいう「壽衣」)を死亡前に着せる習俗を問題視しているのである。

潘徳輿が生まれた山陽縣は現在の江蘇省淮安市に当たる。「喪禮正俗」の記載から、清道光年間には江蘇省で死亡前に着替えをさせるといふ習俗が行われていたことになる。また、当時すでに死亡前に着替えをさせなければ死者が裸である世に行くことになることとされていたことがわかる。

1.2. 「買水」

死装束を着せる前に行われる遺体を清める儀式は、「沐浴」と称され、『儀禮』、『家禮』にも現れる。当代地方志では「淨身」、「浴屍」等とも称される。

まず、『儀禮』士葬禮の記述を確認する。「沐浴」は死が確定した後、死者の衣服を換える「襲」の前に行われる。「沐浴」を行う場所は、土を盛り上げた上に建てられた「正寢」の「堂」(正寢の南側部分の土間)と「室」(正寢の北側部分に設えられた小部屋)である。正寢は地面よりも高いところに床面があるため、「西階」と「阼階」という二つの階段が設けられている。

「沐浴」の前に堂の下の方の階段の間に穴を掘る。この穴は「沐浴」終了後、残水や使用した巾や櫛を埋めるためのものである。遺体は「室」に安置されている。室の床は沐浴の際に水が滴ってもよいようにむしろを敷かず、簀子を露出させておく。沐浴には米のとぎ汁を熱したものを用いる。米をとぐのに用いる水は井戸から汲む。

「沐浴」は『儀禮』本文には以下のように記されている。

乃沐，櫛拑用巾。浴用巾，拑用浴衣。湔濯棄于坎。

[乃ち髪を洗い、櫛くしげずり、巾で拑ぬぐう。巾で浴ゆあみさせて、浴衣で拑ぬぐって乾かす。湯の余りは坎に棄てる。]

「沐」とは髪を洗うこと、「浴」は身体を洗うこと、「拮」は水分をふきとり、きれいに乾かすことである。「浴衣」は単の衣で、沐浴が終わった後、身体の水分をとり、乾かすために使う。遺体を洗うのに使用した米のとぎ汁は「槃」（素焼きの盥）に受け、儀式が終わった後に余った米のとぎ汁や、使用した櫛、巾と一緒に先に掘った穴に棄てる。

朱熹『家禮』本文で、沐浴は「乃沐浴。」[乃ち沐浴する。]とのみ記されており、沐浴を行う際の手順などは不明である。しかし、周復による注には以下のように、儀式の手順が記されている。

侍者以湯入，主人以下皆出帷外，北面。侍者沐髮，櫛之，晞以巾撮為髻，抗衾而浴，拭以巾，剪爪，其沐浴餘水、巾櫛棄於坎而埋之。

[侍者は湯を持って入り、主人以下は皆帷の外に出て、北に顔を向ける。侍者は髪を^{あらい}沐い、^{くしげず}櫛り、巾を用いて乾かし、束ねて髻にする。衾を^あ抗げて浴する。巾を用いて拭い、爪を剪る。沐浴の残り水、巾、櫛を坎に棄て、これを埋める。]

『家禮』では米のとぎ汁ではなく、湯を用いる。死者の髪を洗い、乾かした後、身体を洗い、巾で拭く。残りの水、巾、櫛を穴に棄てるという形態は『儀禮』と同様である。

『家禮』には、沐浴にどのような水を使うかに関する記載はない。一方、当代地方志には死者の沐浴に用いる水に関する習俗である「買水」に関わる記述がみられる。「買水」は「請水」、「起水」、「乞水」とも呼ばれる。以下、本論文では「買水」と呼ぶ。

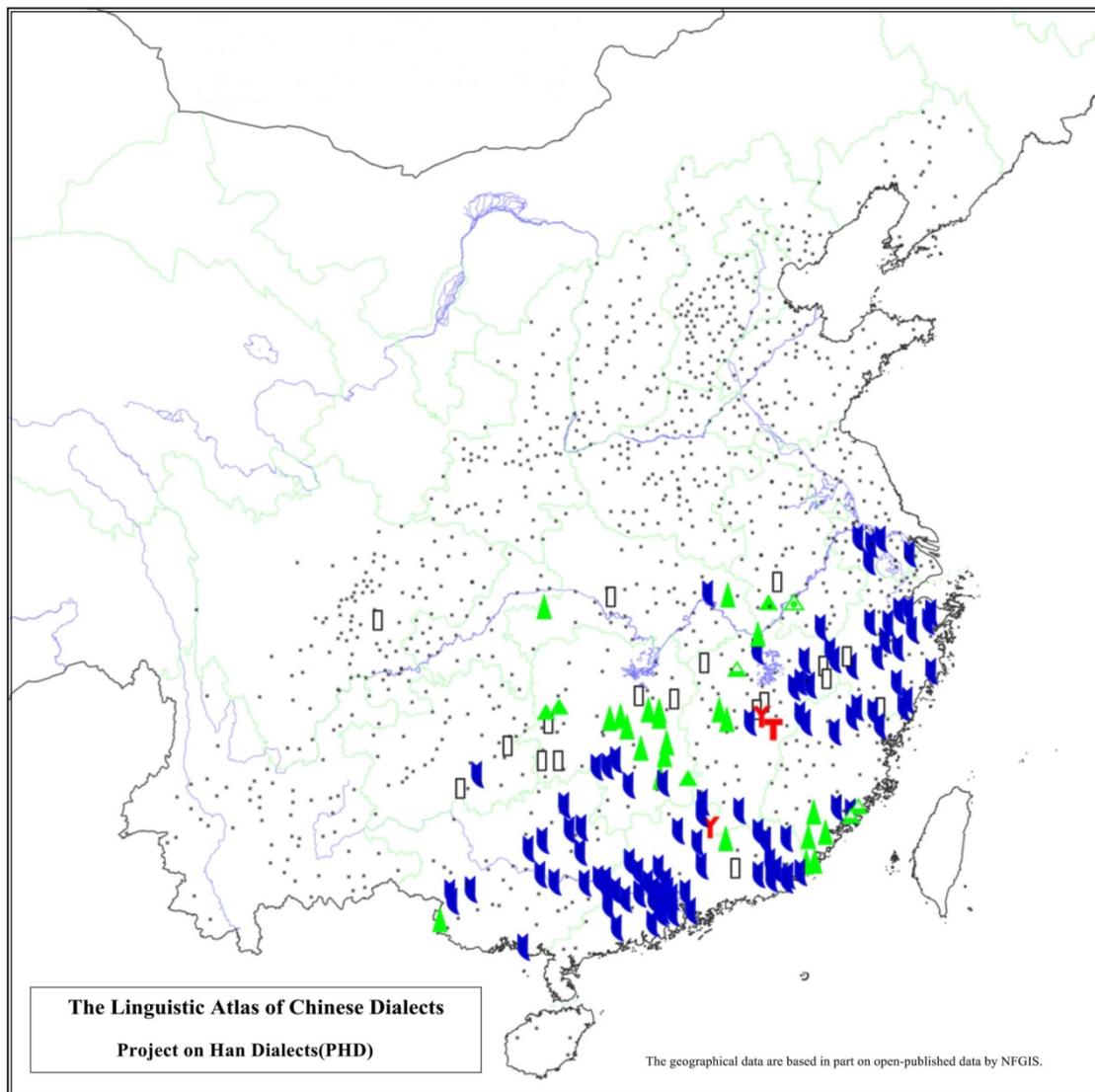
「買水」を行うところでは死亡後、孝子が川や井戸など水辺へ行き、川や井戸の神に拝礼し、香を焚き、硬貨や紙銭を水に投げ入れる或いは紙銭を焼く等の行為を行った後、持参した桶や碗に水を汲み、それを家に持ち帰って遺体の清めに用いる。

「買水」についてデ・ホロート(1946:12-13)は、廈門では「乞水」

と称され、井戸に水を投げ入れて死者を洗うための水を汲むとする。ワトスン(1994)、ナキヤーン(1994)にも儀式が行われる地域についての言及がある。ワトスン(1994:26)は、「南中国では、水はしばしば井戸や小川の神から(本ものの金の、形ばかりの額で)購入された」という。ナキヤーン(1994:67)は、福建省(廈門、福州、近年の台湾)、浙江省には遺体を洗うための「買水」を含む儀式があるが、自身の調査地域である華北の資料には出てこないという。いずれも「買水」が行われる地域が限られていることを指摘しているが、具体的な分布範囲は示されていない⁷。

地図3は当代地方志の葬礼習俗の中で「買水」を行うとする地点を表示したものである。「買水」習俗が行われるという記述があるところには名称ごとに記号を割り当てた。習俗は行われているが、特に名称のないところにも記号を割り当てた。記載がないところは*で示している。

地図 3 「買水」



「買水」習俗

- | | |
|------|----------------------|
| ➤ 買水 | ⚡ 打河水 |
| ▲ 請水 | ⚡ 活水、長生水 |
| ▲ 乞水 | □ 当該習俗の記述あり、名称の記載なし。 |
| ▲ 取水 | * 当該習俗の記述なし。 |
| ▲ 起水 | |

地図 3 からは南北対立の様相が見て取れる。「買水」を行うと記載された地域は、安徽省南部、江蘇省南部、江西省中央部から広西壮族自治区、貴州省、湖南省と浙江省中南部、福建省、広東省にかけての長江以南に分布する傾向が明らかである。長江以北の地域には現れない。四川省では一地点(資陽縣)のみに現れ、雲南省に分布は見られない⁸。

広範な地域で「買水」と呼ばれているが、湖南省から江西省西部、福建省南部では「請水」という名称を用いる地域が集中している。この他、「乞水」、「起水」、「取水」等の名称が見られる。

先に見たように『家禮』には本文、注ともに沐浴に用いる水についての記述は見られない。しかし南宋の周去非による『嶺外代答』には次のように記述がある。

欽人，始死，孝子披髮頂竹笠攜瓶甕持紙錢往水濱，號慟，擲錢于水，而汲歸浴屍。謂之買水。否則隣里以為不孝⁹。

[欽人は死の当初、孝子は髪をたらしめて竹笠をかぶり、瓶甕を携え、紙錢を持って水辺へ行き、そこで慟哭して水に錢を投げ、水を汲んで帰り屍を洗う。これを買水と呼ぶ。そのようにしないと田舎では不孝だとみなされる。]

宋代広西省欽州ではすでに「買水」習俗が行われていたことがわかる¹⁰。地方志の中では管見の限り、明代萬曆年間の旧志の記載が最も古い。

浙江省『新昌縣志』(明萬曆七年)

買淨水湯浴¹¹。

[淨水を買い、湯浴する。]

川や井戸へ行き水を汲むという記述はないが、遺体の沐浴のために特別な水を用意するという行為がすでに萬曆年間に行われてい

たことがわかる。清代、民国期になると、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、貴州省、江西省等の地方志に「買水」に関わる記載が頻出するようになる。

江西省『宜黄縣志』(清道光五年)

孝子親汲河水沐浴，謂之“長生水”^{1 2}。

[孝子は自ら川の水を汲み、沐浴する。これを「長生水」という。]

江西省『萬安縣志』(清道光四年)(『民俗資料彙編』華東卷:1154)

孝子執香紙至水濱乞水以沐尸。

[孝子は香、紙を持ち水辺に行って、乞水し、その水で屍を洗う。]

江蘇省『武進、陽湖縣志』(清光緒五年)(『民俗資料彙編』華東卷:469)

投錢于水取以浴，曰“買水浴”，曰“拖三把”。

[水に錢を投げ、汲んだ水で浴する。これを「買水浴」、「拖三把」という。]

『儀禮』及び『家禮』には現れない「買水」習俗が長江以南の地域に広範に分布する要因について、いくつか可能性を挙げてみたい。

一つは孝子が父母への孝養を示すためという可能性である。地方志には、「買水」の際、孝子が破れた傘をかぶる、または付き添う人が孝子に傘をさしかけて水辺へ行くという記述がみられる。安徽、江蘇、江西、浙江の各省では、傘は孝子が「報喪」に行く際にも用いられる^{1 3}。「買水」は孝子自らが死者の清め或いは祓いのために水を汲みに行く儀式であり、父母への孝養を象徴的に示す機会となる。

二つめは水の力に対する信仰である。「買水」の際は、川や井戸の神に礼を尽くし、香や紙錢、硬貨を供物として捧げ、水を汲み持ち帰る。習俗の形成には民間における「独自の民俗宗教的世界観」

(渡邊欣雄 1991:47)の影響によるだけでなく、自然環境やそこで営まれる人々の生活が関わっている。季増民(2008:81-85)によれば、中国の農業地域は、秦嶺・淮河線以北の畑作地域(雑穀、小麦、とうもろこしを栽培)、以南の稲作地域と内陸部の牧畜地域に大別される¹⁴。「買水」を行う南方では、稲作を中心とした農業が行われている。水は生産力の向上に関わり、生活を左右するものである。「買水」を行う際、浙江省青田縣、福建省福安市、広東省封開縣では、孝子が水を司る「龍王」から水を買うとされる。また、江蘇省江陰市、江西省安遠縣、貴溪縣、広東省南雄縣、平遠縣等では「河神」を拝して水を買うとされている。「買水」には生活を支える水、及び水を司る神に対する信仰があり、その水の力を死者の清め或いは祓いに用いようとするのではないだろうか。

「買水」して汲んだ水による清めや祓いについて、向柏松(1999:42)は特別な価値を持つ水を用いて行われる信仰上の意味を指摘し、西岡弘(1970:171)は水による祓除の効用を挙げている。

また、当代地方志によると「買水」して汲んだ水を使った沐浴、清拭には定まった形式があるとされているところもある。

江蘇省『宜興縣志』(1990:779)

由親人為死者沐浴、洗臉、梳髮三下(動作虛擬)。

[近親者が死者のために沐浴、洗顔をし、三回髪を梳く(動作は真似ごと)。]

浙江省『泰順縣志』(1998:724)

浴屍為象徵性，“前三後四”，即胸前揩三把，背部拭四下。

[遺体の沐浴はシンボリックなもので「前三後四」、即ち胸を三回拭き、背中を四回拭く。]

定型的な動作は、その目的が遺体を洗い、清拭することではなく、水を司る神から買った「特別な水」を用いて遺体を清める或いは祓いをするにありと思われる。

江西省『安遠縣志』(1993:638)

入殮前，孝子“買水”，即孝子帶壺和香燭紙錢到河邊哭拜河神後背手取水(不得回首)，把水加艾煮熟，交殯葬工擦屍(胸擦3下，背擦4下)，換上壽衣。

[入棺前、孝子は「買水」する。即ち孝子は壺と香燭、紙錢を持って川辺に行き、河神を拝した後、後ろ手で水を汲む（振り返ってはならない）。水にヨモギを加えて熱した後、葬儀の手伝いをする人に渡して遺体を拭き（胸を三回、背を四回擦る）、壽衣に着替えさせる。]

ヨモギは邪気を祓うものと考えられており、その葉を「買水」して汲んできた水に加えることで、特別な水にさらに力を加え、邪気祓いをするということであろう¹⁵。

三つめは少数民族の習俗の影響である。「買水」の起源について、何彬(1995:114)は、「買水」習俗が浙江省、広西壮族自治区、広東省の少数民族との雑居の中で漢民族の習俗に吸収され、保存されて現在に至るとする。韓碧琴(2007:282)もまた「買水」が閩贛粵(福建省、江西省、広東省)の壮族、畬族等少数民族の習俗を起源としたものであるとする。

民国期の地方志の中には宋・范成大『桂海虞衡誌』、周去非『嶺外代答』を引いてこの習俗を「蛮俗」と批判しているものもある。

広東省『順德縣志』(民国十八年)(『民俗資料彙編』中南卷:796) 投錢於河，買水歸以濯屍(買水濯屍本於蛮俗，見《虞衡志》)。
[錢を河に投げる。水を買って帰り、それで屍を洗う(水を買って屍を洗うのは蛮俗に由来する。『虞衡志』を見よ)。]

梁庭望(1987:63-64)によれば、壮族の喪礼習俗では死後、孝子が哭しながら川辺へ行き、硬貨を川へ投げ入れて水を汲むという。持

ち帰った水は熱してブンタンやミカンの葉を加え、それを使って息子、娘が遺体の沐浴をする。林勇山(1992:145、153)にも壮族、仫佬族の喪礼習俗として「買水」の記述がある。入棺前に孝子が川辺で紙銭を燃やして水を汲む。この時、死者が男性の場合は水を汲む際に必ず流れに沿って、女性の場合は流れに逆らって汲む。持ち帰った水を使って死者の顔、身体を洗い、新しい衣を着せる¹⁶。

当代地方志においても「買水」は漢民族の葬礼にのみ現れるのではない。壮族、畬族のほか仫佬族、壮族、白族、苗族、瑶族等の葬礼習俗の中にも「遺体を清めるための水を井戸や川に汲みに行く」、「買水を行う」という記述が見られる。また漢民族の葬礼習俗に関する記述には「買水」について記載がないが、少数民族の葬礼に関する記述では「買水」を行うとするところもある。

広西壮族自治区『富川瑶族自治縣志』(1993:494) 瑶族喪葬

人死後，孝子孝孫即時穿上白孝衣到河邊或井邊“買水”回來幫死者洗屍，一到河邊，先燒香化紙，并投數枚銅錢或銅板和少許米飯下水，跪哭幾聲父或母。然後提水回家燒熱，由親人替死者沐浴。

[人が死んだら、孝子孝孫は白い孝衣を着て、川辺か井戸へ行き「買水」して帰って遺体を洗う。川辺に着くとまず焼香、焼紙し、数枚の銅錢、銅板と少しばかりの飯を水に投げ、跪いて父或いは母を何度か呼ぶ。その後、水を提げて家に持ち帰って温め、(それによって)近親者は死者に沐浴させる。]

広西壮族自治区『河池市志』(1996:1035) 壮族喪葬習俗

孝男還親自到河邊提清水(俗稱“買水”)，把水加溫後給逝者沐浴，理髮整容。

[孝男はさらに自ら川辺へ行き清水を汲む(俗称「買水」)。水を温めた後に死者に沐浴させ、理髪して整容する。]

いずれも瑤族、壮族の習俗では「買水」を行うとするが、漢民族の葬礼習俗の項には「買水」について記述はない。

しかし、壮族と漢民族が雑居する地域の地方志の中には、いずれの民族の葬礼習俗か明示されていないものもある。例えば広西壮族自治区の『天等縣志』には以下のように記述されている。

『天等縣志』(1991:464)

引孝男到溪邊“買水”，孝男向溪中拋幾枚銅錢，捧回一盆水為死者洗臉。[孝男を率いて川辺へ行き「買水」する。孝男は川に数枚の銅錢を投げ入れ、一盆の水を捧げ持ち帰って死者のために顔を洗う。]

何彬(1995:114)、韓碧琴(2007:282)等が指摘するように、少数民族の習俗を起源とする「買水」が漢民族の習俗と結びつき広がった可能性は高い。これらの少数民族は福建省、広西壮族自治区、広東省、湖南省、江西省、雲南省、浙江省等に多く分布する。少数民族の習俗の影響と伝播の様相を解明するためには、さらに各地域の状況を詳細に検証していく必要がある。

1.3. 「淨面」

「淨面」もまた遺体の清めと関連する習俗である。一般に「淨面」と称されるが、「開光」、「開臉」、「清面」という地域もある。以下、「淨面」とする。

「淨面」は孝子、孝子の妻、孝女らが清潔な綿に水或いは酒をしみこませ、遺体の顔を拭く行為である。入棺後に行われる地域が多いが、入棺前に行うところもある。

山東省『莘縣志』(1997:515)

一般于第二天午後將死者裝入棺材(入殮)，由兒女用新棉蘸清水為死者“淨面”。

[一般に死後二日目の午後に死者を棺に入れる(入殮)、息子娘が新しい綿を清水でぬらして死者に「浄面」する。]

山東省『済南市志』(1997:76)

入殮時、(中略)此時、家人再次用棉球沾酒為亡人浄面。

[入殮時、(中略)この時、家人は次に綿球を酒で濡らして死者の顔を清める。]

ところによっては「浄面」に用いた水や酒を孝子が飲むという。以下の二例はいずれも棺に蓋をして封棺をする前に行われる。

河南省『上蔡縣志』(1995:622)

扣棺:出殮前、(中略)死者親屬再看一次、以棉花蘸水給死者浄面、浄面所用之水下輩每人要喝一口。而後用做好的木扣將棺材蓋扣死。

[扣棺:出殮前、(中略)死者の親族はもう一度見て、綿を水で湿らせ死者に浄面する。浄面に用いた水は死者の下の世代の人がそれぞれ一口飲まなくてはならない。その後、作っておいた木のかすがいで棺の蓋をしっかりと留める。]

河南省『新蔡縣志』(1994:808)

合棺前、子女近親齊集棺前、子女以棉絮蘸清水或白酒為之“浄面”、之後各喝口“浄面”水(酒)繞棺1周。

[棺に封をする前に、子女や近親者は棺の前に集まり、子女は綿を水や白酒でしめらせて「浄面」する。その後、「浄面」水(酒)をそれぞれが飲んだ後、棺の周りを一周する。]

山東省巨野縣、鄆城縣、鄒城市、河北省安平縣等では浄面を行うと同時に鏡を用いて遺体を照らす。鄆城縣では、これは鏡で死者に自分が清潔かどうかを見させるためであるとされている。遺体を照

らした後にはその鏡を砕き割る。山東省成武縣では死者に満足かどうかを訊ねるという意味とされる。

山東省『巨野縣志』(1996:559)

“成殮”之前，要用棉花沾水，為死人“清面”，再用鏡子照面，後將鏡子摔碎。

[「成殮」の前に綿を水で湿らせて、死者に「清面」する。それから鏡に顔を映し、その後鏡を砕き割る。]

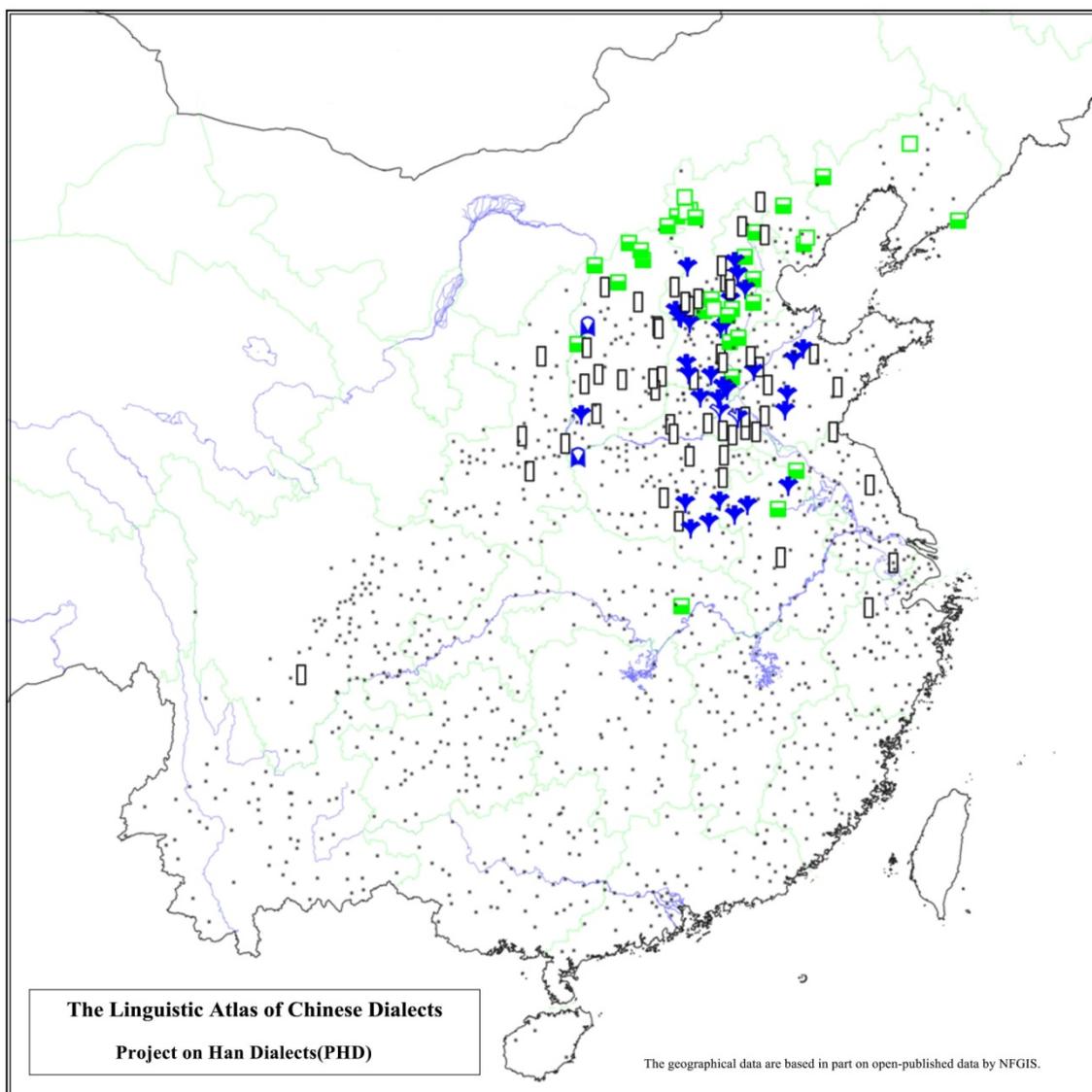
山東省『鄆城縣志』(1996:591)

死者的女兒或兒媳用棉絮蘸盆中清水，為死者“清面”。再以鏡照面，意為讓死者看看是否乾淨，遂鏡子摔碎。

[死者の娘或いは息子の妻が綿を盆の中のきれいな水に浸し、死者に「清面」する。それから鏡に顔を映す。死者に清潔かどうかを見せるという意味である。そこで鏡を砕き割る。]

地図 4 から「淨面」習俗を行う地域は江蘇省、安徽省、浙江省、四川省にも分布がみられるが、多くは淮河以北の地域に現れ、密集して分布することがわかる。「開光」、「開光明」、「開眼光」という名称は河北省と山西省に分布している。

地図 4 「淨面」



「淨面」習俗

- ▼ 淨面
- ▼ 清面
- ▼ 開面、開臉
- 開光、開光明
- 開眼光
- 当該習俗の記述あり、名称の記載なし。
- * 当該習俗の記述なし。

1.4. 「穿壽衣」、「買水」、「淨面」民俗地図からの考察

「穿壽衣」、「買水」、「淨面」の三枚の地図はいずれも南北対立の分布を示している。これらをまとめてみると、

- 1) 地図 2「穿壽衣」と地図 4「淨面」は互いに並行的な分布傾向を示している。即ち死亡前に壽衣を着せる地域は、「淨面」を行う地域と重なっており、これらの多くは華北地域に分布している。
- 2) 地図 3「買水」と地図 2「穿壽衣」及び地図 4「淨面」はちょうど逆転した分布を示している。「買水」習俗を行なっている地域は長江以南に多くみられる。

これらの儀式はそれぞれが個別に行われるものではなく、その他の儀式と関連して行われるものである。次にそれぞれの習俗を葬礼の順序に沿って捉え、類型化を試み、以下の三種類に分類した。

- A. 死亡→(沐浴)→穿壽衣→(淨面)→入棺→(淨面) *原型
(proto-type)
- B. (沐浴)→穿壽衣→死亡→(淨面)→入棺→(淨面) *北方型
- C. 死亡→買水→(沐浴)→穿壽衣→入棺 *南方型

類型 A は、『家禮』に則った体系であり、最も頻度が高い。本論文ではこれを「原型」と称する。類型 B は死亡前に壽衣を着せる体系である。本論文ではこれを「北方型」と呼ぶ。「淨面」は類型 A、類型 B の入棺後、或いは入棺の前に行われる。地方志の中には「沐浴」を行うか否かについての記述がないものが少なくない。類型 A の中で「沐浴」を行うという記述のある地点は 395 地点で、150 地点では「沐浴」を行うという記述がない。類型 B では「沐浴」を行うという地点が 87 地点確認でき、「沐浴」についての記述がないのは 102 地点である。ただし「沐浴」についての記述がない地点で儀式がないとは断言できず、地方志の筆者が記述を省略したという可

能性も否めない。しかし、そうではなく「沐浴」が行われていない地域があるのであれば、そこでの「沐浴」の省略は「浄面」とかかわっている可能性があり、「浄面」が華北地域に広まった要因である可能性がある。「沐浴」と「浄面」はいずれも遺体を清める行為である。両者の違いは「浄面」の具体的な動作が死者の顔を拭くという点であるが、その行為は「沐浴」が簡略化された形態であるといえるだろう。そこで「浄面」習俗が普及するに従い、儀礼としての「沐浴」が次第に淘汰されていったことが推測できる。北方には「沐浴」を行い、「浄面」も行うところがあるが、これらの地域では「浄面」は一種の象徴的な清めの役割を担っているものであると考えられる。

類型 C は「南方型」と呼ぶ。死亡後、「買水」を行って水を汲む。この類型では汲んできた水をどの時点で使うかによって、さらに以下の類型に分けることができる。

- C-1 死亡 → 買水 → 沐浴 → 穿壽衣 → 入棺
- C-2 死亡 → 沐浴 → 穿壽衣 → 買水 → 入棺 (顔を拭く)
- C-3 死亡 → 沐浴 → 穿壽衣 → 買水 → 入棺 → 買水

類型 C-1 は 119 地点確認でき、最も頻度が高い。死亡後、「買水」をして汲んだ水を沐浴に用い、その後、壽衣を着せる。類型 C-2、C-3 は「沐浴」し、壽衣を着せた後、「買水」を行い、汲んできた水を用いる。C-1 と同様に「買水」と称されているが、その儀式的目的や意義は異なっており、それらの地点では程度の差はあるが「買水」がすでに象徴的な儀式に変化していると考えられる。類型 C-2 は 16 地点に現れる。この類型では「買水」をして汲んだ水は入棺時に遺体の顔を拭くために用いられる。類型 C-3 は入棺前に「買水」を行うところと入棺後に行うところがあるが、いずれも直接遺体を洗う、拭くという行為には用いられない。棺の下に置く、棺にかける、棺を拭く等に用いられる。C-3 は既に遺体を洗い清めるという

意味では用いられておらず、C-2 よりもさらに象徴的な意味が強い。類型 C-3 は 11 地点に現れる。8 地点では「買水」の記述はあるが、どの時点で用いられるかについての記載がない。

類型 C-2 と C-3 に現れる「買水」と類型 A、類型 B に現れる「淨面」には二つの共通性がみられる。一つは両者がいずれも象徴的な儀式に変化していること、もう一つは両者がいずれも入棺の前後に行われていることである。南方の「買水」と北方の「淨面」はそれぞれに形成され、広まった習俗であるが、どちらも水を用いた遺体の清めに関わる習俗であり、それぞれに影響を及ぼしていったということも考えられる。

例えば南方と北方の間に位置する安徽省安慶市では「買水」を行い、沐浴を行うという上の類型 C-1 に属する。

死亡→買水→沐浴→穿壽衣→入棺

しかし、『安慶市志』(1997:1697)では、「買水」して汲んだ水は死者の身体を洗うのではなく、死者の顔を拭くために用いとされる¹⁷。この「顔を拭く」という行為は「淨面」と同様である。これは北方の淨面の影響を受けた習俗で、その名称だけが「買水」のまま残ったものであるのかもしれない。

2. 「沐浴」と「淨面」

上の第 1 節では、伝統葬礼の中から「穿壽衣」、「買水」、「淨面」をとりあげた。「買水」、「淨面」はいずれも死者の清めにかかわる習俗である。

民俗地図から北方、主に長江以北には、①死亡前に「穿壽衣」を行う、②入棺前後に「淨面」を行う、という分布が見られること、長江以南には、「買水」の分布が見られることを確認した。さらに葬礼の流れを類型化し、「淨面」、「買水」のもつ意味が異なる可能性があることを指摘した。

これらの習俗の意味づけに関しては「沐浴」との関連を検証することが必要である。第 1 節で述べたように葬礼における「沐浴」は

『儀禮』や『家禮』にも現れる死装束を着せる前に遺体を水や湯を用いて洗い清める儀式である。本節では「沐浴」と「淨面」の関連について、「沐浴」の方法や対象とする身体の部位の変化を確認することにより考察を進める。

2.1. 「沐浴」の形態

第1節(1.2)でみたように、『儀禮』及び『家禮』では、遺体を裸にして衾で蔽い、髪と身体を「洗う」ことで「沐浴」を行うとされる。当代地方志でも「壽衣」に着替えさせる前に遺体を清める行為について記述が見られる。

河南省『正陽縣志』(1996:554)

老人“斷氣”之後，要洗澡換壽衣。

[老人が息を引き取った後、身体を洗い、壽衣に換える。]

江蘇省『海門縣志』(1996:856)

先為死者剃頭、洗身、換衣，然後將遺體放在靈堂里。

[まず死者の頭を剃り、身体を洗い、衣を換える。その後、靈堂に遺体を安置する。]

地方によっては「洗う」のではなく、「布を用いて拭く」というところもある。

湖北省『漢陽縣志』(1989:488)

裝殮時用濕毛巾擦死者上身，換上壽衣。

[装殮の時、湿らせたタオルで死者の上半身をぬぐい、壽衣を着せる。]

当代地方志に現れる「遺体を清める行為」を表す動詞は各々異なるが、「洗う」と「拭く」に大別できる。沐浴の記述に現れる具体

的な語形は以下の通りである。

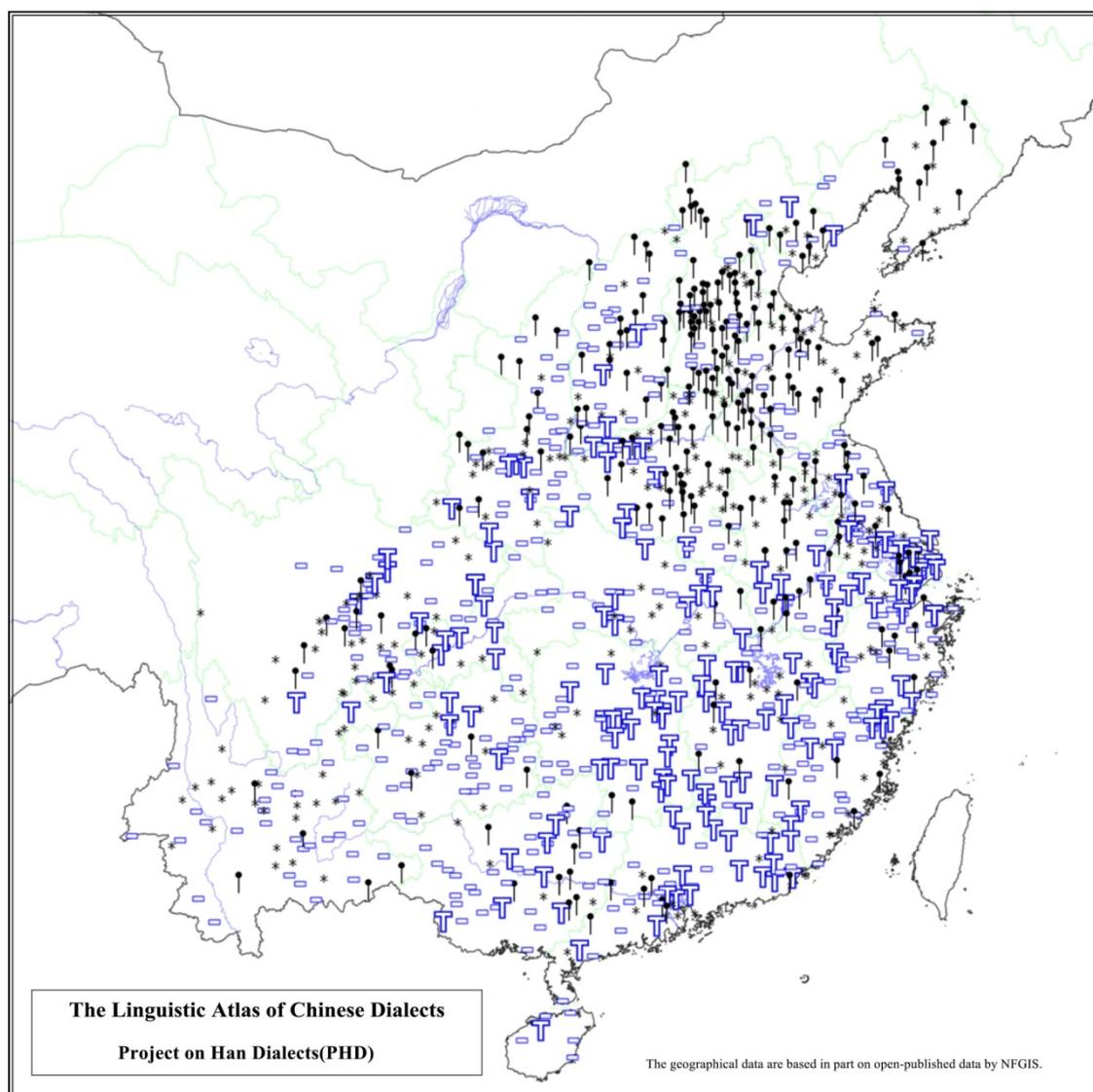
【洗う】 淨身、洗身、沐屍、沐身、沐浴、浴屍、洗屍、洗澡、
洗臉、洗面、淨面、梳洗、洗手、洗腳、淨腳、洗淨

【拭く】 抹屍、抹汗、抹澡、拭、揩身、擦抹、擦身、擦淨

地図 5 は、遺体に壽衣を着せる前の清めの行為を表す動詞によって分類した。

- 1 【洗う】 が用いられている。
- 2 【拭く】 が用いられている。
- 3 「沐浴」に関する記述なし(「穿壽衣」に関する記述有)。
- 4 「沐浴」及び「穿壽衣」に関わる記述なし。

地図 5 遺体に対する清めの行為（動詞）



遺体に対する清めの行為を表す動詞

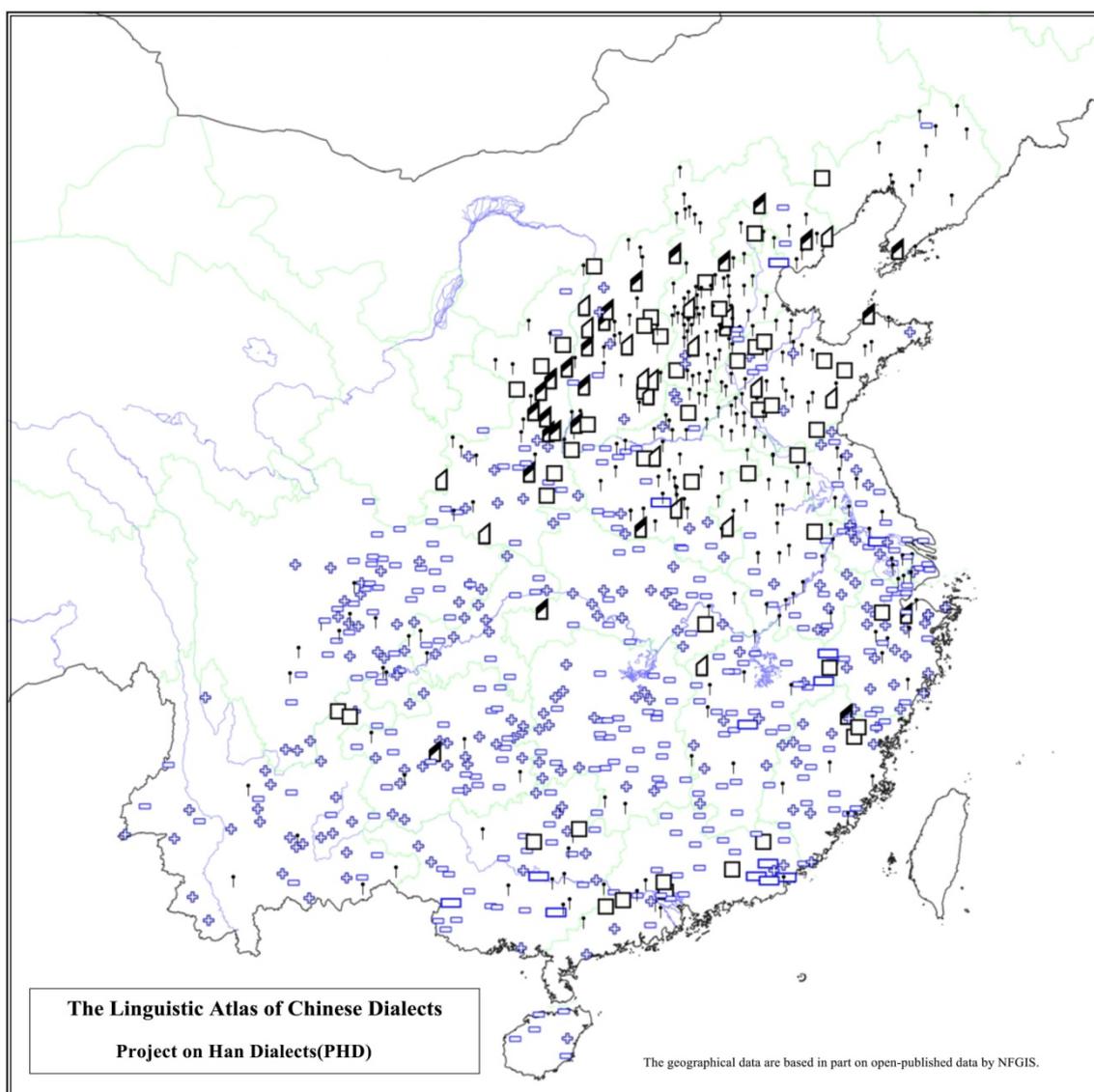
- 1【洗う】が用いられている。
- T 2【拭く】が用いられている。
- 3「沐浴」に関する記述なし(「穿壽衣」に関する記述有)。
- * 4「沐浴」及び「穿壽衣」に関わる記述なし。

分布状況を見ると、当代地方志における「沐浴」は、1【洗う】という方法が広範囲で行われていることがわかる。これは『儀禮』、『家禮』と同様の形態である。2【拭く】という方法が採られている地域は、華中、華南と陝西省南部から四川省にかけて広く分布している。一方、華北、中でも華北東部には殆ど分布が見られない。3「穿壽衣」に関する記述はあるが、「沐浴」に関する記述がない地域は華北に分布が集中している。

地図6では、「穿壽衣」前に清めを行う際に対象とする身体の部位によって次のように分類した(【 】内は地方志に記載された具体的な語形)。

- 1 顔【臉、面、頭】
- 2 手足【手、脚、足】
- 3 顔・手足
- 4 顔・身体【身、体、身体、屍、遺体】
- 5 身体
- 6 対象となる部位に関する記述がない(「沐浴」、「梳洗」等動詞のみ)。
- 7 「沐浴」、及び「穿壽衣」に関わる記述がない。

地図 6 遺体に対する清めの行為(対象部位)



遺体に対する清めの行為(対象部位)

- 1 顔
- ▴ 2 手足
- ▤ 3 顔・手足
- ▢ 4 顔・身体
- ◻ 5 身体
- ⊕ 6 対象となる部位に関する記述なし
(「沐浴」、「梳洗」等動詞のみ)。
- ↑ 7 「沐浴」及び「穿壽衣」に関わる記述なし。

地図 6 からは、5「身体」を対象とする地域が華北を除く広範囲に分布していることがわかる。華北には 1 顔、2 手足、3 顔・手足を対象として「沐浴」を行うところが集中して分布している。2 手足を対象とするところは、華北の中でも陝西省から山西省・河北省北部にかけて分布している。1 顔、4 顔・身体を対象とするところは華中、華南沿岸部にも分布が見られるが、華北に見られる顔を対象とする地域とは異なり、手足ではなく、身体と一緒に行われている。

2.2. 「沐浴」の変化

「沐浴」の形態については、『儀禮』賈公彦疏でも生前の「沐浴」と同様に、遺体を裸体にして洗うとする。

釋曰：云象平生沐浴裸裎者，裸謂赤體，裎猶袒也。將浴尸，裸袒無衣¹⁸。

[釈して曰く：平生の沐浴の裸裎に象るとするのは、裸は赤體のことをいい、裎は猶袒のようにすることである。遺体を洗おうとすれば、裸袒して衣は無とする。]

さらに続けて次のように記している。

大記曰：御者四人，抗衾而浴。鄭云：抗衾，為其裸裎，蔽之也。以浴尸時袒露無衣，故抗衾以蔽之也。

[大記曰く：御者が四人、衾を抗げて浴する。鄭玄が云う：衾を抗げるのは、遺体が裸である為、これを蔽うためである。遺体を洗う時は衣をはだけて何も身につけていないため衾を抗げてこれを蔽うのである。]

「浴」は四人の御者が衾を用いて他から蔽って行う。「袒露」というのは肌脱ぎにすること、即ち裸にすることをいう。『家禮』

においても同様に「抗衾而浴」[衾を抗げ浴す]とあり、「(衾で遮り)裸にした遺体を洗い、布を用いて拭く。」という形態が規範に適ったものと考えられる。

地図5では1【洗う】地域が広く分布していることを確認した。1の地点では古札や『家禮』の形態が継承されていると言えよう。一方、華中、華南と陝西省南部から四川省にかけて分布が見られる2【拭く】という方法が採られている地域では、「洗う」から「拭く」への変化が起こっているようである。この変化は華北、特に華北東部には現れない。

拭くという方法への変化について、地方志には以下のような「象徴的な沐浴」を行うという記述が見られる。

安徽省『廣徳縣志』(1996:570)

用熱水毛巾揩抹，有的是象徴性做一種形式。

[湯水とタオルで拭く。象徴的に一種の形式とすることもある。]

浙江省『泰順縣志』(1998:724)

浴尸為象徴性，“前三後四”，即胸前揩三把、背部拭四下。

[浴屍は象徴的なもので、「前三後四」というのは、即ち胸もとを三回拭き、背中を四回拭くということである。]

福建省『福安市志』(1999:1019)

為死者作象徴性沐浴，由兒子和媳婦前三後四，拂拭其背。

[死者のために象徴的に沐浴を行う。息子と息子の嫁が前三回、後四回、その背を払いぬぐう。]

実際に湯水をかけて遺体を洗い、清める「沐浴」から、形式的な動作をして象徴的に行われる儀式へと変化をしている様子が窺える¹⁹。但し「拭く」という方法を採る地点がすべて象徴的な「沐浴」に変化をしているとは言い切れない。

古礼の「沐浴」は髪を洗い、身体を洗う。当代地方志によれば身体の一部のみ(顔、手足)を対象とするところがある。地図 6 で見たように華北では、対象とする部位が顔或いは手足とするところが集中して分布している。

ここまで見てきた「沐浴」の変化については、①沐浴の方法として「洗う」から「拭く」への変化が起こっている、②「拭く」という地点では象徴的、形式的な「沐浴」が行われているところがある、③対象部位が全体から局部へ変化しているところがある、という三点が確認できる。

2.3. 「沐浴」と「浄面」：民俗地図による考察

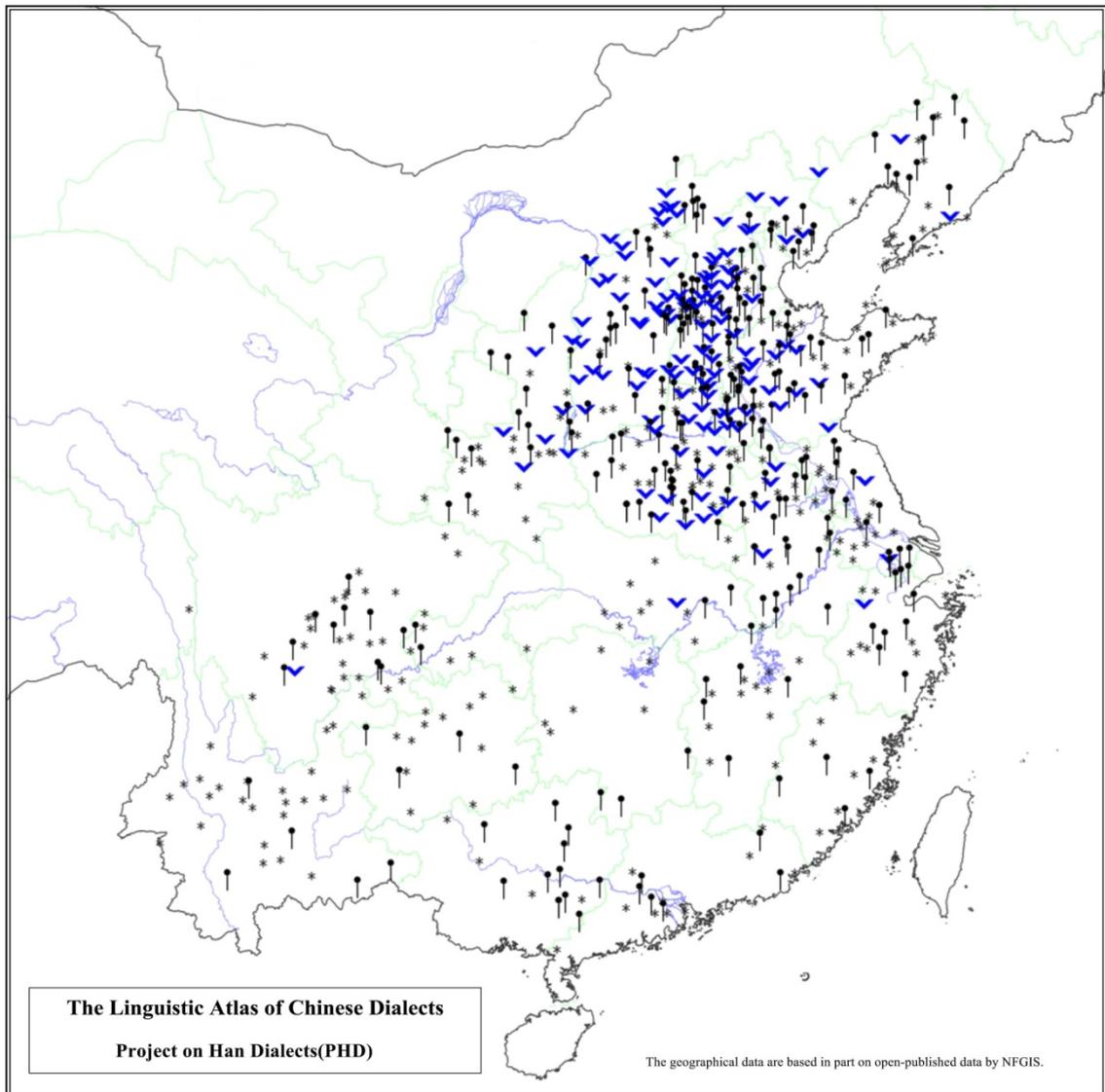
地図 5、地図 6 には入棺前の儀式として行われるべき「沐浴」に関する記述がないところが多数見られる(地図 5 記号 3、4、地図 6 記号 7)。本節ではこのことの意味を考えたい。

「沐浴に関する記載がない」ということは、①「沐浴」が省略され行われなくなった、②「沐浴」は行われているが、編纂の際に省略された、という二つの可能性が考えられる。うち、①の場合は、死者に対する清めの儀式としての「沐浴」が華北では廃れたことになる。以下ではこのことと「浄面」の関連について考察する。

「浄面」は孝子、「媳婦」(孝子の妻)、孝女らが綿にしみこませた水や酒で遺体の顔を拭き清める習俗である。入棺前或いは入棺後に行われる。

地図 7 は「穿壽衣」に関する記載はあるが、「沐浴」を行うという記載がない地点を丸付縦線で表示し、「穿壽衣」、「沐浴」双方とも記載がない地点を * で表示した。「浄面」を行う地点は V で表している。

地図 7 「沐浴」と「淨面」



遺体を清める行為

「沐浴」

↑ 「沐浴」に関する記述なし(「穿壽衣」に関する記述有)。

* 「沐浴」、「穿壽衣」に関する記述なし。

「淨面」

▼ 「淨面」を行う。

地図 7 からは、華北に「沐浴」に関する記述がない地域と「浄面」を行う地域が重なるという分布傾向が明らかである。この地域では、「沐浴」という死者の清めに関する儀式が廃れ、その役割を「浄面」が担っていると考えられる。

表 3 は省別に「沐浴」の対象部位別地点数を示したものである。枠内を分割している部分の左側の数値は、「浄面」が行われる地点数(内数)を示す。「浄面」の出現率は小数点以下を四捨五入した。

表 3 「沐浴」の形態と「浄面」

沐浴形態		省名								
		河北	山西	山東	河南	安徽	遼寧	江蘇	陝西	四川
沐浴記載あり	顔、手足(身体なし)	8 14	5 19	11	8	2	1 2	1	11	0
	身体(身体+顔の場合も含む)	2 10	1 4	2 2	15	12	1	1 22	16	1 40
	沐浴、梳洗動詞のみ	1 5	3 8	5	2 11	8	2	3 10	15	37
沐浴記載なし	沐浴記載なし	34 70	10 22	21 45	8 33	6 22	15	1 23	1 13	13
	沐浴、穿壽衣 記載なし	2 14	2 10	1 16	3 26	13	2 10	19	17	33
地点数合計		47 113	21 63	24 79	13 93	6 57	3 30	5 75	1 72	1 123
浄面出現率(%)		42	33	30	14	11	10	7	1	1

沐浴形態		省名									
		江西	湖北	湖南	浙江	広東	広西	貴州	海南	福建	雲南
沐浴記載あり	顔、手足(身体なし)	1	1	0	2	6	1	1	0	2	2
	身体(身体+顔の場合も含む)	23	14	30	17	23	23	21	4	19	9
	沐浴、梳洗動詞のみ	13	15	17	20	9	17	17	1	14	25
沐浴記載なし	沐浴記載なし	8	3	3	8	9	8	6	0	6	5
	沐浴、穿壽衣 記載なし	12	11	5	9	10	5	12	0	8	28
地点数合計		57	44	55	56	57	54	57	5	49	69
浄面出現率(%)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(「浄面」出現率以外、単位は地点)

表 3 によれば、「淨面」の出現率は、華北東部の河北、山西、山東の三省が群を抜いて高く、「沐浴記載なし」の地点で「淨面」の出現率が高いのもこの三省である。このほか、河北省、山西省では、顔、手足を対象として「沐浴」を行う地点にも「淨面」がかなりの頻度で現れる。これらの事実は、上記のように、「沐浴」の衰退に伴い、その役割を「淨面」が担っていることを表している。

¹ 地図作成に当たっては林智氏(金沢大学大学院人間社会環境研究科博士後期課程)の設計になる総合データベースシステム(PHD SYSTEM)に搭載された漢語方言データ入力ソフト ROOTS、及び漢語方言地図作成ソフト Wonderland を使用した。以下、本論文において作成した地図は地図 12 を除き、同ソフトを使用した。

² 皮製の衣服を着せないことについては、山西省『廣靈縣志』(1993:601)に「壽衣需藍棉裝，不能用花布、皮毛質衣服。」[壽衣は必ず青い綿製で、花模様や毛皮製の衣服は使えない。]との記述が見られ、安徽省『蚌埠市志』(1995:1181)はその理由として、「穿壽衣:以寬大便穿為宜，要用冬裝，擔忌皮襖、皮鞋。因為按死後轉世推論，穿皮衣恐怕會變為獸類。」[穿壽衣:ゆったりしたものが着せやすくてよい。冬の服装を着せるが、毛皮のついた上着や革靴は忌む。なぜなら死後に生まれ変わるとすれば、皮衣を着ていると獣に生まれ変わる恐れがあるためである。]とする。

³ 河北省『定州志』『中國方志叢書』華北地方 第二二五號・道光二十九年刊本,成文出版社,1969,1645。遼寧省『開原縣志』(清咸豐七年)(『民俗資料彙編』東北卷:117)。

⁴ 潘德輿は江蘇省山陽縣(現淮安市)の人で道光八年の挙人。号は良庭居士、養一齊。

⁵ 『養一齊集』卷之二十六「喪禮正俗」は中国国家図書館蔵刻本を参照した。

⁶ 今之瀕死者幸而不死,於移寢矣。至易衣之煩,又十倍。於移寢而復之,而單之,而橫之,而縮之,使斷不能順正命,而死而後快此,又何心哉。嗟。夫人之為,此者固不知禮矣。然其心非真不可解也。

⁷ 何彬(1995:31)は、『民俗資料彙編』所収旧志(清代以後)の内、「買

水」習俗の記載がある地点名を挙げている。

⁸ 雲南省『瀘水縣志』(1995:450)には「県内の漢族の葬礼習俗は当地の白族の習俗とほぼ同様である。」とのみ記載されている。白族の葬礼習俗の項には「買水」の記載が見られる。

⁹ 『景印文淵閣四庫全書』第五八九冊『欽定四庫全書 嶺外代答』

¹⁰ 周去非『嶺外代答』の「買水」に関わる記述については、デ・ホロート(1946:14-15)、西岡弘(1970:170)、何彬(1995:113-114)、殷偉・任玫(2003:86)、韓碧琴(2007:252-253)等にも言及がある。

¹¹ 『天一閣藏明代方志選刊(十九)』上海古籍書店影印,1981重印。

¹² 江西省『宜黄縣志』『中國方志叢書』華中地方第一〇一号・道光五年刊本影印,成文出版社,1970,121。

¹³ 「報喪」に行く人が傘を持って行く習俗については第二章第6節(6.1)を参照。

¹⁴ 中国における農業地域の区分には年間降水量の影響が大きい。季増民(2008:24)によれば、中国全土の平均年間降水量(2006年)は597mmであるが、秦嶺・淮河線の年間降水量は800mmの等雨量線とほぼ一致し、これより南の地域における年間降水量は800～1600mm、北の地域では400～800mmであるという。

¹⁵ ヨモギは葬礼以外にも生後三日目に新生児の沐浴をする際、ヨモギを煮出して作った湯(「艾子水」という)を用いる、端午の節句に「艾酒」というヨモギの葉を浸した酒を飲んで邪気を祓う等、邪気を祓うものとして用いられる。

¹⁶ 畚族の「買水」習俗については、施聯朱(1989:145)でも孝子が川辺に行き、紙銭を焼いて、死者を洗う水を汲んで帰るとされている。

¹⁷ 安徽省『安慶市志』(1997:1697)「由孝子頭頂破傘，身披死者壽衣，手捧瓦鉢，去井邊取來淨水，為死者洗臉，謂之“起水”。」
[孝子は破れ傘をかぶって死者の壽衣をはおり、手に素焼きの鉢を持って井戸端へ行き、死者の顔を洗うためにきれいな水を汲む。これを「起水」という。]

¹⁸ 『十三經注疏 儀禮』大化書局,2452。

¹⁹ この他、河南省潢川縣、安徽省霍山縣、湖北省黃陂縣、新洲縣、鄖西縣、湖南省汨羅市、江西省安遠縣、四川省江北縣、浙江省常山縣の各方志には「象徴的」、「形式的」という記述はないが、沐

浴の際の「型」（「胸を三回、背を四回拭く」、「胸と背をそれぞれ三回拭く」、「上を七回、下を八回拭く」等）に従って行うという記述が見られる。

第四章 「招魂」・「報廟」習俗の変容

本章では葬礼習俗の中の「招魂」と「報廟」を取り上げる。前章と同じく民俗地理学の方法に倣いこれらの習俗の分布を明らかにし、変容の実態と変化の過程を考察する。

「招魂」は古礼の「復」に由来し、死の直後に自宅で靈魂を呼び戻そうとする習俗である。「報廟」は近世華北で広がった習俗であり、廟神に死者の魂が廟に到着したことを家族、親族が知らせに行く習俗である。この二つの習俗を取り上げるのは、「報廟」習俗の発生と広がり「招魂」習俗の衰退・変容と関連すると考えられるためである。

「報廟」は、文化大革命以前は各地でなお行われていたようであるが、現在は民間信仰の対象であった廟そのものが殆ど消え去っている。それでも部分的な調査は可能である。例えば、筆者が江蘇省北部で実施した聞き取り調査によれば、「報廟」が葬礼の中で重要な儀式として行われているところがある¹。そこでは既に廟は消失しているため、葬礼の際、自宅近くの十字路に段ボール等「廟に見立てたもの」を設置する。家族、親族は行列を作ってその場所へ行き、「報廟」を行う。また、近年新たに村内に土地廟を建て、そこで「報廟」を行っているところもある。

1. 「報廟」

「報廟」は「廟神が冥界の戸籍を司る」、「死者の魂は城隍廟、土地廟、五道廟など、冥界の役所に一時留め置かれる」という民間信仰に基づいて行われる習俗である。「告廟」、「叫廟」、「壓紙」、「送湯」、「送漿水」、「送飯」、「送紙」等と称せられる地点もある。魂が廟に留め置かれる期間(三日間とされる地点が多い)、または出棺までの期間中、家族、親族は孝子を先頭に列を作って何度も廟へ行く。家族、親族は廟神に死者の魂が到着したことを告げ、冥界における死者の庇護を願う。廟では一般に香を焚いて紙銭を燃やす。この時用いられる紙銭は「斷氣紙」、「斷氣報到紙」、「倒頭紙」等と呼ばれることもある。また供物と

して運んできた「漿水」(米を煮た汁、麵のゆで汁等)を撒く地域・地点もある。これらは冥界の地方官である廟神への供物或いは死者が冥界での生活に使うためのものとされる。

報廟に関する地方志の記述を二例挙げる。

山東省『安丘縣志』(1992:626)

報廟又稱送漿水、指於三日內一日三次到土地廟用湯水祭奠。意為人死後至土地廟為死者報到。

[報廟または送漿水というのは、三日の間、一日に三度土地廟へ行き、とぎ汁で祭ることを指す。死後、死者のために土地廟に到着を知らせるという意味である。]

山東省『臨清市志』(1997:717)

人死後、其家屬到村頭的土地廟或城隍廟燒紙、一路哭叫、稱“報廟”。其意為請土地爺“注銷戶口”、寫“通行證”及一生行善作惡的憑證。否則、陰曹地府不收無名鬼。

[人が死んだ後、その家族は村のはずれにある土地廟或いは城隍廟へ行って、紙銭を焼く。行く途中ずっと泣き叫ぶ。これを「報廟」という。これは、土地爺に「戸籍抹消」をしてもらい、「通行証」と一生の善行と悪事の証明書を書いてもらうためである。そうしないと、冥界は無名の亡霊を受け入れないのである。]

以上、いずれも死後、孝子や家族、親族が土地廟へ行き、死を知らせる例である。

当代地方志における葬礼に関する記述の中で、報廟に関するものの頻度はかなり高い。地図 8 に記述の有無を示す。この地図から、報廟が行われている地点は長江以北、特に河北、山西から河南、山東、安徽、江蘇にかけての地域に集中していることがわかる。

地図 8 「報廟」



報廟習俗の有無

○ 当該習俗の記述あり。

* 当該習俗の記述なし。

次に旧志の例を挙げる。管見の限り、「報廟」に関する地方志の最も古い記述は、江蘇省『泰州志』(明崇禎六年)である。

江蘇省『泰州志』(明崇禎六年)(『民俗資料彙編』華東巻:506)

殮畢、三日謁土神祠、六日謁城隍廟²。

[入棺を終えると、三日目に土地祠に拝し、六日目に城隍廟に拝する。]

清代の地方志、特に乾隆以後の河北省、山東省の地方志には、葬礼の中で廟へ行くという記述が多く見られるようになる³。

河北省『曲周縣志』(清乾隆十二年)(『民俗資料彙編』華北巻:445)
不多為華靡、遵《家禮》也。其弊也、乃有民間始喪未殮、戚屬男女走街衢、號哭詣神祠、焚楮錢、曰“報廟”者。

[余計な贅沢をしないのは、『家禮』に遵うのである。ただ弊害として、民間では喪の始め、入棺する前に、親族らが通りを歩き、大声で泣きながら神祠に行つて、紙錢を焼く。これを「報廟」と呼んでいる。]

山東省『博山縣志』(清乾隆十八年)

親喪、舉家曳白布匍匐哭於道、灌漿水於城隍廟、謂之“舍勞”、此陋俗也⁴。

[親が死んだ時は、一家総出で白布を曳き、道を匍匐するように歩きながら泣く。城隍廟では漿水を撒く。これを「舍勞」というが、卑しい習俗である。]

いずれも死後、廟へ行く行為について記しているが、編纂者は「弊」、「陋俗」と批判的である。一般に地方志編纂に携わるのは、各地の士大夫であり、第二章で論じたように彼らの葬礼は『家禮』に遵うことが規範とされていた。『家禮』には葬礼の際、廟へ行くという記述は

見られない。しかし、乾隆年間には、地方志編纂者が、批判を加えながらも記載せねばならないほど「報廟」習俗が広がっていたのであろう。

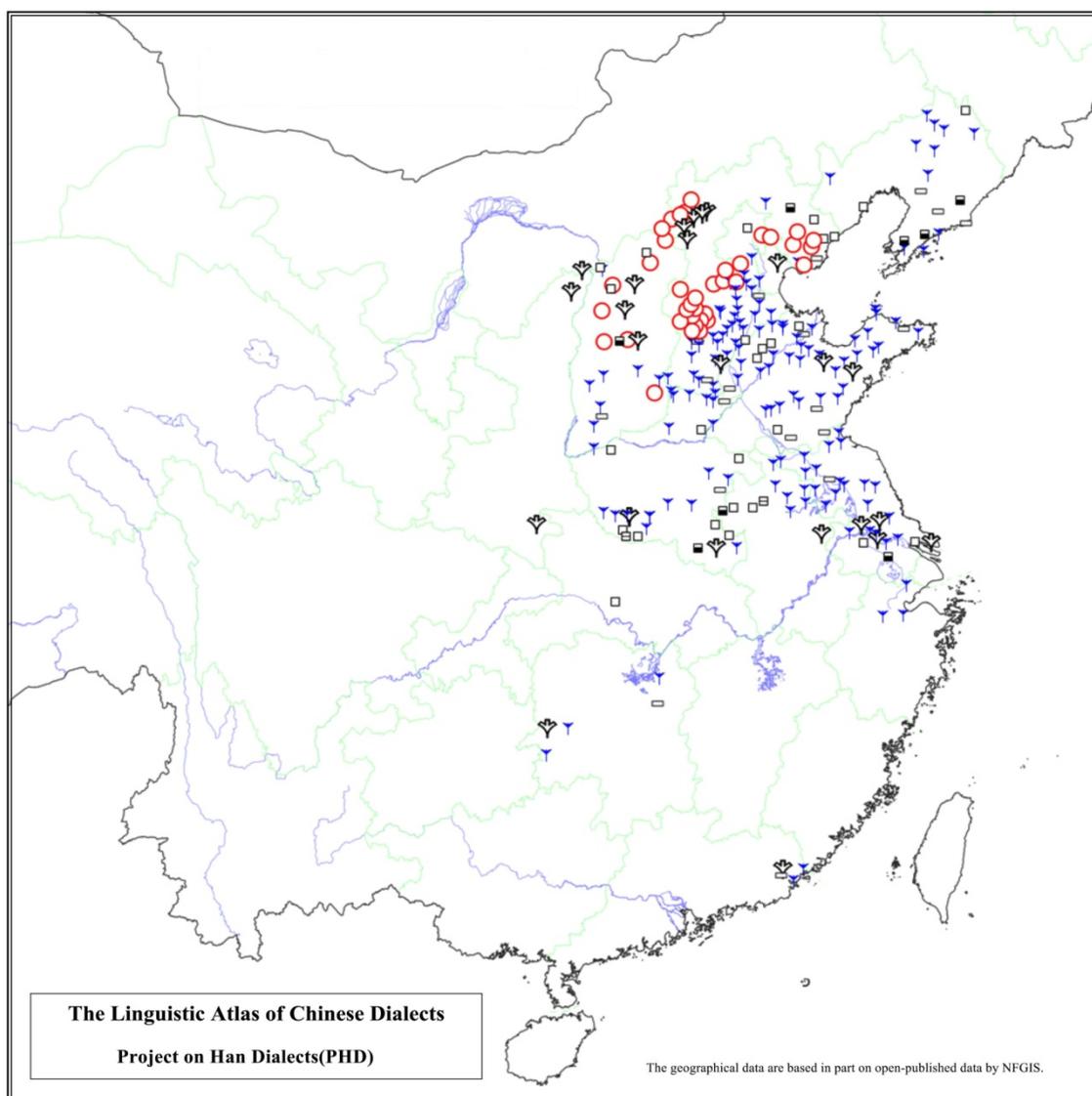
華北に対して、華南で「報廟」を行う地点は、浙江省、湖南省、広東省に少数確認できるのみである⁵。華南では葬礼の際、僧侶や道士を招き、死者の魂が早く天へ昇るように或いは早く極楽へ行けるようにと供養する。また、四川省には死亡直後に部屋の屋根に竹竿で穴を開けたり、瓦をはずし、魂が素早く昇天できるようにする習俗がみられる⁶。

華南の当代地方志に「報廟」に関する言及が少ないことについては、編纂時に記述が省略された可能性を考慮する必要があるだろう。ただ、葬礼の中で盛んに行われ、重要とされる習俗であれば、それに関する記述が多く、地方志で一様に省略されたとは考えにくい。華南では「報廟」が重要な習俗とは認識されていない、或いは行われる地域はわずかであるといってよいだろう。

2. 「報廟」の行き先

これまで見てきたように地方志の記述には、「報廟」の行き先として土地廟、城隍廟等の廟名が挙げられることが多い。地図9は「報廟」の行き先、つまり「報廟」を行う場所を示したものである。

地図 9 「報廟」 行き先



「報廟」 行き先

- 🏛 城隍廟
- 🏡 土地廟、土地神、地神廟
- 🔴 五道廟、五道爺前、五道爺祠、武道廟
- 🏠 家廟
- その他の廟
- 特に廟の名称記載なし(廟宇、寺廟、廟堂等)。
- ◻ 報廟習俗はあるが、行き先の記載なし。

最も頻度が高いのは土地廟であるが、河北省及び山西省では五道廟も多く、また城隍廟が華北各地に散見される。ここでそれぞれの廟の由来などについて見ておく。

城隍廟に祀られる城隍神の起源については、未だ定説がないようである⁷。唐代には自然、天候のことを祈る神とされていたが、宋代、民間では泰山信仰、仏教の影響を受け、死後、生前の所業によって死者への審判を下す冥官として都市と管轄する役割が加えられた⁸。また、儒家官僚、真徳秀が民間信仰の神を利用して国家祭祀に取り込もうとし、特に城隍神には冥界の長として高い評価を与えた⁹。明代になると、洪武二年の詔によって、城隍神は封号を与えられ、国家の祭祀制度の中に位置づけられる。また、冥界の地方管理者という役割が公的に定められた。封号は翌年取り除かれたが、各府州県で城隍神を祀ることや、新任地方官が城隍廟に参詣することが制度化された¹⁰。これを受けて、明代には多くの城隍廟が建設、改修され、それに伴い城隍神信仰が広がっていった¹¹。一方、松本浩一(2003:59)が指摘するように、「官制の城隍廟制度や地方官の城隍神信仰とともに、民間における城隍神信仰の流れが、一貫して存在して」おり、明初の改制は民間における城隍神信仰が広まる契機となった¹²。こうして城隍神は「冥界の地方長官」、「あの世の役所の戸籍係」として広く認識されていった。

土地廟には土地神が祀られている。土地神は城隍神の配下にあるとされており、位は低い神であるが、農村においては人々の生活に身近な存在であった。土地廟の中には「土地老爺」とその妻である「土地奶奶」が祀られている。江南では、「福德正神」、「福德爺伯公」、「土地公」等と呼ばれる¹³。

五道廟は五道神(五道大王、五道大神)を祀る廟である。五道神は唐代から地獄の役人として天帝、閻羅王、太山府君らと同列に加えられている(序列順位は時代によって異なる)。民間では、人々の善悪を記録して閻羅王に報告したり、死者の戸籍を司る神とされる¹⁴。

五道廟については W・A・グロータース神父の詳細な調査研究がある。グロータース(1993)は、河北省宣化市における廟の全調査記録で

ある。調査の行われた 1947 年、1948 年当時、宣化、萬全では五道信仰が盛んであり、宣化市だけでも 66 の五道廟が確認されている。宣化市農村部調査(村落数 115)では、五道廟 88、土地廟 9 が存在し(グローターズ等 1951:21-26、82)、萬全縣農村部(村落数 109、張家口市の 10 村落を含む)には五道廟 109、土地廟 10 が確認されている(グローターズ等 1948:232-239、290-291)。いずれも圧倒的に五道廟が多く、家長は廟の前で、婚姻、誕生、死亡を天に知らせる。これらの地域では五道廟が人々の生活の身近な存在であった。

グローターズ神父は、宣化市の東南地域で五道廟の中央に山神像を配する廟が分布することに着目し、「五道像を中央にすえる五道廟の典型的な様式である察哈爾様式と、五道廟の役割が土地廟にとって代わられる河北省様式の過渡領域のものである」と指摘している(グローターズ 1993:131)。地図 9 はこの指摘を裏付けるものである。山西省中北部、河北省中北部・東部では、五道神が冥界の地方官と認識されており、「報廟」の際は五道廟へ行く。この地域は、「報廟」の行く先が土地廟である地域の北側に位置し、両者は隣接している。

3. 「復」と「招魂」

古礼の「復」については『儀禮』士喪禮、『禮記』喪大記に記述が見られる¹⁵。朱熹『家禮』本文には「復。」としか記されていないが、周復の注には具体的な方法が記されている。

侍者一人，以死者之上服嘗經衣者，左執領，右執要，升屋中霤，北面招以衣，三呼曰：「某人復。」畢，卷衣，降，覆尸上。男女哭擗無數。上服，謂有官則公服，無官則襴衫、皂衫、深衣；婦人大袖背子。呼某人者，從生時之號。

[侍者の一人は死者が生前に着ていた上服を携え、左に襟、右には腰の部分を持って、屋の霤(のき)に上る。北を向いて死者の服を使って招き、「某人復せよ」と三度叫ぶ。それが終わると服を巻いて屋根から降り、遺体に覆いかける。男女は何度も哭踊する。]

上服とは、官吏の場合は公服のことであり、官職にない者は襦衫(裾べりのある衣服)、皂衫(黒布の衣服)、深衣(上衣と袴をつないだ礼服)、婦人は大袖背子(幅の広い袖の礼服)である。死者に呼びかける際は生前の号に従う。]

このように、「復」は死後すぐに自宅で行われる儀式である。『儀禮』、『禮記』に記された「復」について、西岡弘は『禮記』檀弓篇下の記述に拠って、「復を以て、死者には親愛の道を、五祀へは死者蘇生の祈禱を、幽界の鬼神には死者の魂魄の帰還懇請を、といった複雑な意義を認めてゐる。」(1970:127)とする。

古礼の「復」は「招魂」、「叫魂」等と称され、現代華北の一部地域にも残っている。当代地方志から二例を挙げる。

山東省『茌平縣志』(1997:491)

人臨死時，親人要到房頂上敲打簸箕叫魂，以期親人還魂復活。
[臨終の時、近親者が屋根に上り箕を敲いて叫魂し、肉親の魂が還り復活するよう願う。]

河北省『新樂縣志』(1997:631)

叫魂:即在人剛一斷氣時,死者的親人手持死者一隻鞋到房頂煙囪根邊摔鞋呼叫:“××穿鞋來!”連喊三聲,意思是以穿鞋為由將死者的“靈魂”叫回來。

[叫魂:即ち、人が息を引き取ると、その近親者が手に死者の靴を一足持って屋根の煙突の脇で靴を投げつけて叫ぶ。「××靴を穿いて!」と続けて三回叫ぶ。靴を穿くことで死者の「靈魂」を呼びもどすという意味である。]

『茌平縣志』の例では、危篤に陥った時に「招魂」が行われており、死亡直後に行われる古礼の「復」とは一致しない。また二例とも手に

するのは箕や靴で、古礼が衣服であるのとは異なる。しかし、近親者が屋根や軒に上って魂を呼び戻そうとする点では「復」と同じである。このような「招魂」習俗は、河北省中南部、山東省北西部、河南省北部にややまとまって分布する(河北省曲陽縣、沙河市、行唐縣、山東省長清縣、禹城縣、河南省獲嘉縣、封丘縣等)。この他、陝西省、四川省にも分布がみられるが、地点数は少ない。

浙江省、福建省、広東省では海で遭難して遺体が戻らない場合や、他郷で死亡し、遺体が戻らない場合等、特殊な事情がある場合に限って「招魂」が行われる。通常の死に際しては行われ¹⁶ない。下文ではこのような例は考察の対象としない。

ところが、当代地方志に記された「招魂」には、古礼の「復」とは本質的に異なる形態がみられる。即ち、「招魂」を行う場が、自宅から廟に移動した形態である。

4. 廟で行われる「招魂」

まず、次の例では、「招魂」が自宅で行われているが、古礼のように顔を北に向けるのではなく、土地廟の方を向いて呼びかけを行っている。

河南省『淇縣志』(1996:912)

老年人處于彌留，昏厥狀態，或剛剛斷氣，便由子女或其他親人，雙手持籬高舉，站在院中高處，面向土地廟方向，對籬高呼“××來家啊！”，即為招魂。

[老人が危篤となり、昏睡状態に陥った時或いは息を引き取ったばかりの時、子女または近親者が両手で籬(竹製のかご)を高く掲げ、庭の高所に立って、土地廟の方を向き、籬に対して「××、家に来て！」と叫ぶ。即ち招魂である。]

さらに次の二例では、「招魂」を行う場が土地廟、五道廟になっている。

河北省『南皮縣志』(1992:893)

人死後、由親、鄰給死者穿壽衣(中略)、謂之“小殮”。(中略)當日晩、至土地廟焚紙招魂。謂之“報廟”(燒“到頭紙”)。

[死後、親族、隣人が死者に壽衣を着せる。(中略)これを「小殮」という。(中略)その日の夜、土地廟へ行き紙を焼き招魂する。これを「報廟」(「到頭紙」を焼く)という。]

河北省『固安縣志』(1998:803)

停屍:人將死時或死而未僵、由子女等給穿殮衣(又稱壽衣)。(中略)

報廟:停尸既妥、死者幼孫執燈前導、晚輩婦女携紙錢赴五道廟壓紙招魂(中略)毎日早、午、晚三次。(中略)入殮:一般在兩天內入殮。

[停屍:危篤時或いは死後硬直がないうちに、子供たちが死装束(壽衣ともいう)を着せる。(中略)報廟:遺体を安置すると、明かりを持った孫の先導で、若輩の女性が紙錢を持って五道廟へ行き、それを貼って、招魂する。(中略)毎日、朝、昼、晩と三回行く。(中略)入棺:一般に二日のうちに入棺する。]

二例とも土地廟や五道廟で「招魂」を行うこと自体が「報廟」であると認識されており、これは本質的な変化である¹⁷。

旧志を参照してみると、靈魂を呼び戻す習俗に関わる廟は、城隍廟もあることがわかる。

河北省『南宮縣志』(清道光十一年)(『民俗資料彙編』華北卷:483)

初喪、擗踊哭泣、懸紙馬、紙錢於門、訃告親族。是夕、赴城隍廟招魂、即古復禮也。三日殮、立旌、成服。

[喪の初め、手で胸をたたき大声で泣き、紙馬や紙錢を扉にぶら下げ、親族に訃報を知らせる。その夜、城隍廟へ行き招魂する。すなわち古えの復の礼である。三日目に殮をし、旌(はた)を立て、喪服を着る。]

山東省『武城縣志』(民國元年)

至夕赴城隍廟招魂，即古復禮也¹⁸

[夕刻になると城隍廟へ行き招魂する。即ち古えの復禮である。]

ここでは「古えの復の礼である」と言いながら、古礼の「復」とは異なり、「招魂」を行う場所が城隍廟になっている。

古礼の「復」は、死の直後に自宅の軒に上って行われるが、無論そこには廟や紙銭に関する記述は見られない。しかし、上の各例では死亡当日の晩に、近親者が廟へ行き、そこで「招魂」するとされている。さらに、廟に行つて「招魂」する時間が、二日目以降または「入殮」(入棺)以降にずれ込んだとみられる類型が存在する。

山西省『靜樂縣志』(2000:634)

第三天，(中略)晚上，孝子打燈籠，抱靈牌到五道廟或城隍廟給死者招魂。

[三日目、(中略)夜、孝子は提灯を持ち、靈牌(位牌)を抱えて五道廟か城隍廟へ行き、死者のために招魂する。]

河北省『遷西縣志』(1991:650)

停屍完畢，親人兒女就要穿白戴孝，到五道廟點漿水，謂之“報廟”。

(中略)兒孫們每天要三次到五道廟燒紙送錢。第三天要報廟接回“亡魂”。

[遺体を安置し終わると、息子娘は白い喪服を着て、五道廟へ行き、漿水を垂らす。これを「報廟」と言う。(中略)息子や孫たちは毎日三回五道廟へ行き、紙銭を燃やして銭を送る。三日目に報廟して「亡魂」を連れ帰る。]

河北省『薊縣志』(1991:922)

孝子手捧有香，酒，紙錢的小簸箕至五道廟祭祀鬼神(中略)謂之“送紙”，亦稱“報廟”。(中略)入斂後，孝子拉著掃帚，拿托命紙及死者先前舊衣，端著靈牌，前往五道廟迎接亡魂¹⁹。

[孝子は手に香、酒、紙錢をいれた小さな箕を捧げ持って五道廟へ行き鬼神を祭る。(中略)これを「送紙」または「報廟」と言う。(中略)入斂(入棺)後、孝子は箒を引きずり、命紙と死者の生前の服を持ち、靈牌(位牌)を捧げ持って、五道廟へ行き、亡魂を迎える。]

河北省『衡水市志』(1996:829)

合家哀泣，報土地廟，一日三次。(中略)次日夜半，孝子撕門幡一條，背負至土地廟，泣請亡魂歸家，設宴，宴擺，送往西天²⁰。

[家族皆が哀泣し、土地廟に報告する。一日三回。(中略)翌日の深夜、孝子は門幡を一本はがして背負って土地廟へ行く。泣いて亡魂に家に帰るように請う。宴を設え、終わると西天へ送る。]

『靜樂縣志』では死後三日目に五道廟または城隍廟で「招魂」を行うとされている。『遷西縣志』には「招魂」という言葉が現れないが、三日目に「報廟」して亡魂を連れ戻すとされている。『薊縣志』では日にちは明示されていないが、「入斂後」(入棺後)に亡魂を迎えるとされている。『衡水市志』では、二日目の夜半に土地廟に行き、亡魂に家に帰るよう頼み、さらに帰宅した魂をもてなした後、西天に送るとされている²¹。それぞれ異なった類型と考えられるが、いずれも「招魂」または魂を呼び戻す行為が死の翌日以降または入棺後に行われていることから本論文では同一類型とみなす。

このほか、先に引用した『固安縣志』には前記引用部分の後に次の記述がある。

一般人家喪期以三日為限，出殯前將紙扎車，馬，紙人，金銀庫等放於五道廟前，孝眷從廟中抬安魂紙，由長子背負，兩旁諸子女扶持，勢如攙扶其人，并呼喚招魂上車。

[民間人の場合、葬期は三日を期限とする。出棺の前に紙製の車、馬、人、金庫銀庫等を五道廟の前にならべ、親族は廟から安魂紙を運ぶ。長子が担ぎ、両脇で他の子女がそれを支える。その様はまるで故人を支えるかのようにであり、魂を呼び戻しながら(紙製の)車に乗せる。]

つまり、入棺前だけでなく、入棺後、出棺前に再度「招魂」が行われている。

以上、この類型にはいくつものバリエーションが存在するが、死の翌日以降または入棺後、出棺前に「招魂」ないしは魂を呼び戻す行為が行われることで共通する。それは多くの場合、廟に留め置かれた靈魂を呼び戻すためと認識されている。また、それに先立ち靈魂の到着を知らせるための「報廟」が行われることが多い。

なお、「廟へ行き魂を呼び戻す」行為は、「招魂」(河北省徐水縣、山西省五寨縣等)のほか、「領魂」(河北省冀縣、盧龍縣、山東省曲阜市等)、「取魂」(河北省豐潤縣)、「拖魂」(山東省無棣縣)、「叫魂」(山西省寧武縣)、「呼魂」(山西省偏關縣)等と称されることがある。また上述のように名称を欠く地点もある。

最後に、河北省石家庄地域には、「招魂」という記述はないが、廟へ行き「還魂錢」と呼ばれる紙錢を燃やすという地点が集中している。旧志、新志の例を対比して挙げる。

河北省『高邑縣志』(民國三十年)(『民俗資料彙編』華北卷:102)
初喪，含殮，設靈床，覆單衾。懸紙幡於門首。訃告親友。昏暮，家屬詣土地祠焚紙招魂，慟哭以還，曰燒還魂錢。三夜後，置諸棺内，曰“入殮”。

[喪の初め、含殮(死者の口に米、金銀、銅貨等を入れる習俗)し、靈床(椅子に板を渡して作る)をしつらえて単の衾で覆う。戸口に紙幡を懸ける。親戚友人に訃報を知らせる。黄昏に土地祠へ行き

紙銭を焼いて招魂する。慟哭して帰る。還魂錢を燃やすという。三夜の後、棺内に安置する。これを「入殮」という。]

河北省『高邑縣志』(1993:641-642)

人死後，設靈床。穿壽衣，蓋壽單，將屍停放在靈床上，然後門口懸紙幡，訃告親友。死者的家屬黃昏到土地廟燒紙，放聲大哭謂“燒還魂錢”。停屍三天後放置棺內謂“入斂”。

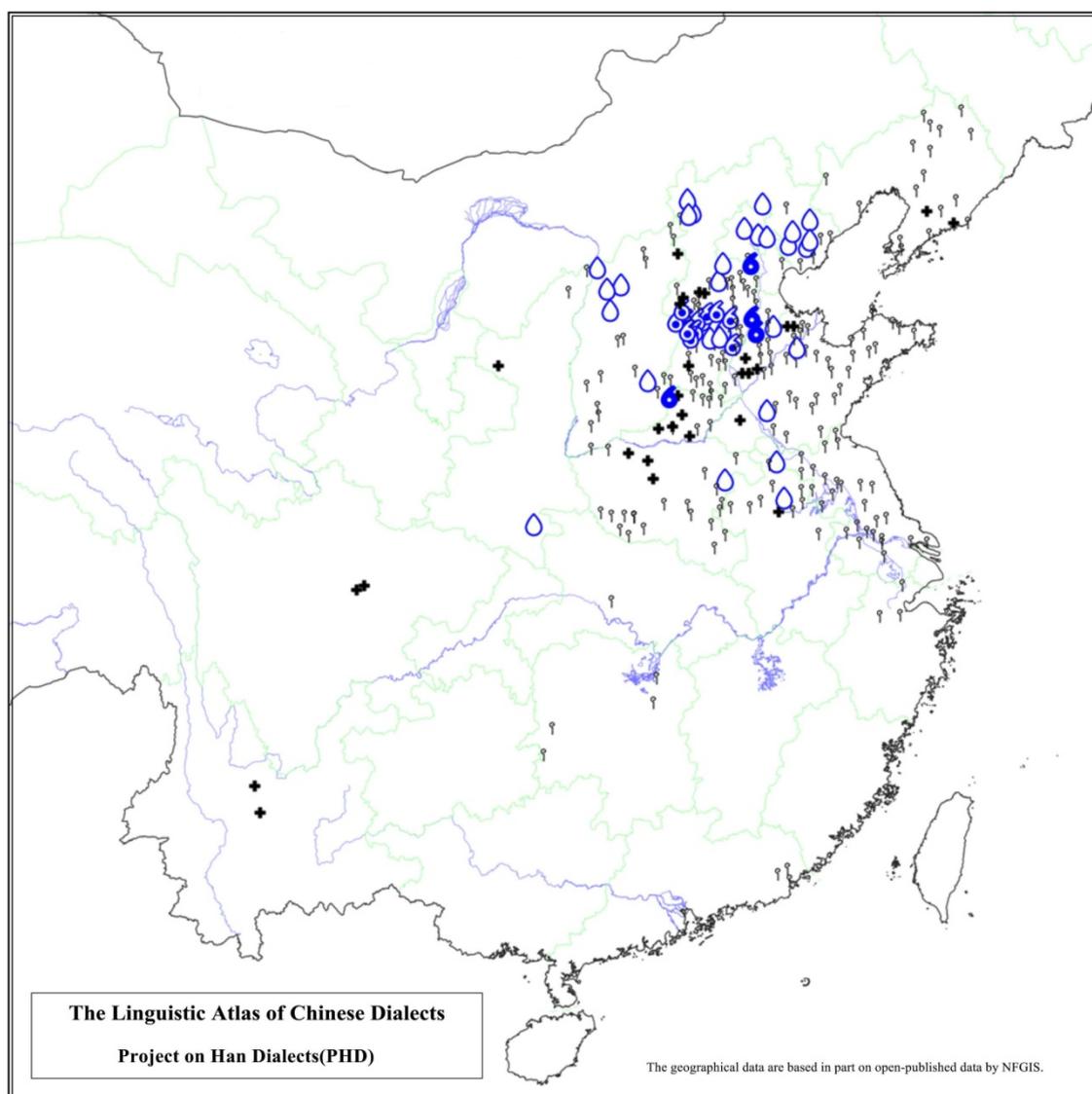
ここでは旧志、新志の双方に類似した記述が見られ、いずれも入棺前に「還魂錢」を燃やしている。旧志にあった「招魂」という言葉が新志で消えていることからみて、「招魂」の変容形態の一つであったと推定される。「還魂錢」の記述がみられるのは、安平縣、高邑縣、藁城縣、故城縣、晉縣、井陘縣、靈壽縣、深澤縣、武強縣、元氏縣、趙縣の各県志(新志)で、石家庄地区及びその周辺に集中している。

5. 近世華北における「招魂」の変容と「報廟」の起源

ここで、当代地方志にみられる「招魂」の形態と「報廟」との関連を整理すると、以下の五つの類型に分類できる。

- A. 「招魂」が古礼の「復」を踏襲し、「報廟」を伴わない。
- B. 「報廟」し、「招魂」ないしは魂にかかわる行為を行う。
 - B-1 入棺前(死亡当日)に「招魂」する。
 - B-2 入棺前に「還魂錢」を燃やす。
 - B-3 入棺後または死の翌日以降、出棺までに「招魂」する(廟に留め置かれた魂を迎えに行く)。
- C. 「報廟」するが、「招魂」ないしは魂にかかわる行為を行わない。

地図 10 「報廟」・「招魂」の類型



「招魂」と「報廟」

- ✦ A 「招魂」が古礼の「復」を踏襲し「報廟」を伴わない。
- B 「報廟」し、「招魂」ないしは魂に関わる行為を行う。
 - 6 B-1 入棺前(死亡当日)に「招魂」する。
 - 6 B-2 入棺前に「還魂錢」を燃やす。
 - 6 B-3 入棺前または死の翌日以降、出棺までに「招魂」する
(廟に留め置かれた魂を迎えに行く)。
- ? C 「報廟」するが、「招魂」ないしは魂に関わる行為を行わない。

ここでは葬礼において、(1)「報廟」するか否か、(2)「招魂」ないしは魂にかかわる行為がなされるか否か、という二つの特徴に着目してまず A、B、C の三類型を立てた。次に(1)、(2)をいずれも行う、という類型である B を三つに下位分類した。各類型の分布を地図 10 に表示する。以下では、各類型の分布上の特徴に着目しながら、「招魂」と「報廟」に関する歴史的変化を推定する。

まず A の類型は華北各地(特に黄河流域)に分布するが、全体として地点数は多くない。

次に B の類型は三種類の下位類型を含む。全体としては地点数が多く、特に河北はこれが多数を占める。入棺前に「招魂」する B-1 は、現在の所四地点しか確認できていないが、おそらく B 類型の中では最も古いタイプと考えられる。より古い A 類型において自宅で行われていた「招魂」が場所を廟に移した結果であろう。B-2、即ち廟で「還魂錢」を燃やすという類型は石家庄地域に集中している。B-1 と同様、廟において「魂を呼び戻そうとする」類型であり、入棺前に行われること、及び分布地域が B-1 と近いことからみて、B-2 の地域でもかつては「招魂」が行われていたと推定される。B-3 には様々な下位類型が存在するが、入棺後または死の翌日以降、出棺前に「招魂」ないしは魂を呼び戻す行為が行われることで一致する。その目的は、廟に留め置かれていた魂を迎えに行くことであり、本来死の直後に行われていた「招魂」が葬礼の時間軸の中で後ろにずれこんだようなタイプである。「廟において魂にかかわる行為を行う」という点では B-1 と一致することから、B-3 も B-1 の派生形であると考えられる。

最後に、C の類型では、廟に行く目的が「死者の魂が廟に到着したことを知らせ、廟神の庇護を懇請する」ことであり、「招魂」ないしは魂にかかわる行為は行われぬ。この類型は華北の広範囲に分布し、地図 8 に示した「報廟」の分布とも重なる。一般にある文化的特徴が広域的分布を形成するには伝播にかなりの時間を要するが、「報廟」は明清期の華北地域において一気に広がったものと考えられる。その背景として、明初に定められた城隍廟制度があり、民間でも城隍神(村で

は土地神、五道神等)は冥界の地方長官であり、死後、魂は一旦、廟に入り一定期間留め置かれる、と広く認識されるようになったことがある。「報廟」は第1節で見たように、清代乾隆年間には、地方志編纂者が、批判を加えながらも記述せざるを得ないほど広範に行われるようになっていた。

以上のことから、「招魂」と「報廟」に関わる類型は華北において次のように変化したと推定される。

A → B-1 → B-2、B-3 → C

まず、古礼の「復」に発する「招魂」が廟で行われるようになった。この段階で、「招魂」を行う時間は、死の直後、少なくとも入棺前という本来の形態が維持されていたはずである。その時間が入棺後または死の翌日以降にずれたのが B-3 である。「還魂錢」を燃やす B-2 では「招魂」ないしはそれに相当する名称が消えており、この類型は石家庄地域でしかみられないものの、C に至る過渡的な形態であると考えられる。C では「招魂」の概念が消失している地点が多いと考えられる。さらに以上の推定に基づけば、「報廟」習俗自体が、元は「招魂」を廟で行う習俗の広まりに起源を発する可能性もある。

さて、廟で「招魂」を行うという記述は意外と古い。まず、『宋史』卷二四五「昭成太子元僖列傳」には、寺で「招魂」したという記事が見られる。

未幾，人有言元僖為嬖妾張氏所惑，張頗專恣，捶婢僕有至死者，而元僖不知。張又於都城西佛寺招魂葬其父母，僭差踰制²²。

[まもなく、元僖は愛妾張氏に惑わされていると言う人があった。張氏は頗る勝手気ままに振る舞い、召使いをたたき殺してしまうこともあったが、元僖はそれを知らなかった。張はまた都の西佛寺で父母の招魂を行い葬ったが、そのやり方は身の程をわきまえず、決まりをこえたものであった。]

また、『元刊雜劇三十種』(徐沁君校点 1980)所収、岳伯川撰「新編岳

孔目借鐵拐李還魂」第三折には東岳廟で「招魂」をするという記述が見られる。

你都靠後，我再想一想。我死在陰府間去，那師父教人望鄉台上看我屍首，渾家把來燒毀了三日。師父道，將李屠屍首，我真魂，借屍還魂。是！是！我且認了是你兒子。父親，將與我一佰紙馬，去東岳廟上招魂。到俺家認我妻子孩兒，看他認得我么。

[あんだ達ちょっと下がって。もう一度考えてみよう。俺は死んで冥界に行ったんだ。あの先生が人に望郷台に上って俺の屍を見させたところ、妻が焼いて三日たっていた。先生が言うには、李屠の屍と俺の魂を、屍を借りて魂を還すということだ。そうだ、そうだ。とりあえずあんだの息子だということにしておこう。父さん、俺に百の紙馬をくれ、東岳廟へ行って招魂するんだ。家に帰って妻や子に名乗ったら、俺だとわかるかな？]

東岳廟は死者の魂を裁く冥界神である「東岳大帝」を祀る廟である。『元刊雜劇三十種』に収められた雜劇の多くは元代最末期から明代に刊行された可能性が高いと言われるが、この「新編岳孔目借鐵拐李還魂」については明代の刊行である可能性があるという。また、その版式や内容・文辞から非常に庶民的なものであるとされている²³。ここに「東岳廟へ行き招魂する」という記述があることから元代には「招魂」が東岳廟で行われていたと考えられる。

岳壽が死んだ李屠の屍を借りて還魂するという話は『元曲選』の「呂洞賓度鐵拐李岳」にもあるが、そこには岳壽が「我雖是還魂回來、我這三魂不全、一魂還在城隍廟裏、我自家取去²⁴。」と語る一節がある。「私は還魂して戻ってきたけれど、三つの魂は全部揃っていない。一つは城隍廟にあるので、自分で取りに行く。」というものである。東岳廟が城隍廟に置き換えられたのは、明代に至って城隍廟が広まったことを反映すると考えられる。

死者の魂を呼び戻すために廟へ行くという記述は、明代の筆記、黄

暉『蓬軒吳記』にも見られる。

未幾，陸暴卒，但胸臆微溫，家人殮不蓋，越五日復甦，亟索食，食未至，附其子耳語曰：“第多買楮幣，從城隍廟焚之，能償則返，不然不返矣。”竟逝，胸臆不復溫，家人日往焚幣，叩首神墀，月餘莫甦，瘞焉²⁵。[まもなく、陸が急死した。胸がわずかに温かかったので、家人は棺に入れたが、蓋をせずにおいた。五日たって蘇生し、しきりに食を求めた。まだ食べないうちに、その子の耳元で「楮幣(紙銭)をたくさん買いなさい。城隍廟でそれを焼くことで、(生前の所行を)償うことができれば戻れるが、そうでなければ戻れない」とささやいた。結局逝き、胸の温かみも戻らなかった。家人は毎日行って、紙銭を焼き、神の石段に叩首したが、一月余りしても甦ることはなく、埋葬してしまった。]

『元刊雜劇三十種』、『蓬軒吳記』の例はいずれも葬礼に関わるエピソードではないが、すでに元代から明代にかけて「招魂」(ないしは「還魂」)と、廟に紙馬を捧げ、紙銭を燃やすという「報廟」に関わる行為が結びついて認識されていたことが窺える。さらに、『宋史』「昭成太子元僖列傳」は、作品の年代は元代であるが、描写の対象は宋代のエピソードである。これらのことから、廟または寺で「招魂」という習俗は少なくとも民間ではかなり古くから存在したことになる。

6. 小結

本章では、当代地方志及び旧志を主要基礎資料として、華北地域における「報廟」と「招魂」の地域的変容の実態と変化の過程について考察を試みた。「報廟」と「招魂」は従来、関連付けがなされてこなかったが、本論文は近世の華北において、「招魂」が「報廟」に取りこまれる形で変容を遂げたと考える。或いは「報廟」習俗の形成そのものが「招魂」を廟で行う習俗を契機としていた可能性もある。

「報廟」は、明初に定められた城隍廟制度を受けて広まり、清代乾

隆年間までには盛んに行われるようになっていたようである。当代地方志における「報廟」の記述は頻度が高く、分布密度も高い(地図 8)。

「報廟」の行き先は、土地神を祭る土地廟であることが多い。一般に華北の農村では、城隍神の下位とされる土地神がより生活に身近な存在であったためである。ところが河北省中北部・東部及び山西省中北部には「報廟」の行く先が五道廟である地点が集中している(地図 9)。これは、これらの地域で五道神が冥界の地方官であるとされ、五道廟が土地廟の役割を果たすに至ったためである。

「招魂」は古礼の「復」に由来し、死の直後(入棺以前)に自宅で行われるものであったが、当代地方志によれば、古礼を踏襲した形態は地点頻度が低い(地図 10 の A 類型)。これは一つには近世において、「招魂」習俗が衰退に向かった地域があったことを反映するだろう。一方、他の地域では、「招魂」は維持されつつも、場所を廟に移して行なわれるようになり、その形態も変化していった(B 類型)。まず、「死の直後或いは入棺以前」という時間はそのまま、場所を自宅から廟に移して行われるようになった(B-1)。上述のように、これが「報廟」の起源であったという推定もできる。その後、「招魂」は葬礼の時間軸の中で「入棺後または死後二日目以降、出棺前」と後ろにずれた地域が現れた(B-3)。「還魂銭」を燃やすという類型(B-2)は特定地域(石家庄地域)にだけみられる特徴であるが、「招魂」という言葉が消失している。さらに、言葉だけでなく、「報廟」から「招魂」の習俗または概念自体が抜け落ちてしまったとみられる類型(C)がある。地点頻度はこれが最も高い。

¹ 2008年、2009年、2011年に筆者が行った徐州市と周辺農村地域及び宿遷市沭陽縣、連雲港市東海縣での聞き取り調査による。第五章第3節を参照。

² 先に土地廟へ行き、数日後に城隍廟に行くという形態は、当代地方志(河南省『鎮平縣志』等)にも見られる。

- ³ 清代乾隆年間以前には河北省『威縣志』(清康熙十二年刻本、道光三十年補刻本)に記述が見られる。この他、報廟に関する記述が確認できた清代乾隆年間、華北の地方志は以下の通り。河北省『天津縣志』(乾隆四年)、『延慶州志』(乾隆七年)、『廣平府志』(乾隆十年)、『赤城縣志』(乾隆十二年)、『順德府志』(乾隆十五年)、『沙河縣志』(乾隆二十二年)、『獻縣志』(乾隆二十六年)、『隆平縣志』(乾隆二十九年)、『雞澤縣志』(乾隆三十一年)、『大名縣志』(乾隆五十四年)、山東省『海陽縣志』(乾隆七年)、『寧陽縣志』(乾隆八年)、『平原縣志』(乾隆十四年)、『樂陵縣志』(乾隆二十七年)、山西省『大同府志』(乾隆四十七年)。
- ⁴ 『乾隆博山縣志』『中國地方志集成』山東府縣志輯,鳳凰出版社,2004。
- ⁵ 清代、民国期の旧志においても華中、華南における報廟の記述は少ない。確認できた旧志は以下の通り。江蘇省『如皋志』(乾隆十五年)、『武進、陽湖縣志』(光緒五年)、『丹陽縣續志』(民國十五年)、『崇明縣志』(民國十九年)、浙江省『雲和縣志』(同治三年)、『景寧縣志』(同治十二年)、『石門縣志』(光緒五年)、『臨安縣志』(光緒十一年)、『海寧州志稿』(民國十一年)、『定海縣志』(民國十三年)、湖北省『房縣志』(同治四年)、『竹溪縣志』(同治六年)、『襄陽縣志』(同治十三年)、『光化縣志』(光緒十年)、湖南省『清泉縣志』(乾隆二十八年)。
- ⁶ 四川省等にみられる魂が素早く昇天するようにする習俗は「出死星」、「戮戮」等と称される。これは、死者の魂を呼び戻そうとする「招魂」とは逆の行為である。デ・ホロート(1946:10-11)によれば、青年期、壮年期の男子の死に際し、死をもたらした煞気をすばやく部屋から逃すために天窓をあけるとする。死後すぐに魂に対して行う習俗としてはこのほかに、山東省を中心に河北省、遼寧省にみられる「指路」が挙げられる。これは死後、孝子が「上西天」、「上西方大路」等と叫び、西方へ向かうように言う習俗である。
- ⁷ 小島毅(1990:197)。鄧嗣禹によれば六世紀半ばの揚子江流域とする(1935:257)。中村哲夫(1984:45-46)は、隋から唐初(六世紀から七世紀)の城隍神信仰は、漢水流域から揚子江中流、下流域の地方的な民俗信仰であったとする。
- ⁸ 早田充宏(1988:50)。また、松本浩一(2003:54)は宋代の道教において「亡魂の取り締まりという役割が確立していた」と指摘している。
- ⁹ 小島毅(1990:202-203)。

-
- ¹⁰ 唐代、宋代の城隍神、および明洪武二年、洪武三年の改制については小島毅(1990)、濱島敦俊(1988)、早田充宏(1988)、松本浩一(2003)、鄧嗣禹(1935)、鄭土有・王賢森(1994)を参照した。
- ¹¹ 小島毅(1990:204)。鄭土有・王賢森(1994:122-124)。
- ¹² 松本浩一(2003:56)。
- ¹³ 清代以降の江南デルタにおける土地廟の役割については濱島敦俊(1990)に詳しい。
- ¹⁴ 五道神については小田義久(1961、1976)を参照した。
- ¹⁵ 古礼の「復」については池田末利(1976:6-22)、川原寿市(1975:12-18)、西岡弘(1970:120-133)に詳しい。
- ¹⁶ 特殊な場合に「招魂」を行うという記述は、浙江省『蒼南縣志』、『定海縣志』、『洞頭縣志』、『寧波市志』、『台州地區志』、『義烏縣志』、『舟山市志』、福建省『詔安縣志』、広東省『花縣志』、『新興縣志』等にみられる。
- ¹⁷ 河北省『固安縣志』では死の直前に「壽衣」を着せるとされるが、これは華北で広くみられる特徴である。第三章第1節(1.1.)を参照。
- ¹⁸ 山東省『武城縣志(一)』、『中國方志叢書』華北地方第三五九號, 民國元年刊本影印, 成文出版社, 1976, 199。
- ¹⁹ 「命紙」、「命紙殃榜」は戸口に懸ける紙で、父親が死亡した場合は“故先考、享年月日、壽終正寢”、母親の場合は“故先妣、享年月日、壽終正寢”と書く。
- ²⁰ 「門幡」は死者の年齢と同数の細長く切った白い紙をつけた幡。
- ²¹ この「送往西天」という行為は山東系の習俗(注6参照)と関連するものと考えられる。
- ²² 元脱脱等撰(1977:8698)。
- ²³ 『元刊雜劇三十種』、「新編岳孔目借鐵拐李還魂」の刊行年代等については赤松紀彦、井上泰山、金文京ほか編(2007)の「解説」(小松謙 2007:11-14、17)を参照した。
- ²⁴ 王季思主編(1999:156)。
- ²⁵ 王稼句點校編纂(2005:212)。黄暉は明代、蘇州府吳縣の人。

第五章 現代中国における葬礼習俗の変容と伝統継承の担い手

第三章、第四章では、近世の葬礼の規範とされた朱熹『家禮』から逸脱または変容した儀礼、習俗について、地方志等の記載に基づいて論じてきた。

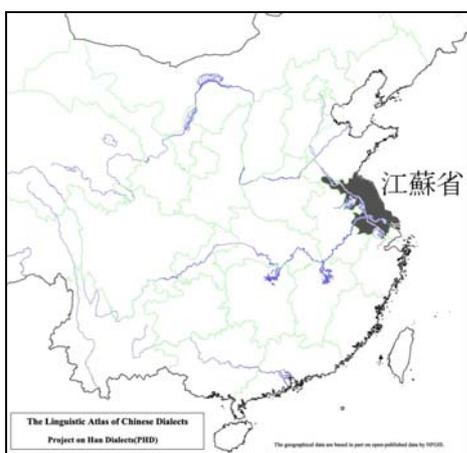
現代中国においては、中華人民共和国成立前後から、中央政府及び地方政府による「殯葬改革」と呼ばれる改革が推進されている。当代地方志でも伝統葬礼に関わる記述については「旧時」、「建国前」、「清代」、「民国期」等の但し書きがなされることが多いことは先述の通りである。墓地の改革、火葬の推進、封建迷信的習俗の排除が進められ、「迷信的習俗は行われなくなった」、「葬礼習俗の多くは簡略化された」等とされている。

しかし、葬礼習俗が「殯葬改革」によって一律に変化したとは考えにくい。改革によって変容した葬礼の形態にもまた地域差が存在する。そのような現代葬礼の実態を明らかにするには現地調査を行うことが必要であるが、現在、全国を対象として現地調査を行うことは不可能である。但し、地域を限定して行うことは可能である。殯葬改革による葬礼の変化については、蔡文高(2000)、川口幸大(2004)、秦兆雄(2005)、田村和彦(2006a、2006b、2009a、2009b、2010)等に個別地域における状況が報告されている¹。

本章では、江蘇省北部地域で実施した聞き取り調査の結果に基づいて現代中国における葬礼の実態を報告し、伝統葬礼の継承と変容について論じる。調査対象地域は、江蘇省北部に位置する徐州市と周辺農村部(銅山縣、沛縣、邳州市、新沂市)、宿遷市沭陽縣と連雲港市東海縣とした。聞き取り調査は、2008年、2009年及び2011年に現地で実施した²。

地図 11、地図 12 に調査地域を示した³。

地図 11 調査地域(1)



地図 12 調査地域(2)



1. 当代地方志(新志)における江蘇省北部地域の伝統葬礼

当代地方志(新志)に記載された伝統葬礼については、第二章第6節で葬礼の時間軸に沿って図3にまとめた(23頁参照)。当該地域については、以下の当代地方志を参照し、改めて伝統葬礼の流れを図4に示す。

『徐州市志』1994年，徐州市地方志編纂委員會編，中華書局。

『沛縣志』1995年，江蘇省沛縣地方志編纂委員會編，中華書局。

『邳縣志』1995年，邳州市地方志編纂委員會編，中華書局。

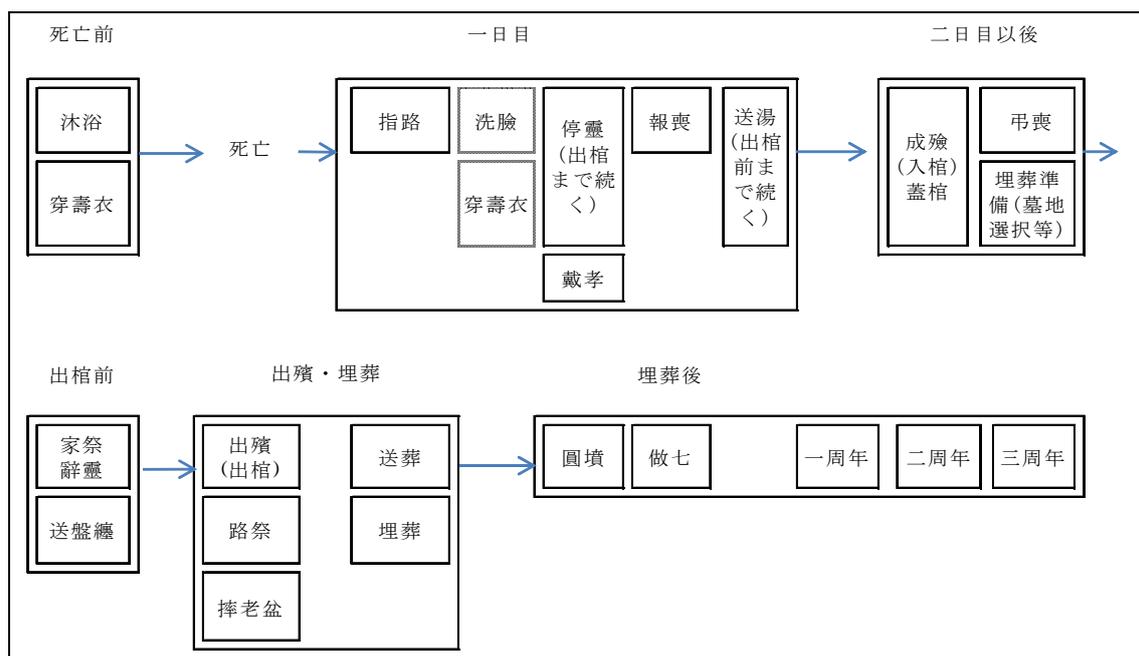
『銅山縣志』1993年，江蘇省銅山縣縣志編纂委員會編，中國社會科學出版社。

『新沂縣志』1995年，新沂市地方志編纂委員會編，江蘇科學技術出版社。

『沭陽縣民政志』1990年，《沭陽縣民政志》編輯辦公室編，山東大學出版社。

『東海縣志』1994年，東海縣地方志編纂委員會編，中華書局。

図 4 当代地方志(新志)における江蘇省北部地域の伝統葬礼



徐州市、銅山縣、沛縣、東海縣では、死亡前に「壽衣」への着替えが行われる。邳州市、沭陽縣では、死後、死者の顔を洗って着替えをさせる。徐州市、沛縣では、壽衣を着せる前に遺体に対する清めの行為を行うという記載は見られない。

いずれの地方志にも「招魂」に関する記述は見られないが、沛縣、邳州市では死後、長男が「指路」を行うとされている⁴。死亡後、「停靈」と称し、「靈堂」を設えて遺体を安置し、孝子は遺体の側に付き添う。「靈堂」の前には「靈棚」を設える。第四章で論じた「報廟」習俗は、「送湯」または「點湯」と称される。

死後二日目、または三日目に遺体を棺に入れる。「成殮」、「入殮」と称される。北方地域に多く見られる習俗である入棺の前後に遺体の顔を拭く「淨面」に関する記載は見られない。

出棺(「出殯」とも称する)前に親族や友人らが死者との告別する「家祭」、「辭靈」が行われる。出棺、埋葬の前夜には、村はずれの十字路で死者のために紙銭や紙製の人や紙製の馬等を燃やす「送盤纏」、「送盤川」と呼ばれる習俗が行われる。これらは死者の魂が天に上るための旅費を贈るという習俗である。徐州市では土地祠へ行き紙轎(或いは

紙牛)を燃やし、死者への呼びかけをした後、家に帰り、成殮を行った日の夜、重湯と紙銭を撒きながら土地祠に行き「送盤纏」を行う。

遺体を納めた棺を家から運び出し、墓地へ向かうことを「出殯」、「出葬」と呼ぶ。東海縣では、女性親族は墓地への葬送には同行しない。「出殯」時、家から運び出された棺は一旦、路上で停止し、そこで「路祭」という祭が行われる。「出殯」時または「路祭」終了後に棺を持ちあげる時、孝子が「牢盆」(「老盆」とも呼ぶ)をたたき割る。東海縣では「出殯」時に割る、または豚に餌をやるためや食物を盛ることに用いるとされる。

埋葬後は、三日目に「圓墳」または「復三」と呼ばれる祭を行い、土を盛って墳墓を築く。死亡後、七日ごとに墓前で「做七」と呼ばれる祭を行う。「頭七」(七日)から「終七」(四十九日)まで行われる。

この他、声望のある人に頼んで、死者の位牌に点を打つ「點主」を行うところや、僧や道士を招いて「超度」を行い、死者の魂を供養するところもある⁵。

地図 11 で示したように調査対象地域とした江蘇省北部は華北に位置している。当代地方志の記述から、当該地域における伝統葬礼が第三章、第四章で明らかにした北方地域の特徴を有していることがみと取れる。入棺前後に死者の顔を拭く「淨面」習俗に関わる記述はみられないが、死亡前に「壽衣」への更衣を行い、遺体を清める行為について記載がないところ、沐浴を行う際に局部を対象とするところがある。また、死者の魂は死後、土地廟に留め置かれるとされ、「報廟」(「送湯」、「點湯」)習俗が行われている。一方、南方地域に広く現れる「買水」習俗についての記載はみられない。

2. 江蘇省北部地域における殯葬改革

中央政府による殯葬改革の推進という方針を受けて江蘇省及び本調査地域において殯葬改革がどのように進められてきたのかを概観しておく。

国家レベルでは、1961年、国務院民生部の下に殯葬改革を進める専

門の部署が設置され、殯葬改革の四つの方針(火葬場の建設、公墓を建設し土葬を改革する、旧俗を打破して節約した葬儀を行う、葬儀に関する事業を統一管理する)が明文化された。田村和彦(2010:32)は、「ここで示された方向性が、今日の殯葬改革を規定しており、死の処理を検討するうえで重要な意味をもつ」と指摘する。文化大革命終結後の1985年2月には「国務院關於殯葬管理的暫行規定」が發布され、各級政府に対して火葬推進と土葬廃止のための宣伝教育活動が指示された⁶。1992年8月には民政部から「公墓管理暫行辦法」が公布され、「国務院關於殯葬管理的暫行規定」が定めた耕地の使用禁止等についてその詳細が規定された。1997年7月に發布された「国務院殯葬管理条例」では、火葬場、「殯儀館」(葬儀会館)の建設推進、埋葬、喪葬用品に関する規定が定められ、罰則規定が設けられている。

江蘇省では1985年7月に「江蘇省人民政府關於殯葬管理的實施辦法」が公布され、火葬の推進が定められた。2000年6月に制定された「江蘇省殯葬管理辦法」は、「本省行政区域實行火葬，禁止土葬」とした上で、火葬までの期間を死亡後72時間以内とすること、公墓の購入には火葬証明または死亡証明を必要とすることなどを規定している。勿論、封建迷信活動、土葬用の棺の使用は禁止されており、罰則規定が設けられている。

徐州市における展開をみると、1960年に「徐州市南郊火葬場」が建設され、1961年には火葬業務が開始されている。1965年制定の「徐州市殯葬管理暫行辦法」では、葬儀にかかわる業務を「殯葬管理所」によって統一管理することが規定された。ここでは壽棺、壽衣等の葬礼用品の生産や香、紙製の供物等の生産を禁じている。1974年には「徐州市殯葬管理試行辦法」が制定され、土葬を徹底的に排除し、火葬を行うことが規定された(『徐州市志』1994:1761)。1980年代以後、葬礼の改革が推進され、1995年4月に「徐州市殯葬管理辦法」が、さらに1998年1月に「(修改)徐州市殯葬管理辦法」が定められた。

市志、縣志の葬礼に関する記述のうち、「解放後」、「建国後」と明示された部分では、いかに殯葬改革が推進され、成果を挙げたかが強調

されている。例えば『徐州市志』(1994:2149)では「火葬は一般に定着し、大々的な葬礼と多くの迷信活動は既に消失した」とある。新沂市では1983年から1988年の間に亡くなった人のうち96パーセントが火葬され、封建迷信活動に反対して習俗の改革を行い、何度も省、市から「殯葬改革先進単位」の称号を受けたとする(『新沂縣志』1995:492)。

ところが『新沂縣志』(1995:666)には「骨灰を棺に入れ、墳墓を建てるものも依然として存在する」という記述もあり、『銅山縣志』(1993:900)では近年、火葬が推進され、土葬習俗はしだいに改められたとしながら「非常に大きな抵抗がある」とする。また、『東海縣志』(1994:790)のように「近年、農村では封建迷信的な葬礼習俗が復活し、さらに新形式が出現して派手になっている」という記述も見られる。

各地方志の記述は中央、地方政府の方針に沿った殯葬改革の推進、火葬の実施を謳いながら、伝統的習俗によって葬礼を行う人々が根強く存在していることを示している。各地で葬礼の改革が進められる一方、依然として伝統的習俗による葬礼が行われており、ホワイト(1994:329)は「多くの中国の農村地域において、伝統的葬礼は今なおかなり守られている」と指摘している。

3. 江蘇省北部地域における葬礼の現状

本節では江蘇省北部地域で実施した聞き取り調査の結果に基づいて現代葬礼の実態について報告する。

現在、本調査地域(地図11、12参照)における葬礼では火葬を行うことが義務付けられており、公墓への埋葬が行われている。火葬の実施により葬礼儀式の一部には変化が見られるが、その変化の形態は市区と農村部で異なる。

筆者の聞き取り調査によれば農村部では現在、およそ次のような順序で葬礼が行われている。①(死亡前)穿壽衣、②葬礼準備、③報喪、④報廟、⑤火葬、⑥入棺(火葬後の骨灰の入棺)、⑦開弔、辭靈、⑧送盤纏、⑨出棺、埋葬。一方、市区では公墓に埋葬する場合、棺は使用できず、伝統的な葬礼の中で重要な儀式とされる入棺は行われない。

市区での葬礼は、①(死亡前)穿壽衣、②葬礼準備、③報喪、④報廟、⑤開弔、辞靈、⑥送盤纏、⑦火葬、埋葬という順序で行われている。本章ではこれら一連の儀式について、農村部での順序に従ってそれぞれの内容を報告する。本調査地域で注目されるのは、葬儀全体が「大老執」と呼ばれる人々によって取り仕切られることである。

聞き取りの対象は、実際に葬礼の取り仕切りを行っている人々(下文でいう「大老執」と葬礼に必要な物品を販売する店(「壽衣店」、「花圈店」と呼ばれる。以下、「壽衣店」とする)の経営者たちである。

なお、埋葬三日後に墓前で行う「復三」、死亡後七日毎に行う「七七」等については割愛する。

3.1. 死亡前、「穿壽衣」

本調査地域では現在も葬礼が事実上、死亡前から始まっていると言っている。即ち、人が危篤に瀕した時にすでに死装束(「壽衣」、「送老衣」と呼ぶ。以下、「壽衣」とする)への着替えが行われる。

当代地方志では、邳州市、沭陽縣では死亡後に着替えさせると記述されていたが、聞き取り調査によれば、邳州市、沭陽縣でも死亡直前に着替えを行うという。壽衣は1980年代までは老人のためにそれぞれの家で布を買って作られていたが、1990年代からは壽衣店で販売されるようになった。現在は必要な時にすぐ購入できるため、多くの場合、本人の病が重くなってから娘または息子の妻等女性が購入する。

壽衣店では 下着、綿入上着、綿入ズボン、外套、靴下、靴、帽子、枕が一組にして販売されている(女性には帽子ではなく「鳳冠」を被せることもある)。男性用には濃い青、深紫、深緑のものが多く、女性用には赤、濃茶、濃いピンク等が用いられる⁷。十年程前までは一組が百二十元程度であったが、現在、小売店では一般品が三百元から四百元、高級品は七百元から八百円で販売されている。さらに高価な千二百元のものもある。



写真 1 壽衣

(2011年9月東海縣)⁸



写真 2 壽衣(男性用)

(2009年9月新沂市)

農村部では基本的に同性の家族が着替えをさせるが、市区では「土工」と呼ばれる人に頼む場合もある。着替えの前には水で濡らしたタオルで手足を拭く。ただし、死が差し迫っている場合は壽衣を着せることが優先されるため、この手順が省略されることもある。男性は理髪して髭を剃る。この時、理髪を担当する「剃頭匠」は五十元から百元程の料金で請け負う(通常のリ髪は五元から十元)。女性は髪を梳き整える。着替えを急ぐのは、「死後に着替えをさせると裸である世に行くことになる」とされているためである⁹。

なお、上で「土工」(「土杠頭」ともいう)というのは、葬儀の際、風水師や病院等からの紹介によって雇用される男性のことである。彼らには店舗があるわけではない。主に、壽衣への着替え(ただし、故人が女性の場合は娘や息子の妻等、同性の家族が行う)、棺担ぎ(「骨灰盒」と呼ばれる骨箱を載せたテーブルを担ぐこともある)、「紙紮」の童男童女を持つこと(次項参照)等を請け負っている。東海縣では、土葬が行われていた頃は入棺も土工が行っていたという¹⁰。

3.2. 葬礼準備

沭陽縣では、家族の一員が自宅で臨終を迎えた場合、まず風水師(地理先生、陰陽先生とも称される)が呼ばれる。風水師が死亡時刻を決め

なくてはその後の葬礼準備ができないためである。新沂市、東海縣でも風水師を呼び、火葬日、埋葬日時、墓地、墓地の方向を決める。

葬礼を行うために喪家が必要とするのは風水師だけではない。いずれの地域においても風水師とは別に葬礼の取り仕切りをする人を決め、孝子が直接依頼に行く。この葬礼を取り仕切る人は徐州市では、「大老執」、「執客」と呼ばれ、少なくとも六人がその任に当たる。多い場合は十人のこともある。沛縣では「總理」と呼ばれる人が一人、「副總理」と呼ばれる人が三人必要とされる。沭陽縣では「支客」と呼ばれる三、四人の人が取り仕切る。新沂市では経験豊富な「總管」と呼ばれる人が葬礼全体を取仕切る。邳州市では「大總」、「總知事」と呼ばれ、東海縣では「總料」、「大料理」、「執大殯」等と呼ばれるが、下文では一律に「大老執」とする。

孝子から依頼を受けた大老執はすぐに喪家に赴き、到着後、様々な指示をする。葬儀に必要な「老盆」（「焼紙盆」、「牢盆」とも呼ばれる。以下、「老盆」とする）、「陰晶瓶子」、「花圈」、「油燈」（油ランプ）、「席子」（莫蔭）、紙銭等の購入もそのひとつである。老盆は素焼きの大鉢で、後述する「靈棚」の中に置いて紙銭を焼く。陰晶瓶子は直径十センチほどの瓶で中に米を入れ、小麦粉をこねた餅で蓋をして箸を挿す。花圈は直径一.五メートルほどの花輪で、中央に「奠」と書かれている。

花圈には贈り主の氏名と故人への追悼の言葉が書かれたリボンが付けられる。紙製や布製の花を用いたもののほか、近年は生花を用いた高価な花圈も見られる。以前は業者として販売するのではなく、喪家の依頼を受けて作る人がいたが、現在は壽衣店で販売されている。花圈は靈棚の壁や外に並べて置く。紙銭は白または黄色の紙で作られている。黄色い紙製のものは束にして売られている。現在では「冥府銀行」、「一万元」、「十万元」等と書かれ、閻魔王の絵などが印刷されたものもある。



写真3 壽衣店、紙製花園
(2009年9月沛縣)



写真4 老盆、茶壺、油灯
(2008年9月新沂市)



写真5 紙錢
(2011年9月東海縣)



写真6 席子(莫蔭)
(2009年9月徐州市)

この他、娘が「紙紮」、「紮彩」と呼ばれる紙製の供物を購入する(以下、「紙紮」とする)。紙紮には馬(男性の乗り物)、牛(女性の乗り物)、轎(女性の乗り物)、家、童男童女(死者の召使い)、揺銭樹(財産の象徴)、金山銀山(財産の象徴)等があり、現在では、車やバイク、冷蔵庫、テレビ、ソファ、電話、携帯電話等の生活用品もある。紙紮にかかる費用は一般の葬儀で三百元から四百元、豪華な葬儀の場合は五百元から七百元程となる。紙紮は埋葬の前日、店から喪家に届けられる。届けられた紙紮は弔問に訪れた人々からよく見えるように靈柩の中には置かず、周辺に置かれる。親孝行であることを示すためと言われている。

現在、徐州市郊外には紙紮の製作所があり、馬、牛、轎や家電製品等様々な紙紮を作り、壽衣店に卸売している。



写真 7 紙紮(馬、牛、テレビ、轎) 写真 8 紙紮(童男童女、金山、銀山)
(2009年9月新沂市) (2009年9月新沂市)

遺体は喪家の広間に簡易式のベッド(「靈床」、「冷鋪」と称される)を設え、頭を南(入口の方向)に向けて安置される。この場所を「靈堂」または「喪屋」と称する(遺体を殯儀館に安置する場合はこれを設けない)。夏季に遺体を安置する際には、「氷棺」と呼ばれる冷蔵装置付きの棺を使用することが多い。氷棺の上部には全身を覆う透明プラスチック製の蓋がかぶせられている。下部は冷蔵装置になっており、遺体を保冷し、一時的に保存することができる。以前は殯儀館から借りていたが、現在は靈棚を作る業者から借りる場合が多い。彼らは店舗を構えているわけではなく、靈棚や氷棺を貸すだけで物品の販売にはかわらない。

遺体の顔には紙銭または白い紙(「蒙臉紙」と称される)をかける。また、「倒頭紙」と呼ばれる紙銭を燃やす、「倒頭飯」(碗に盛った飯に箸を挿したもの。飯は生煮えとするところもある)を供える、故人の両足を紐でくくる、「打狗餅(子)」を壽衣の袖の中に入れる、「長命灯」と呼ばれる明りを灯す、等々の習俗が行われる¹¹⁾。

沛縣では大老執が到着した後、「指路」が行われる。これは故人に冥界への道を示す習俗である。息子が靈堂の外で小さな椅子に乗り、秤

で南西を指して「xx、南西、去了極楽世界」(xx、南西へ、極楽世界へ行ってください)と三回叫ぶ。以前は「南西へ」とだけ叫んでいたが、現在は続けて「極楽世界へ」と言うように変化している。

遺体を安置した靈堂の外側には「靈棚」(または「喪棚」)という弔問客が拝礼を行う場所が設えられる。農村部では大老執の指示により、故人より下の世代の人(同姓の親族)が作る。集合住宅の場合は自宅のある階段の下に業者から借りて作る。靈棚の中にはテーブルを置き、その上に遺影が置かれる。遺影の前には五種類の供物(魚、鶏、豚、果物、野菜)を並べ、蠟燭、香炉を置く。テーブルの下には老盆を置いて紙銭を燃やし、その前に油ランプと陰晶瓶を並べる。テーブルの後方には挽聯(追悼の対句が書かれた対聯)が掛けられ、中央には「奠」の字が書かれた紙が貼られる。

その他、楽隊(「喇叭班」と呼ばれる)も必要となるが、それは息子、娘または大老執が手配する。楽隊の編成はところによって異なり、十人から二十人が一組となって活動している。沭陽縣では以前は一組が七人であったが、現在は十二人となっている。



写真 9 紙紮と生花製花圈

(2009年9月新沂市)

近年、自宅ではなく病院で死亡するケースも増えている。病院で死亡した場合、遺体は家に連れ帰ることはできない。「冷屍不進家」(冷たくなった遺体は家に入れない)といい、自宅以外の場所で死亡した場

合、遺体は家に入ることができないためである¹²。死亡後、遺体は先ず病院の「太平間」と呼ばれる霊安室に安置され、そこから直接殯儀館に運ばれて冷蔵庫に保存される。このような場合、死亡当日は殯儀館での儀式は行わない。自宅に霊堂は設置せず、霊柩のみを設えて親族、知人らの弔問を受ける。

3.3. 「報喪」

霊柩を作った後、親族に死を知らせる。これを「報喪」と呼ぶ。母方のおじ、おばの家には、息子が知らせに行く¹³。現在は電話で知らせることも一般的である。報喪に行く人の服装、持ち物には地域差がある。沭陽縣では服装に特に規定がないが、「孝鞋」(白い靴)だけは履いていく。徐州市では「孝帽」(白い帽子)をかぶり、「哭喪棒」という棒を持って行く。「哭喪棒」は訪問先の家に到着すると取り出して手に持つ。

「哭喪棒」は「哀棒」、「哀棍」、「孝棍」、「哀杖」とも称される。一本の柳の枝から斧を使って息子の人数分の本数を作る。徐州市、新沂市、東海縣ではその枝に白い紙を貼る。沭陽縣では息子以外の同姓の甥、孫は細い葦を何本かまとめてイチビ(苧)で縛り、白い紙を巻いた哭喪棒を持つ。この棒は報喪の時だけでなく、出棺の時にも手に持つ。殯儀館で火葬を待つ孝子が手にしている姿も見かけられた。埋葬後は墓に挿すか、墓の横に置く。以前は男性のみが持ち、女性が持つことはなかったが、近年、息子がいない場合、娘が持つこともあるという。

3.4. 「報廟」

死者の靈魂は人間界の管理を離れて冥界の管理下に置かれ、死後数日間は土地神のもとに留め置かれると考えられている。そのため家族は土地廟へ行き、土地神に報告する。これを「報廟」(或いは「送湯」、「上廟」、「點湯」)と称する。

「報廟」に関して、その類型、全国的分布状況及び起源については、第四章で論じた。聞き取り調査によれば、本調査地域でも「報廟」の

方法に地域差が見られる。但し、いずれも一日三回(朝昼晩)行われることでは共通する。沛縣では埋葬前の二日間、息子全員、楽隊と二人の「潑湯」(桶に水を入れて担ぎ、途中、水を撒きながら行くこと)をする人が行く。沭陽縣では死亡日から出棺前日まで家族、近親者全員が土地廟へ行く。新沂市、東海縣では、埋葬前日までに全部で七回行う。米を煮た湯を入れた茶壺を持った人が道々、少しずつこぼしながら廟に行く。廟に到着すると紙銭を燃やし、廟の周りを一周してから叩頭し、哭して帰る。最後の回には家族親族が全員で行く。長男の妻が「領魂旗」(白布で作った小旗。故人の魂の依り代とされる)を土地廟に置き、白い紙で土地廟の入口に封をする。こうすることで死者の魂を土地廟に封じ、土地神に預けることを表す。「報廟」にはいずれの地域でも大老執が同行して儀式の指示をする。

現在、本調査地域では廟が消失しているところが多い。しかし、「報廟」は農村部では重要な儀式としてなお継承されている。聞き取り調査では、沭陽縣、東海縣では文化大革命後に新たに土地廟を造り、そこで「報廟」を行っているところがあるという話が聞かれた。廟がないところでは、段ボールや莫蔭で囲いを作る、瓦やレンガを組む、または缸(かめ)を逆さにすることで臨時の土地廟が作られる¹⁴。臨時に作られた土地廟にはテーブルまたは椅子を置き、その上に土地神を示す「土爺」・「土奶」または「土地老爺之神位」、「福德正神」と書いた牌(段ボール等で作る)を置く。缸を使うところではその上に「福德正神」と書いた白い紙を張る。東海縣では初めて報廟(当地では「送湯」と称される)する時、死者の位牌(「xxx之位」と書かれている)を中に置く。その他、蠟燭、線香、料理を置くところもある。このような臨時の土地廟は自宅近くの十字路に設置されることが多く、設置場所は風水師が決める。

3.5. 火葬

殯葬改革によって、伝統葬礼の体系の中に火葬がつけ加えられた。現在、本調査地域では各市、縣に殯儀館、火葬場が設置されている¹⁵。

火葬は既に葬礼の中に定着しており、死亡当日、二日目または三日目に行われる。

以前、土葬が行われていた頃は遺体を納めた棺を家から運び出すことを「出殯」、「出棺」、「發喪」と称した。現在、市区では遺体は自宅には置かず、まず殯儀館に運ばれ、そこで安置されることが多い。そのため、「出殯」、「出棺」、「發喪」とは、家族、親族が火葬のために殯儀館へ行くことを指す。火葬後は一般に、骨灰を入れた「骨灰盒」(後述)を持って殯儀館から公墓へ向かい埋葬する。但し、骨灰盒をいったん家に持ち帰ることもある。農村部では、遺体はまず自宅に安置し、その後殯儀館に運び、火葬する。これは「火化」と呼ばれている。火葬後、骨灰盒を家に持ち帰って靈堂に安置する。次項で述べるように入棺の儀式を行うところもある。その後(死後三日以上を経る)、「開弔」、「辞靈」、「送盤纏」(後述)を行なった後、埋葬のために墓地へ向かう。農村部で「出殯」、「出棺」、「發喪」というのは、骨灰を自宅から運び出し、墓地に赴くことを指す。

新沂市、邳州市、沭陽縣、東海縣では以前、土葬が行われていた頃は、女性は墓地まで同行することができなかった。家から一キロメートルほど離れた地点(農村部では村のはずれ)まで棺を送った後、または「路祭」(出棺後、家から少し離れた場所で一旦棺を下して行う儀式)が終わった時点で家に引き返していた。邳州市、東海縣では現在も女性は殯儀館へ同行しない。火葬が葬礼に加えられた際、「自宅から遺体を送り出す時、女性は同行しない」という伝統的な規定が当てはめられたのであろう。新沂市、沭陽縣では、現在、火葬後すぐに公墓に埋葬する場合は女性も墓地へ同行するようになっている。

当代地方志に記載はみられないが、聞き取り調査によれば、火葬の前に遺体の顔を拭く「淨面」をするところもある。第三章でみたように「淨面」は入棺の前後に行われる習俗である。土葬の頃は、本調査地域でも入棺の前に行われていたが、現在は遺体を自宅から殯儀館へ運ぶ前に行われる。沛縣、銅山縣、新沂市、邳州市の農村地域では、壽衣を着せる前に身体を清めることは必須の手順ではない。しかし、

「浄面」は「顔をきれいにしておの世に行く」という意味があり、必ず行われる。

沛縣、銅山縣では長男が水で濡らした綿で遺体の顔を拭く。邳州市でも長男或いは年配の人が湯を用い、綿や柔らかい布で遺体の顔全体を拭く。新沂市では年配の人が酒で湿らせた綿で顔を拭く。沭陽縣では土工がタオルを濡らして遺体の顔を拭く。

遺体を自宅に連れ帰らずに病院から直接殯儀館に運んで安置する場合は、家族や土工による「浄面」は行われず、火葬の前に殯儀館職員の手によって整容され、死化粧が施される。

徐州市区では、火葬当日、自宅で「辞靈」(後述)を行った後、親族らが車に乗り、トラックの荷台に花圈や紙紮を積んで殯儀館に行く。殯儀館では、職員の指示に従って「遺体告別式」が行われるが、この時、大老執も同行して拝礼の順序、家族から弔問者に対する返礼の指示等をする。

火葬後の骨灰は赤い布袋で包まれ、「骨灰盒」とよばれる箱に入れて家族に渡される。骨灰盒は二十×三十×二十(単位:センチ)程の箱である。木製、大理石製、玉製等、素材や彫刻、細工によって様々なランクがある。以前は殯儀館でのみ販売されていたが、現在は壽衣店でも売られている。価格は壽衣店では二百元、三百元から千二百元程だが、殯儀館では五千元、六千元という高価なものも販売されている。



写真 10 骨灰盒

(2009年9月徐州市)

3.6. 入棺

「上材」、「入殮」、「盛殮」、「成殮」、「收殮」等と称される。土葬の頃、遺体は木製棺に入れて埋葬されていたが、現在、土葬のための木製棺の使用は禁止されている。そのため、これらの名称は現在では火葬後、骨灰を棺の中に入れることを指す。

市区で公墓に埋葬する場合、棺を使うことはできず、入棺の儀式は行われぬ。しかし、農村部では火葬後、木製棺、石製棺やセメント製の棺に骨灰盒をそのまま入れるところや、骨灰で人の形を作っているところもある。できるだけよい木材を用い、大きな棺を作りたいという希望は昔と変わらないが、現在ではやや小ぶりの棺が使われることもある。かつての棺は長さ二メートル以上だったが、現在は長さが一・一メートル、一・五メートル、一・八メートル等である。価格は材質、木材の厚さによって異なるが、千五百元から二千元程で、材木を買って村の大工に作ってもらうか製造業者から購入する。セメント製の棺は「水泥盒子」と呼ばれ、火葬開始後に用いられるようになった。



写真 11 棺製作所

(2009年9月沛縣)

入棺の際、棺の中には専用の布団が敷かれ、その上に壽衣が敷かれる。この壽衣は遺体に着せた壽衣とは別に娘がもう一組購入したもの

である。壽衣の中に骨灰を撒き、服を着せるように包み、靴下、靴、帽子を人の形に配置する。紙で頭部を作るところもある。その他、棺に生前の服を入れるところや、棺底に七枚の硬貨を北斗星の形に置き、その上に布団を敷いて壽衣を置くところ、七枚の硬貨を置き、それを麻の糸でつなぐところもある¹⁶。

3.7. 「開弔」、「辭靈」

埋葬前日または埋葬当日に親族、友人知人による正式な弔問が行われる。「開弔」、「正弔」と称される。弔問者は紙銭または弔問金を持参し、靈棚で叩頭する。喪家は弔問客に食事を振る舞う。

埋葬前日または埋葬当日の早朝には近親者による故人との告別の儀式「辭靈」（「行禮」、「行大禮」とも称される）が行われる。辭靈の方法は地域によって異なる。徐州市区では埋葬当日の朝、大老執が指示をして行う。長男、長男の妻、娘、娘の夫、同姓の甥、甥の妻、姪、孫（長男の前に行くところもある）、孫の妻の順に靈棚で遺影に向かい、それぞれ四回叩頭する。銅山縣では靈棚で息子全員が敷かれた莫蘆の上で三回お辞儀をし、三回叩頭する。長男はテーブルの前で酒を受け取り、地面にまく。続いて孫、息子の妻、娘、同姓の甥、甥の妻、姪の順に同様に莫蘆の上で礼をする。沭陽縣では埋葬前夜、「奠酒」・「破菜」という儀式を行った後、辭靈を行う¹⁷。辭靈の際は家族、親族が一人ずつ四回叩頭するが、両親が共に亡くなっている時は八回ずつ叩頭して告別する。

3.8. 「送盤纏」

埋葬前夜または埋葬当日に村はずれの道や臨時の土地廟を設えた十字路で、故人が天に昇るための旅費（「盤纏」）を贈り、その魂を送る。この習俗は「送盤纏」と称され行われている¹⁸。

徐州市区では、死者の年齢と同数の餃子を作り、「面燈」（粉を練り、丸く作ったものに油を入れた灯）、紙製の「錢褡子」（長さ七十センチ程で肩の前後にかける旧時の財布）、紙銭、米粉を溶いた湯をバケツに

入れて送盤纏を行う十字路に運んで行く。靈棚の周りに飾っていた紙紮を担いで行くこともある。途中、歩きながら湯を撒く。十字路に到着すると地面に円(南西側に一箇所、欠けを作る)を描き、中に餃子を入れた碗と面燈を置く。故人の息子、娘は円の東側に位置し、長男が「父(母)、来背錢褡子」[お父さん(お母さん)、財布をとりに来てください]と大声で三回叫んだ後、紙銭、紙紮を燃やす。

銅山縣では、廟に見立てた路傍の場所に到着するまでに、運んできた餃子(死者の年齢と同数)と湯を全部撒く。到着後は徐州市区と同様に地面に円を描いて紙銭を燃やす。

邳州市では、土地神に捧げる紙銭を入れた籠と、死者のための紙銭を入れた「褡褳」(二つ折の財布)を持って臨時に作った土地廟へ行く。紙銭を燃やし、長男が「爸(媽)、出廟了」[お父さん(お母さん)、廟から出ますよ]と三回呼びかける。その後、廟の内に置いていた白布の小旗を外に引っ張り出して紙銭や高粱の茎と一緒に燃やす。

東海縣では、埋葬前日、土地廟で最後の送湯(前項 3.4.を参照)を行った後、二つの紙製の轎、テーブルを担いで三叉路または十字路へ向かう。息子は廟に置かれていた位牌を背負って行く。担いで行く轎の一つは故人のため、もう一つは故人をあゝ世から迎えにくる者のためとされている¹⁹。女性は送湯には同行するが、送盤纏を行う場には行かない。十字路に到着すると、息子や孫等はテーブルの後ろで跪き、母方の兄弟、娘婿が拝礼を行った後、轎が燃やされる。

3.9. 出棺、埋葬

出棺、埋葬は少なくとも死後三日以上経ってから行われる。沭陽縣、新沂市、東海縣では現在も風水師によって吉日が選ばれている。

前述のように、現在、「出棺」、「出殯」、「發喪」と言えば、市区では告別式、火葬のために殯儀館へ行くことを指し、農村部では火葬後、自宅に持ち帰った骨灰を埋葬のために家から運び出して墓地へ向かうことを指す。現在の「埋葬」とは市区では骨灰盒を公墓に埋めることを指す。公墓は高価であるため、骨灰盒をひとまず「安息堂」、「寄存

処」に安置する場合もある²⁰。農村部では公墓または村の墓地に埋葬される。埋葬は当地では一般に「安葬」または「下葬」と呼ばれている。

出棺時または路祭の後、靈柩の中で紙銭を燃やすために使っていた老盆を割る。この儀式を「摔老盆」(または「擯老盆」と呼ぶ。老盆は必ず一度で壊さなくてはならず、破片は細かくなればなるほどよいとされる。そのため農村部では地面にレンガ等を置き、そこに打ち付けるところもある。この儀式は、市区でも農村でも出棺、出殯の時に行われるが、市区では火葬後、公墓へ向かう前に行われることもある。

現在、徐州市区では火葬のために殯儀館へ向かう前に長男が老盆を割る。長男が死亡している場合は次男、三男が割り、息子がいない場合は娘が割る。紙銭を燃やしていた老盆を割ることにより、死者がああの世にそのお金を持って行くと考えられているため、老盆は紙銭を燃やした灰を入れたまま割る。老盆は殯儀館まで持って行き、火葬後に割ることもある。殯儀館では職員によって式が進行されていくが、この時、親族が行う拝礼の順序等は同行した大老執によって指示される。火葬後、親族に骨灰盒が渡される際、大老執の「起棺！」という声を合図に殯儀館の職員が骨灰盒を持ち上げ、同時に長男が部屋の外で老盆を割る。その後、職員から長男に骨灰盒が渡される。公的な施設である殯儀館の職員が伝統的な葬礼を取り仕切る大老執の存在を容認し、共同して伝統的儀式(「摔老盆」)を行うという形態が作りだされている。「起棺」は、農村部では骨灰盒または棺を家から運び出して門の外で下した後、墓地へ向かうために再び持ち上げることを指すが、このように市区の殯儀館で行われる場合は骨灰盒を持ち上げることを指す。

新沂市では墓地に向かう途中、十字路で一旦停止し、路祭を行い、再び出発する前に老盆を割る。そうすることで焼かれた紙銭を死者がああの世に持ってゆくことができるとされている。邳州市でも路祭の後、長男が老盆を叩きつけて割る。ここでは老盆を割る人が死者の財産を受け継ぎ、家を継ぐとされている。長男が悲嘆にくれ、老盆を割ることができない場合は、手伝いの人が長男の頭越しに地面に叩きつけて

割る。そうすることで長男が割ったことになる。沭陽縣農村部では出棺の際、村の十字路などで一旦停止し、骨灰盒または棺の後方で長男(長男の妻の場合もある)が老盆を割る。現在では集合住宅の下で形式的に行う場合や、ホーロー製の盆を使う家もあり、必ずしも割らなくてもよいとされる。東海縣では老盆は、①長男が割る、②長男が持ち上げ、他の息子が手を添えて一緒に割る、③割らない、という三つの方法に分かれる²¹。東海縣でも邳州市と同様に老盆を割る人が故人の財産を継ぐとされているため、相続権のない人は老盆を割ることができない。

埋葬のため墓地へ向かう際には家族、親族らが行列をして歩く。列の作り方は地域によって異同があるが、沭陽縣の場合、「銘旌」を持った長女の婿、幡、紙紮、花圈、楽隊(先頭のところもある)、長男(骨灰盒を持つこともある)、息子、孫、甥、甥の息子、棺または骨灰盒、息子の妻、娘、一般の弔問客の順に歩く²²。

墓地へ運ばれた紙紮はそこで燃やされる。土葬が行われていた時は、埋葬された死者の足元で燃やしていた。そうすることによって故人が燃やしている紙紮を見ると考えられていたためである。現在、公墓にはこれらを燃やすための「焚化亭」という場所が設けられている。



写真 12 公墓墓穴
(2009年9月徐州市)

4. 伝統葬禮の伝承とその担い手

複雑な手順や決まりが多い葬禮を取り仕切ることが一般の人には難しい。儀禮の専門家として、僧や道士が取り仕切るところもある²³。調査地域の当代地方志には、僧、道士に頼んで供養してもらおうという記述が見られるが、現地での聞き取り調査では、僧や道士がかかわるという話は聞かれなかった。ナキヤーン(1994:76-77)は、直隸(河北)省の旧志を基にした調査から、旧時、葬禮にかかわる専門家として陰陽師と風水師、僧侶と道士の他、古典的教養を持った人が葬儀に招かれることを指摘している。このような伝統はなお継承されており、田村和彦(2006b:55-56)は、陝西省中部地域の農村では「執客頭」、「執事頭」、「礼賓先生」と呼ばれる人の指示によって葬儀が進行されるとする。

本調査地域においても市区、農村地域ともに葬禮の準備や儀式の進行を取り仕切る人々が必要とされる。彼らはいずれも葬禮を取り仕切ることを職業とするものではなく、従って喪家とは雇用関係にはない。

農村部では葬儀を行う必要が生じると孝子が同じ村の大老執に依頼に行く。大老執は少なくとも三、四人、多い場合は十人もの人数が必要とされるが、孝子は必ず一人一人の家を訪ねて依頼する。他村の大老執に依頼すると「あの村では自分たち(村内)だけで葬儀ができない」ということになり、村の面子にかかわるため、他村の大老執に依頼することはほとんどない。また、大老執は葬儀を手伝う村人を管理、統率する必要上、他村の人では難しいという実務的な理由もある²⁴。

大老執の家に到着した孝子は彼に向かって叩頭する。この時、孝子は特に口上を述べる必要はない。大老執は孝子の様子と叩頭によって、その家に不幸があったことを察する。こうして孝子の叩頭を受けた大老執は、他の用事があっても必ず葬儀の取り仕切りに当たらねばならず、仕事も休んでその任に当たる。孝子の依頼は喪家の大老執に対する尊敬の証しであり、それに応えて任につくことは他の用件よりも優先されるためである。依頼を受けた大老執はすぐに喪家へ赴く。それから数日にわたる葬儀の間、前節で述べたように葬儀を行うために必

要な指示を出し、それぞれの儀式を進行する。指示は葬儀に必要な物品の購入、靈柩の設置、弔問客に振舞う酒やタバコの手配、弔問客の食事の手配(人数、席、料理、順番等の確認)等多岐にわたる。そうした大老執の指示の下、村人たちが様々な役割にあたる²⁵。ほかに、挽聯を書くこと、親族の氏名の確認、弔問金や「挽帳」(親族が贈る布や掛布団の表布)を受取ること等も大老執の役割である。複数の大老執は同じ村内の顔見知りなので互いに得意な事柄を了解しており、分担してその任に当たる。

大老執の葬礼に関する知識には手引書や、教本等があるわけではない。葬礼の中で村内の経験豊富な大老執が経験の浅い大老執へと口頭で教え、実践経験を積むことによって身につけていく。しかし、大老執の中には葬礼の場において実践で習うだけでなく、儀礼について専門に教える人から学んだという人もいる。聞き取り調査に協力してくれた大老執の一人は、「秀才」であった清代・朱萃声の孫から教わったという²⁶。士大夫の習俗がそのまま一般の人々の習俗となったとはいえないが、彼のように士大夫の子孫から習った人が大老執として伝統的な葬礼習俗を伝えてきた可能性はあるだろう。彼自身も現在持っている知識(儀式の手順や挽聯、挽幛、銘旌の文言等)をさらに別の人に教えているところだという。

本来、大老執は職業ではない。その知識と人徳に対し、喪家は尊敬と礼をもって依頼し、大老執はそれを誇りとして数日にわたる葬礼儀式のほとんどすべてに立ち会い、取り仕切るという関係である。大老執自身もまた弔問客の一人であり、喪家に二十元から百元程の弔問金(または紙銭)を贈る。一方、大老執に対する喪家からの礼は、食事と一日につき一箱の煙草、煙草十箱と酒二本等、地域によって異なる。「鴻席」と呼ばれるやや豪華な食事を振る舞うところもある。それらは喪家からの謝意を示すものであり、報酬や賃金ではない。ナキヤーンは旧時の直隸(河北)省において、専門職以外で葬礼にかかわる人々について「自分達が素人であることに誇りを持って、決して金で雇われなかった」(1994:79)と述べている。本調査地域における大老執のあ

り方もこれと一致し、現代でも伝統が継承されていると考えられる。

しかし、近年、特に市区では大老執と喪家の関係に変化が起きつつある。そこでは従来の喪家からの尊敬と大老執の誇りによって成立していた関係ではなく、金銭による雇用という関係が生じている。農村部であれば村内の人は大老執のことを知っているが、市区では周りに知り合いの大老執がいない、または大老執とまったく面識がないという人々が現れてきているためである。彼らは葬儀を行う必要が生じると知人や壽衣店に依頼して大老執を紹介してもらう。知人による紹介の場合、紹介者に金銭を支払う必要はないが、壽衣店に紹介してもらう場合は紹介料として店に二百元程を支払う。紹介してくれた店には金銭で支払うこともあるし、その店で必要な物を買うこともある。また、紹介された大老執には謝礼(食事、煙草、酒)とは別に現金が支払われるようになってきている。このような金銭の授受は大老執側からの要求ではなく、喪家側からの希望によるものだという。金銭を払って葬儀を取仕切ってもらうのであれば、喪家の意向に沿わないことがあった場合にそれを指摘することができる。これは喪家が大老執に礼を尽くして任せるという関係ではなく、喪家が葬儀の進行に必要な人を雇うという関係である。本調査地域における伝統葬礼習俗は経験豊富な大老執から次の世代の大老執に伝承されてきたと考えられる。しかし、大老執が喪家に雇われるという状況下で行われる葬礼は、大老執の知識に基づく伝統葬礼に従って行われるのではなく、喪家の都合、要望に合わせて行うことも可能となる。大老執に求められる役割は、市区で「喪事主事人」(葬儀の司会者)と呼ばれる儀式の進行役、司会者となっていくかもしれない。

葬礼に関わる物品の販売だけでなく、靈柩の設置、儀式の進行など火葬以外の葬儀全般を請け負うという葬儀会社や、大老執自身が経営する壽衣店も現れてきている。壽衣店の経営者たちによると、葬礼にかかる費用は以前に比べて高額になっているという。購入される物品の多くは高級品ではなく、一般品が中心であるが、価格が上がったことと、葬礼に多額の費用をかけたい、経済的に可能であればできるだ

け派手な葬儀を行いたいという喪家の意向が強くなっているためだという。

5. 小結

江蘇省北部地域では葬儀は公式には殯儀館で行われる。そこでは職員の指示の下、遺体告別式を行った後、火葬され、公墓へ埋葬される。葬礼に火葬という新しい手順が組み込まれたために、集合住宅に居住する人は自宅に靈堂を作らず、病院で死亡した場合、遺体は直接殯儀館に運ばれる。しかし、第3節で報告したように、伝統的な葬礼は今もなお行われている。現況に合わせ、伝統的習俗を変容させたところもある。殯葬改革の推進により葬礼の形態が大きく変化し、簡素化されたとは言い難い面がある。

伝統的な葬礼は大老執と呼ばれる人々によって伝承されてきたと考えられる。彼らの葬礼に関する知識は一定の地域の中で経験豊富な大老執から経験の浅い者へ、世代から世代へと伝承されてきた。聞き取り調査に協力してくれた人たちはこれからも葬儀には大老執が必要であると言う。彼らの言うように、現在のところ農村部では喪家と大老執の関係に大きな変化はないようにみえる。しかし、徐州市、新沂市の市区では葬儀会社が介在した葬儀や、喪家とそこに雇われた大老執という関係の下、喪家の意向が強く関与する葬儀に変化しつつあるようである。

¹ 殯葬改革による葬礼の変化については以下のような研究報告がある。蔡文高(2000)は、福建省西部地域における事例を報告し、地域的特徴として、自宅で死亡した場合には招魂を行わないこと等を挙げている。川口幸大(2004)は、広東省珠江デルタにおける事例から、伝統葬礼が今もなお踏襲されていることを報告している。秦兆雄(2005)は、湖北省農村地域における葬礼の変化に関する報告である。当該地域では火葬に対する抵抗が強かったが、現在では葬礼の手順の一つに

加えられている。しかし、それ以外の葬礼習俗は保存されているとする。田村和彦は陝西省中部地域を調査対象地域としている。当該地域について、田村(2006a)では殯葬改革と公墓政策に焦点を当て、田村(2006b)では農村地域における葬礼習俗を時系列に沿って詳細に報告している。また、田村(2010)では、改革の結果生じた差異を都市部と農村部の葬礼から報告している。何彬(2006)は、北京における都市型の葬儀の実態を報告し、都市における民俗調査が急務であるとする。また、浙江省象山縣での調査に基づいて報告された錢丹霞(2007)にも現代葬礼に関わる事例が挙げられている。これらの研究報告は、いずれも限定された地域における調査に基づくものであり、殯葬改革以後の葬礼について、秦兆雄(2005:297)、田村和彦(2006a:179)は、フィールドワークによる事例の蓄積の必要性を指摘している。本章はそのような事例の一つとして位置づけられる。

² 調査に当たっては 2008 年度及び 2009 年度「金沢大学大学院 GP プロジェクト研究を通じた自立的研究者養成」、2011 年度「金沢大学フィールドマネジャー養成プログラム」による助成を受けた。

³ 調査地域のうち、東海縣を中心とした地域における伝統葬礼については、劉兆元『海州民俗志』に詳細な記述が見られる。『海州民俗志』は二十年余のフィールドワークに基づいて記された民俗志とされている。また、1990 年代に発行された各縣の当代縣志には「旧時」、「旧俗」、「解放前」に行われた習俗として、伝統的葬礼に関する記述が見られる。

⁴ 「指路」は山東省や河北省に見られる習俗である。例えば山東省『新泰市志』(1993:806)には「停靈即日、長子或長孫手執一秫秸上挿兩柱香、由兩人架著、站在凳子上哭喊：“向西南大路呀！”連呼三声、此為“指路”」[遺体を安置した当日、長男または長孫が手に執ったキビ殻に二本の香を挿し、二人に支えられて椅子の上に立って泣き叫び、「西南大路へ向ってください」と続けて三度叫ぶ。これが「指路」である]とある。山東省『沂南縣志』(1997:630)には「父母死後、先由長子“指路”一次」[父母が亡くなると、まず長男が一度「指路」する]との記述が見られる。

⁵ 「點主」とは死者の位牌を作成する際に「主」と書くべきところを、上の点をわざと書かずにおき(「王」としておく)、出棺前や墓地で祭

を行い、「點主官」(名声や人望のある人)に朱を使って点を打ってもらう儀式である。「超度」は僧や道士が行う死者の靈魂を供養するために行う儀式である。

⁶ 殯葬改革に関わる法令については中華人民共和國農村法規全書編委會編(1996)、孫琬鐘主編(2001)、及び徐州市民政局ウェブページを参照した。

⁷ 2009年、2011年の調査によれば、現在も「壽衣は季節にかかわらず綿入れを着せる」とのことで、壽衣店では綿入れの上着、ズボンを含めたセットが販売されている。壽衣店には中国式の壽衣だけではなく、洋装の壽衣のセットも陳列されており、綿入の服の有無、デザイン、価格等、喪家の要望による選択肢が増えている。

⁸ 写真1から写真12はすべて調査時に筆者が撮影した。

⁹ 第三章第1節(1.1.)を参照。

¹⁰ 「土工」については、『徐州市志』(1994:2149)にも「出殯の際、土工が棺を担ぎ出す」という記述がみられる。

¹¹ 「打狗餅(子)」は小麦粉をこねて丸めたもの。第二章第6節(6.1.)を参照。用いられる数には地域差があり、東海縣西部では死者の年齢と同数、東海縣東部、新沂市、沭陽縣では七つとされる。

¹² 『海州民俗志』(劉 1991:100)等にも同様の記述がある。この習俗は現在も変わらずに守られているため、年配者の中には病が重くなると家に帰り、自宅で死を迎えることを希望する人もいるという。

¹³ 沭陽縣では母方のおじには死亡前に必ず息子が知らせるとされる。『海州民俗志』(劉 1991:82)では当日または遅くとも二日目の早朝に人(故人より下の世代の人、近隣の人、または専門の人を雇う)を遣わして書面で通知する。

¹⁴ 『海州民俗志』等にも、毎日土地廟へ行き送湯を行うという記述が見られる。「送湯一般送到土地廟，(中略)，或在家門前用葦柴圍成一個臨時土地廟」[送湯は一般に土地廟へ届ける。(中略)。門前に葦柴で囲いをして臨時の土地廟を作ることもある](劉 1991:85)とあり、1991年以前にも土地廟が消失している場合は、臨時の廟を設えていたことが窺える。

¹⁵ 第2節で述べたように、徐州市では1961年から火葬場の使用が始まった。他の調査地点における火葬場建設年は以下の通り。沭陽縣

1968年、沛縣 1979年、銅山縣 1979年、邳州市 1979年、新沂市 1980年、東海縣 1978年。

¹⁶ 『儀禮』、朱熹『家禮』では棺底に「七星板」を置くとされる。第二章第6節(6.2.)を参照。

¹⁷ 「奠酒」・「破菜」は長時間にわたる複雑な儀式で、現在、その取り仕切りができる人は少なくなっている。沭陽縣での聞き取り調査による儀式手順は以下の通り。まず準備として靈棚の中の卓に五皿の料理と五杯の酒を置く。卓の両端には息子と同じ輩の近親者(別姓の人)が立つ。長男は卓の前(左側)に立つ。卓正面の下には「焼紙盆」を置き、その前に三枚の敷物を敷く。敷物の手前に長女の婿が立ち、儀式が始まる。①長女の婿は敷物の上を三步で歩いて、叩頭する。この時、長男も一緒に跪いて叩頭する(「陪磕」という)。②卓の右側の人(長女の婿)が長女の婿に箸(二本)を渡す。③長女の婿は渡された箸を持ち、空中に「忠」の字をゆっくりと書く。④右側の人に箸を渡す。⑤右側の人(長女の婿)は箸で一皿目の料理を挟んで、焼紙盆に入れる。⑥右側の人(長女の婿)が婿に酒杯を渡す。⑦婿は酒をゆっくりと焼紙盆に入れて、右の人に杯を戻す。⑧三步で元の位置に戻る。これを二回目は左の人から、三回目は右から、四回目は左から、五回目は右からと五皿の料理を順に行う。この間、楽隊はずっと音楽を奏でている。長女の婿がいない場合は次女の婿、娘がいない時は、姪の婿或いは長男以外の息子が行う。現在、市区ではすでに行われておらず、農村部でこの儀式が行われる場合も簡略化されている。

¹⁸ 『海州民俗志』(劉 1991:87-88)等にも記述が見られる。「起程」、「送程」、「送盤纏」、「了湯」、「送盤程」、「送盤川」と称される。

¹⁹ 轎の数は三つとするところもある。死者とあの世から死者を迎えに来るもののためにそれぞれ一つが用意され、もう一つは土地神のためとされる。「臨時の土地廟」に迎えた土地神が本来の場所(土地廟)に戻るためであるという。『海州民俗志』では、紙製の轎は三つとされるが、一つは死者のため、残りの二つは死者をあの世から迎えにくるもののためとされている(劉 1991:87)。

²⁰ 徐州市の公墓は墓碑の代金も含め、一メートル四方の区画で七千元、二.三メートル×四.五メートルの区画では六万六千元かかる。「安息堂」、「寄存処」は骨灰を入れた骨灰盒を安置する建物で殯儀館に併

設されている。中には棚が設えられており、骨灰盒を赤い布等で包み、そこに安置する。

- ²¹ 東海縣南東部では長男が老盆を墓へ持っていき、そこで紙銭を燃やす。埋葬後は家に持ち帰り豚の餌やりに使う。これは老盆を使って餌をやると豚の成長が早くなると考えられているためであるという。『海州民俗志』にも同様の記述が見られる(劉 1991:92)。
- ²² 「銘旌」は〇.六メートル×一.六メートル程の赤い絹布である。死者の名前、生年月日、出生時刻、死亡時の年齢が金文字で書かれており、埋葬の際に棺の上に被せる。埋葬後、年月を経ることで、布は朽ち、棺に金文字だけが残る。
- ²³ 2009年に筆者が調査を行った江蘇省南部(崑山市郊外)の農村における葬儀は、喪家によって招聘された七人の道士によって進行されていた。
- ²⁴ 山田七絵(2012:10-11)によれば、現在、中国の政府は、中央を頂点とし、「省・自治州・直轄市」、「地区級(市・区)」、「県級(県・県級市)」、「郷・鎮」までの5つのレベルに分類される。郷、鎮の下に位置する「行政村(村民委員会)」は一般的に数十から数百戸の規模で、その下には「村民小組」という組織がある。「村民小組」は十数戸から数十戸規模とされる。人民公社体制下では、郷、鎮に人民公社があり、その下の行政村が「生産大隊」とされた。「生産隊」は「村民小組」に相当し、実質的な村民の作業単位であり、農地の所有単位でもあったという。聞き取り調査によると、葬礼の相互扶助単位と認識されている村は、40戸から50戸の生産隊の範囲であるという場合と、生産大隊の範囲であるという場合があった。生産隊或いは生産大隊の隊長であった人が大老執になることもあるという。
- ²⁵ 東海縣では「治喪班子」と呼ばれ、近隣の人々が以下のような役割を分担する。「櫃書」(大老執の指示を「知事單」という紙に書く)、「出菜」(料理を運ぶ)、「司飯」(炊飯)、「擔水」(報廟の際、土地廟まで水を撒きながら行く)、「燒火」(火の管理)、「廚師」(料理を作る)「作坊」(食材の管理)、「内務」(物品の管理、雑用)、「殯項」(報廟の際の道案内、雑用)、「刷洗」(食器の洗浄)、「送煙酒」(弔問客に酒と煙草を渡す)、「燒水」(湯を沸かす)、「送水」(弔問客に湯を供する)、「迎送客」(弔問客の応対)、「檢點」(食卓に座る人数の確

認)。

²⁶ 『東海縣志』(1994:833)によれば、朱萃声(1845-1933)は東海縣駝峰郷の人。二十五歳の時、秀才となり、駝峰郷で私塾を開いた。彼には八人の息子がおり、晩年は子孫の教育や著述にあたったとされる。民國八年『所好所編』上下巻を著し、民國十一年には『四書八百聯』を編修した。

第六章 結論

本研究は漢民族の葬礼の地域差と歴史的变化を明らかにすることを主たる目的とした。中国の士大夫は、『儀禮』、『禮記』に定められた先秦の古礼を規範とし、近世においてはその簡略版とも呼ぶべき朱熹『家禮』が規範となった。しかし民間では必ずしもそのような規範に従っていたわけではなかった。本論文は近世に形成され、清代から民国期にかけて民間で行われていた葬礼を伝統葬礼と呼び、その地域差を明らかにしながら、歴史的变化を考察した。また、江蘇省北部地域における聞き取り調査の結果に基づき、伝統葬礼から当代葬礼への継承と変容の現状について報告した。

まず、各章の要点を整理しておく。

第一章では、まず、中国人の靈魂観とそれを反映した葬礼の意義について述べた。次に本論文の目的と研究手法を示し、本論文で使ったテキストを挙げた。本論文では、地域差を明らかにするために民俗地図を作成した。地図作成のための基礎資料として使用したのは中華人民共和国で刊行された「当代地方志」(「新志」と称される)である。この他、民国期以前に刊行された地方志(「旧志」と称される)の記述を参照した。

第二章では、まず、『儀禮』に記された古代の儀礼の体系を取り上げた。これを「古礼」と呼ぶ。次に、近世の士大夫の儀礼の規範とされる宋・朱熹『家禮』における葬礼を取り上げた。『儀禮』、『家禮』それぞれについて死亡時から行われる儀式を時間軸に沿って図式化した。

次に、旧志を資料として『家禮』及び明・邱濬により『家禮』の儀式がマニュアル化された『文公家禮儀節』が広範に用いられていたことを検証した。さらに、旧志の記述から『家禮』からの変化や、そこから逸脱した儀礼があったことを指摘した。例えば、『家禮』は葬礼に仏教を用いることに批判的であるが、旧志によれば、仏教による葬儀

が広範に行われていたことが窺われる。

次に、当代地方志に記載された伝統葬礼を『儀禮』、『家禮』と同様に時間軸に沿って図式化した。地点により名称や細部の形態には異同はあるが、各地の伝統葬礼には共通する儀式の流れが存在する。伝統葬礼には、規範とされた『家禮』に現れる儀礼が形態変化を生じつつも継承されていたこと、またそれとは逆に規範から逸脱した習俗が存在したことを指摘した。

第三章、第四章では、『家禮』には現れず、近世に独自の発展を遂げた民間の葬礼習俗を取り上げ、それぞれの地理的分布状況から歴史的変容の過程を推定した。この研究手法は、W・A・グロータース神父の提唱になる「民俗地理学」(folklore geography)に倣った。本来、この研究には調査によるデータ採録が必要であるが、「殯葬改革」が推進されている中華人民共和国では、漢民族を対象とした葬礼の体系的な調査は行われてこなかった。そこで本論文では地図作成のための基礎資料として安徽、福建、広東、広西、貴州、海南、河北、河南、湖北、湖南、江蘇、江西、遼寧、山東、山西、陝西、四川、雲南、浙江の当代地方志を用いた。その他、民国期以前に刊行された旧志、筆記小説、戯曲等の文献を参照資料とした。

第三章では、遺体の清めと更衣にかかわる儀礼習俗について論じた。

まず、壽衣への更衣と水による清めに関わる習俗を取り上げた。遺体の更衣は、古礼や『家禮』では死亡後に行われる。しかし、当代地方志によれば、このような規範を継承する地点が全国に広がる一方で、規範とは異なる「死亡前に壽衣への更衣を行う地点」が北方に集中して現れる。(→地図 2)

次に、水を用いた遺体の清めに関わる行為について、民間の伝統葬礼では『家禮』に現れない習俗が形成されたことを明らかにした。一つは、死亡後、孝子が川や井戸などへ行き、川や井戸の神を拝して水を汲んで持ち帰り、遺体の清めに用いる習俗であり、「買水」と呼ばれ

る。この習俗は、長江以南に分布する傾向がある。(→地図 3) 一方、北方では別の習俗「浄面」が形成された。これは入棺の前後に孝子らが、水或いは酒で濡らした綿や布で遺体の顔を拭き清める習俗であり、主に淮河以北の地域に現われる。(→地図 4)

遺体の更衣と清めに関わる習俗では、『家禮』に則った体系(「原型」と呼ぶ)を保存した地域がある一方、『家禮』の規範から逸脱した体系が北方、南方それぞれで形成された。北方の「死亡前に壽衣への更衣をする」体系(「北方型」と南方の「買水を行って遺体の清めに用いる」体系(「南方型」)である。

次に、上記「浄面」について、『儀禮』等の古礼で行われ、『家禮』にも継承された「沐浴」との関連性について論じた。民間の伝統葬礼では「沐浴」の形態に次のような変化がみられる。①『家禮』を継承した「洗う」という形態から「拭く」という形態への変化(→地図 5)、②遺体の清めの対象に関する、「全身」から「手、足等、局部」への変化。(→地図 6) 全体として「沐浴」儀礼の簡略化が進んだことを明らかにした。なお、南方でも「買水」して汲んだ水を象徴的な清めに用いることがある。さらに北方の「浄面」を行う地域では、「沐浴」に関する記載がない地点が多いことから、華北では、「沐浴」が衰退し、「浄面」がその役割を代替している可能性があることを指摘した。

第四章では「招魂」と「報廟」を取り上げた。「招魂」は『儀禮』、『家禮』では「復」と称され、死後すぐに自宅で行われる儀礼として記載されている。「報廟」は『儀禮』、『家禮』にはみられない。死者の魂が一定期間、冥界の役所である廟に留め置かれるという民間信仰に基づき、死後、親族が廟神に死者の魂の到着を知らせに行くという習俗である。「招魂」と「報廟」は従来、関連付けて論じられてこなかったが、本論文では近世の華北において、「招魂」が「報廟」に取りこまれる形で変容を遂げたと推定した。

まず、当代地方志の記述から「報廟」が行われている地点が華北に集中していることを示した。(→地図 8) 「報廟」の行き先で最も頻度

が高いのは土地廟であるが、山西省中北部、河北省中北部・東部には五道廟へ行くという地点が集中している。(→地図 9)

次に、「招魂」と「報廟」の形態を類型化して地図を作成し、変化の過程を推定した。(→地図 10) 華北には古礼の「復」を踏襲した類型(A 類型)もみられるが、「招魂」を行う場所が自宅から廟に移った類型(B 類型)も少なくない。後者にはさらに三つの下位類型が認められ、変化の過渡的形態を示す。まず、廟で「招魂」することが「報廟」であるという認識が生まれた。また一部の地域では「還魂錢」を燃やすことが「招魂」とされた。さらに「招魂」を行う時間が翌日以後にずれこんだ。ここから「招魂」の概念が消失した類型(C 類型)が現れ、これが華北で最も広く分布する「報廟」の形態となった。

ここまで文献による調査を主として論じてきたが、第五章では、江蘇省北部地域における現地調査に基づき、現在、民間において伝統葬礼がどのように継承されているか、その実態を報告した。

まず、調査地域における伝統葬礼について、当代地方志の記述により時間軸に沿って図式化した。次に、国、省及び調査地域(市、県)の各レベルにおける殯葬改革について概観した。さらに、聞き取り調査の結果に基づいて葬礼の現状を報告した。『儀禮』、『家禮』にも、伝統葬礼にも現れず、当代の葬礼に組み込まれた手順が「火葬」である。しかし、本調査地域では、現在のところ「火葬」を行うことによって生じた儀式手順の変更や、儀式形態の変化に柔軟に対応しながら、伝統に基づいた葬礼が行われている。伝統葬礼の継承には、葬礼習俗を伝承してきた「大老執」と呼ばれる人々の存在と、彼らと喪家との関係性が大きく関わっていることを指摘した。

以上、第一章から第五章まで本論文を整理した。

中国における葬礼には、いつの時代にも規範の継承とそれからの逸脱、変容という二つの側面が存在した。このことは南北差を表す地図に最もよく表現されている。即ち、南北差は一方が規範の継承、もう

一方が逸脱、変容である場合が多い。継承の担い手は主に士大夫階層であったが、近世においては朱熹『家禮』と邱濬『文公家禮儀節』が民間にまで広く普及したことが大きな作用を果たしたと考えられる。逸脱、変容の担い手は言うまでもなく庶民であった。二十世紀に至るまで中国各地で行われてきた伝統葬礼は、先秦の古礼をも含む規範の継承とそこからの逸脱、変容の総体であったと言えよう。

漢民族の葬礼は一般に「地域により異なる」とされながら、地域差の実態について、従来は体系的な研究がなかった。本論文ではこれまで関連付けて論じられることのなかった葬礼習俗を取り上げ、それらの分布地域を明らかにし、形態を類型化することにより、変化の過程を推定した。しかし、本論文で取り上げた習俗は葬礼の中の一部にしかすぎない。今後さらに多くの習俗について検証していくことにより、より体系的に中国における葬礼の歴史的変化の過程を推定することが可能となると考える。また、本論文で参照した地方志のうち、民国期以前に出版された旧志は量的に限られたものであり、他の文献資料(正史、筆記小説、戯曲等)に関する調査も十分であったとはいえない。これらは今後の課題である。

現在、当代葬礼について全国的な現地調査を行うことは困難があるが、地域を限定した事例調査を積み重ねることは可能である。今後も本論文の調査地域における継続的な調査及び地域を拡大した調査を行うことにより、伝統葬礼の現代への継承と変容の実態を探ることが可能であると考えられる。

最後に、本論文では人生儀礼の中の葬礼を対象として論じてきたが、規範からの変容、逸脱は、葬礼だけでなく婚礼にもみられる。

筆者は山本恭子(2007)において伝統婚礼についても民俗地図を作成して考察した。婚礼については、『儀禮』士昏禮に記された先秦の古礼があり、また朱熹『家禮』卷三昏禮は近世における婚礼の規範とされる。当代地方志に記載された伝統婚礼には、『儀禮』や『家禮』の儀礼を継承した儀礼習俗がある一方、そこには現れない習俗や、歴史的に変化をしたとみられる習俗がある点で葬礼と共通する。

例えば、女子の成人儀礼は『家禮』卷二冠禮に記されている。婚約後または十五歳になった女子が髪を結び、笄をつける儀式である。この儀式は、伝統婚礼では「開臉」、「上頭」と呼ばれる。「開臉」は絹糸または木綿糸を使って新婦の顔のうぶ毛を抜き、細い眉を作り、額の形を整える儀式であり、「上頭」は髪を結び上げる儀式である。いずれも未婚の娘の装いから既婚女性の装いへ変えるという意味を持ち、『家禮』の成人儀礼を継承している。ところが、当代地方志によれば、新婦が実家を出る前に女方でこの儀式を行う地域(山東南部、江蘇北・中部、安徽北部)と、婚礼後に男方で行う地域(河南中部、湖北、安徽南部、浙江東部、江西)があり、民俗地図からは地域差が見て取れる。

また、『家禮』には現れない習俗もみられる。婚礼当日、新婦が実家を出る際、『家禮』卷三昏禮では、「姆」(乳母)がたすけ、迎えにきた婿が簾を掲げて待つ轎に新婦が上るとされている。伝統婚礼では、新婦が自分で轎に乗るところもあるが、父、兄弟、親族等によって乗せられる地点がある。これは、新婦の足に実家(女方)の土がつくとその家の運氣(特に財運)を婚家(男方)に持って行ってしまうという民間信仰に拠る習俗である。足に土がつかないように轎に乗せる方法には、新婦を①抱いて運ぶ(江蘇、浙江、江西北・中部)、②背負って運ぶ(安徽中・南部、江西)、③椅子に座らせ、その椅子を担いで運ぶ(河南中部、山東)、と地域により異なりがみられる。

このように伝統葬礼、伝統婚礼ともに規範を継承した儀礼習俗がみられる一方、儀式形態の変容や規範から逸脱した習俗があり、それぞれに地域差がみられる。今後さらに一つひとつの儀礼習俗について詳細な検証を行うとともに、葬礼、婚礼をそれぞれ儀礼の体系としてとらえることにより、総合的な研究に発展させていきたい。

参考文献一覧

- 赤松紀彦、井上泰山、金文京ほか編 2007『元刊雜劇の研究 三奪槩・氣英布・西蜀夢・單刀會』,汲古書院。
- 吾妻重二 1999「『家礼』の刊刻と版本－『性理大全』まで」『文學論集』第四十八卷第三号,關西大學文學會,53-83頁。
- 同 2003『朱熹『家礼』の版本と思想に関する実証的研究』,關西大学文学部。
- 同 2008「儒教儀礼研究の現状と課題－『家礼』を中心に－付・『家礼』関係研究文件リスト(中国,朝鮮・韓国,ヴェトナム,日本)」『東アジアの儀礼と宗教』吾妻重二、二階堂善弘編,雄松堂出版,89-135頁。
- 池田末利 1976『儀禮Ⅳ』,東海大学出版会。
- 同 1977『儀禮Ⅴ』,東海大学出版会。
- 井上進 1990「方志の位置」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(下)』,明代史研究会,明代史論叢編集委員会編,汲古書院,1289-1306頁。
- 上山春平 1982「朱子の『家禮』と『儀禮經傳通解』」『東方學報』54卷,京都大學人文科學研究所,173-256頁。
- 大形徹 2000『魂のありか－中国古代の靈魂觀』角川選書 315,角川書店。
- 太田齋、加納巧編 2002『新編中国方言志所録方言志目録 附:方言專志目録』平成 13-15 年度科学研究費基盤研究(B)研究成果報告書－第 1 分冊。
- 小田義久 1961「吐魯番出土葬送用文書の一考察－特に「五道大神」について－」『龍谷史壇』第 47 号,龍谷大学史学会,39-56頁。
- 同 1976「五道大神攷」『東方宗教』第 48 号,日本道教学会,14-29頁。
- 金井徳幸 1990「南宋における立廟と県尉」『立正史学』第 68 号,立正大学史学会,13-22頁。

- 何彬 2006「都市における死者儀礼の今昔－北京市の事例から見えるもの－」『民俗文化研究』7号,民俗文化研究所,80-103頁。
- 川口幸大 2004「共産党の政策下における葬送儀礼の変容と持続－広東省珠江デルタの事例から－」『文化人類学』69-2,日本文化人類学会,193-212頁。
- 川原寿市撰述 1975『儀礼积攷』第9冊,朋友書店。
- 同 1975『儀礼积攷』第10冊,朋友書店。
- 同 1976『儀礼积攷』第11冊,朋友書店。
- 韓敏編 2009『革命の実践と表象－現代中国への人類学的アプローチ』,風響社。
- 季増民 2008『中国地理概論』ナカニシヤ出版。
- グロータース,W・A:寺出道雄訳 1993『中国の地方都市における信仰の実態－宣化市の宗教建造物全調査－』,五月書房。
- 小島毅 1990「城隍廟制度の確立」『思想』792 儒教とアジア社会,岩波書店,197-212頁。
- 同 1996『中国近世における礼の言説』,東京大学出版会。
- 蔡文高 2000「福建省西部地域の死者儀礼－中国福建省長汀県蔡坊村の事例から」『成城文藝』第172号,成城大学文藝学部,46-75頁。
- 同 2004『洗骨改葬の比較民俗学的研究』,岩田書院。
- 佐々木愛 2009「明代における朱子学的宗法復活の挫折－丘濬『家礼儀節』を中心に－」『社会文化論集』,島根大学法文学部紀要 社会文化学科編,45-62頁。
- 澤田瑞穂 1968『地獄変:中国の冥界説』アジアの宗教文化 3,法蔵館。
- 尚秉和:秋田成明編訳 1969『中国社会風俗史』東洋文庫 151,平凡社。
- 秦兆雄 2005『中国湖北農村の家族・宗族・婚姻』,風響社。
- 錢丹霞 2007『中国江南農村の神・鬼・祖先』,風響社。
- 竹内照夫 1977『礼記』新釈漢文大系第28巻,明治書院。
- 田村和彦 2003「国家政策と漢族の葬儀」『アジア遊学』58号,勉誠出版,24-35頁。

- 同 2006a「中国の葬儀改革にみる連続と変容－地方都市における公墓政策の受容を例として－」『中国 21』第 25 号,風媒社, 159-184 頁。
- 同 2006b「陝西省中部地域における死の儀礼－漢民族の葬儀に関する人類学的報告－」『文明 21』第 17 号,愛知大学国際コミュニケーション学会,51-73 頁。
- 同 2009a「死をめぐる革命と民間知識－陝西省中部地域の公共墓地産業と葬儀改革を事例として－」『革命の実践と表象－現代中国への人類学的アプローチ』韓敏編,風響社,215-250 頁。
- 同 2009b「現代中国の葬儀－「殯儀館」を中心に」『東アジアの死者の行方と葬儀』アジア遊学 124,勉誠出版,158-167 頁。
- 同 2010「ふたつのタイプの葬送儀礼からみた、現代中国における「死」の位置づけに関する報告－陝西省中部地域における都市部と農村部の葬儀を事例として－」『七隈史学』第 12 号,七隈史学会（福岡大学人文学部歴史学科）,27-39 頁。
- 張東宇:篠原啓方訳 2012「『朱子家礼』の受容と普及－東伝版本の問題を中心に」『朱子家礼と東アジアの文化交渉』吾妻重二、朴元在編,汲古書院,133-153 頁。
- デ・ホロート:清水金二郎、荻野目博道訳 1946『中國宗教制度』第 1 卷,大雅堂。
- 中川忠英 1966『清俗紀聞』2 孫伯醇、村松一弥編,平凡社。
- 中村哲夫 1984 第一刷、1986 第二刷『近代中国社会史研究序説』,法律文化社。
- ナキャン、スーザン:西脇常記、神田一世、長尾佳代子訳 1994「華北の葬礼－画一性と多様性」『中国の死の儀礼』ジェイムズ・L・ワトソン、エヴリン・S・ロウスキ編,平凡社,51-85 頁。
- 二階堂善弘 2009「中国の民間信仰における冥界観」『東アジアの死者の行方と葬儀』アジア遊学 124,勉誠出版,144-150 頁。
- 西岡弘 1970『中國古代の葬禮と文學』,三光社出版。
- 西澤治彦 1986「中國で進む地方志の編修事業」『桜美林大学中国文学

- 論叢』第十二号,149-162頁。
- 蜂屋邦夫 2009「中国の死生観」『東アジアの死者の行方と葬儀』
アジア遊学 124,勉誠出版,134-143頁。
- 濱島敦俊 1982『明代江南農村社会の研究』,東京大学出版会。
- 同 1988「明初城隍考」榎博士頌寿記念東洋史論叢編纂委員会編
『榎博士頌寿記念東洋史論叢』汲古書院,347-368頁。
- 同 1990「明清時代、江南農村の「社」と土地廟」『山根幸夫教授退
休記念明代史論叢(下)』明代史研究会、明代史論叢編集委員会
編,汲古書院,1325-1357頁。
- 早田充宏 1988「城隍神信仰の變遷について」『東洋の思想と宗教』
早稲田大學東洋哲學會,第五号,39-56頁。
- 樋泉克夫 2008『「死体」が語る中国文化』新潮選書,新潮社。
- ホワイト,マーティン・K:西脇常記、神田一世、長尾佳代子訳 1994
「中華人民共和国における死」『中国の死の儀礼』ジェイムズ・
L・ワトソン、エヴリン・S・ロウスキ編,平凡社,307-332頁。
- 松本浩一 1983「葬礼・祭礼にみる宋代宗教史の一傾向」『宋代の社会と
文化』宋代史研究会編,汲古書院,169-194頁。
- 同 2003「明代の城隍神信仰とその源流」『図書館情報メディア
研究』第1巻2号,49-60頁。
- 山田七絵 2012「中国農村における組織化メカニズム」重富真一、岡本郁
子編『アジア農村における地域社会の組織形成メカニズム調査
研究報告書 2012年』,1-36頁。
- 山根幸夫 1993「中国の地方志について—県志を中心に—」『歴史学研究』
641 歴史学研究会編,青木書店,2-9頁。
- 山本英史 1998「中国の地方志と民衆史」『中国民衆史への視座 新シノ
ロジー・歴史篇』神奈川大学中国語学科編,東方書店,5-25頁。
- 山本恭子 2007「漢民族の民俗—婚礼・葬礼における地域差—」愛知県立
大学大学院国際文化研究科提出修士論文。
- 同 2008「華中における葬礼—“穿壽衣”・“買水”・“淨面”をめぐっ
て—」『金沢大学中国語学中国文学教室紀要』第11輯,金沢大

- 学文学部中国語学・中国文学講座,27-48頁。
- 同 2009「現代中国における婚礼と葬礼－徐州市周辺農村を例として－」『人間社会環境研究』第18号,金沢大学大学院人間社会環境研究科,47-59頁。
- 同 2011「漢民族の葬礼における“沐浴”」『KOTONOHA』百号記念論集,古代文字資料館,108-120頁。
- 同 2013「近世華北における「招魂」・「報廟」習俗の変容」『日本中國学会報』第六十五集,日本中國学会,187-202頁。
- 同 2014「現代中国における葬礼習俗の変化と伝統継承の担い手－江蘇省北部地域における聞き取り調査から－」『中国21』第41号,愛知大学現代中国学会編,東方書店,111-132頁。
- 楊志剛:井澤耕一訳 2012「中国明清時代における『朱子家礼』の普及と定着」『朱子家礼と東アジアの文化交渉』吾妻重二、朴元在編,汲古書院,95-131頁。
- 来新夏:寺田隆信、渡昌弘訳 1995「地方志研究の状況と趨勢」『日中地方史誌の比較研究』齊藤博、来新夏編著,学文社,213-231頁。
- 酈家駒 1995「中国における「新方志」編集活動の回顧と展望」『日中地方史誌の比較研究』齊藤博、来新夏編著,学文社,197-211頁。
- ロウスキ,エヴリン・S:西脇常記,神田一世,長尾佳代子訳 1994「歴史家による中国葬礼の研究法」『中国の死の儀礼』ジェイムズ・L・ワトソン、エヴリン・S・ロウスキ編,平凡社,33-47頁。
- 渡邊欣雄 1991『漢民族の宗教 社会人類学的研究』,第一書房。
- ワトソン,ジェイムズ・L:西脇常記、神田一世、長尾佳代子訳 1994「中国の葬儀の構造－基本の型・儀式の手順・実施の優位」『中国の死の儀礼』ジェイムズ・L・ワトソン、エヴリン・S・ロウスキ編,平凡社,17-32頁。
- 同 1994「広東社会の葬儀専門職－穢れ、儀式の実施、社会的階層」『中国の死の儀礼』ジェイムズ・L・ワトソン、エヴリン・S・ロウスキ編,平凡社,124-149頁。

- 鄧嗣禹 1935「城隍考」『史學年報』第二卷第二期,燕京大學歷史學會, 249-276 頁。
- 丁世良·趙放主編 1989『中國地方志民俗資料彙編』東北卷,書目文獻出版社。
- 同 1989『中國地方志民俗資料彙編』華北卷,書目文獻出版社。
- 同 1989『中國地方志民俗資料彙編』西北卷,書目文獻出版社。
- 同 1991『中國地方志民俗資料彙編』西南卷(上·下),書目文獻出版社。
- 同 1991『中國地方志民俗資料彙編』中南卷(上·下),書目文獻出版社。
- 同 1995『中國地方志民俗資料彙編』華東卷(上·中·下),書目文獻出版社。
- 高海生主編 2003『殯葬文化與殯葬改革』,紅旗出版社。
- 高曾偉主編 1996『中國民俗地理』,蘇州大學出版社。
- 韓碧琴 2007「客家「買水」禮俗研究」『興大中文學報』第二十二期,國立中興大學中國文學系,245-284 頁。
- 何彬 1995『江浙漢族喪葬文化』,中央民族大學出版社。
- 李學勤主編 1999『儀禮注疏』十三經注疏標點本 十三經注疏整理委員會,北京大學出版社。
- 梁庭望編著 1987『壯族風俗志』,中央民族學院出版社。
- 林永匡·袁立澤 2001『中國風俗通史』清代卷,上海文藝出版社。
- 林勇山編著 1992『殯葬禮俗大全』,黑龍江人民出版社。
- 劉寧波 1992「洗屍「買水」解」『民間文學論壇』1992.1 期,中國民間文藝出版社,35-37 頁。
- 劉兆元 1991『海州民俗志』,江蘇文藝出版社。
- 羅義群 2006『苗族喪葬文化論』,華齡出版社。
- 南京市地方志辦公室編,陳濟民·蔣永才主編 2003『南京民俗志』,方志出版社。
- 寧希元校點 1988『元刊雜劇三十種新校』下冊,蘭州大學出版社。

- 馮爾康·常建華 2002『清人社會生活』,沈陽出版社。
- 石奕龍 2005『中國民俗通志』(喪葬志)齊濤主編,山東教育出版社。
- 山本恭子 2010「喪葬習俗的民俗地理學研究」*The Journal of Performative Humanities* Vol.40-2,The Institute for Performative Humanities, Hanyang University,33-46 頁。
- 同 2012「地圖 44,45,46 葬禮習俗(1)、(2)、(3)」『漢語方言解釋地圖(續集)』岩田禮編,好文出版,150-155 頁。
- 施聯朱編著 1989『畚族風俗志』,中央民族學院出版社。
- 孫琬鐘·唐德華·曾漢周主編 2001『中華人民共和國國務院令』第二冊第三冊,中國民主法制出版社、吉林人民出版社。
- 唐祈·彭維金主編 1988『中華民族風俗辭典』,江西教育出版社。
- 萬建中·周耀明 2004『漢族風俗史』第 5 卷清代後期,學林出版社。
- 王季思主編 1999『全元戲曲』第三卷,人民文學出版社。
- 王稼句點校編纂 2005『蘇州文獻叢鈔初編』,古吳軒出版社。
- 王燕均·王光照 2002「『家禮』校點說明」朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編『朱子全書』第七冊,上海古籍出版社,857-865 頁。
- 向柏松 1999『中國水崇拜』,上海三聯書店。
- 徐沁君校點 1980『新校元刊雜劇三十種』,中華書局。
- 楊天宇撰 2004『儀禮譯注』,上海古籍出版社。
- 同 2004『禮記譯注』,上海古籍出版社。
- 楊志剛 2001『中國禮儀制度研究』,華東師範大學出版社。
- 葉大兵·烏丙安編 1990『中國風俗辭典』,上海辭書出版社。
- 殷偉·任玫 2003『中國沐浴文化』,雲南人民出版社。
- 元脫脫撰 1977『宋史』第二十五冊,中華書局。
- 鄭士有·王賢森 1994『中國城隍信仰』,生活·讀書·新知三聯書店上海分店。
- 中華人民共和國農村法規全書編委會編 1996『中華人民共和國農村法規全書』,中國人民公安大學出版社。
- 中國科學院北京天文臺主編 1985『中國地方志聯合目錄』,中華書局。
- 鐘敬文主編·蕭放副主編 2008『中國民俗史』明清卷,人民出版社。

- 朱傑人·嚴佐之·劉永翔主編 2002『朱子全書』第七冊,上海古籍出版社。
- Ebrey,Patricia Buckley 1986“The Early Stages in the Development of Descent Group Organization”, in *Kinship Organization in Late Imperial China, 1000-1940*, Patricia Buckley Ebrey and James L.Watson (ed.), University of California Press,pp.16-61.
- Grootaers, W. A., Li Shih-yü and Chang Chi-wen 1948 “Temples and History of Wanchüan 萬全(Chahar): The Geographical Method Applied to Folklore”, *Monumenta Serica*, XIII, pp.209-316.
- Grootaers, W. A., Li Shih-yü and Wang Fu-shih 1951 “Rural Temples around Hsüan-hua (South Chahar): Their Iconography and Their History”, *Folklore studies*, VOL.X,pp.1-116.
- Ebrey,Patricia Buckley 1991a , *Confucianism and Family Rituals in Imperial China: A Social History of Writing about Rites* , Princeton University Press.
- Ebrey,Patricia Buckley 1991b, *Chu Hsi's Family Rituals : A Twelfth-Century Chinese Manual for the Performance of Cappings, Weddings, Funerals, and Ancestral Rites*, Princeton University Press.
- 徐州市民政局ウェブページ <http://www.xzmz.gov.cn/>(2009.3.1 参照)

文献調査用当代地方志一覧

参照頁は漢民族の葬礼に関する頁数。*は漢民族の葬礼記載なし。

書名	編著者	出版社	発行年月	参照頁
安徽省				
安慶地區志	安慶地區志編纂委員會編	黃山書社	1995.12	1159-1160
安慶市志	安慶市地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.8	1697-1698
蚌埠市志	蚌埠市地方志編纂委員會編	方志出版社	1995.10	1181-1183
長豐縣志	長豐縣地方志編纂委員會編	中國文史出版社	1991.9	644
滁縣地區志	滁縣市地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.2	1218-1219
當塗縣志	當塗縣志編纂委員會編	中華書局	1996.8	599-600
碭山縣志	碭山縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.8	462-463
東至縣志	東至縣地方志編纂委員會辦公室編	安徽人民出版社	1991.10	654
肥東縣志	安徽省肥東縣地方志編纂委員會編	安徽人民出版社	1990.6	604-605
肥西縣志	肥西縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1994.11	592-593
阜南縣志	阜南縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1997.8	514-515
阜陽市志	阜陽市地方志編纂委員會編	黃山書社	1993.7	428-429
固鎮縣志	安徽省固鎮縣地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1992.5	390
廣德縣志	廣德縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.11	570-571
貴池縣志	貴池市地方志編纂委員會編	黃山書社	1994.8	856
含山縣志	含山縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.12	585-586
合肥市志	合肥市地方志編纂委員會編纂	安徽人民出版社	1999.9	3272-3274
懷寧縣志	懷寧縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1996.8	833
懷遠縣志	懷遠縣地方志編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1990.12	559-560
黃山市志	黃山市(縣級)地方志編纂委員會編	黃山書社	1992.12	775-776
徽州地區簡志	安徽省徽州地區地方志編纂委員會編	黃山書社	1989.2	485
霍邱縣志	霍邱縣地方志編纂委員會編	中國廣播電視出版社	1992.3	792-793
霍山縣志	霍山縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1993.9	790
績溪縣志	績溪縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1998.9	1047-1048
嘉山縣志	嘉山縣地方志編纂委員會編纂	黃山書社	1993.1	595-596
界首縣志	界首市地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.12	481
金寨縣志	金寨縣地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.4	694
涇縣志	涇縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.2	847-848
旌德縣志	安徽省旌德縣人民政府主修	黃山書社	1992.12	536-537
郎溪縣志	郎溪縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.1	1000-1001
利辛縣志	利辛縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.10	450-451
臨泉縣志	臨泉縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1994.11	447
靈璧縣志	靈璧縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1991.6	815-816
六安市志	六安市地方志編纂委員會編	江西人民出版社	1991.9	486
六安縣志	六安縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1993.8	675-676
馬鞍山市志	馬鞍山市地方志編纂委員會編	黃山書社	1992.9	*
蒙城縣志	蒙城縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1994.12	466
南陵縣志	南陵縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1994.11	697-699
寧國縣志	寧國縣地方志編纂委員會編	生活・讀書・新知三聯書店	1997.7	754-755
祁門縣志	祁門縣地方志編纂委員會辦公室編	安徽人民出版社	1990.5	759-760

歙縣志	歙縣地方志編纂委員會編	中華書局	1995.7	633-634
石台縣志	石台縣地方志辦公室編	黃山書社	1991.8	557
舒城縣志	舒城縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.5	563
泗縣志	泗縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.8	695
宿縣地區志	安徽省宿縣地區地方志編纂委員會編	中國人民大學出版社	1995.9	534
宿州市志	宿州市地方志編纂委員會編	上海古籍出版社	1991.12	526
太和縣志	太和縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1993.4	361
太湖縣志	太湖縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.3	701-702
天長縣志	天長縣地方志編纂委員會編	社會科學文獻出版社	1992.10	533
桐城縣志	桐城縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.9	754-755
銅陵市志	銅陵市地方志編纂委員會主編	黃山書社	1994.9	1057-1058
銅陵縣志	安徽省銅陵縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1993.8	579
五河縣志	五河縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.8	610-611
蕭縣志	蕭縣地方志編纂委員會主編	中國人民大學出版社	1989.12	544-545
休寧縣志	休寧縣地方志編纂委員會編	安徽教育出版社	1990.3	588-589
潁上縣志	潁上縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1995.7	437
岳西縣志	岳西縣地方志編纂委員會編	黃山書社	1996.3	475-476
河北省				
安平縣志	安平縣地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1996.10	560-561
安新縣志	安新縣地方志編纂委員會編	新華出版社	2000.5	968-969
霸縣志	霸縣編史修志委員會編	河北人民出版社	1989.9	531-532
柏鄉縣志	河北省柏鄉縣地方志編纂委員會編	方志出版社	2000.4	188-189
北戴河志	秦皇島市北戴河區地方志編纂委員會編纂	天津人民出版社	1994.8	597
保定市南市區志	保定市南市區志編纂委員會編	新華出版社	1990.4	324-325
博野縣志	博野縣志編纂委員會編	新華出版社	1996.10	535
河北省滄縣縣志	滄縣縣志辦公室編著	中國和平出版社	1995.11	573-574
成安縣志	河北省成安縣地方志編纂委員會編編	新華出版社	1996.3	760-761
承德縣志	河北省承德縣地方志編纂委員會編	內蒙古科學技術出版社	1998.7	625
崇禮縣志	河北省崇禮縣地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1995.10	*
大城縣志	『大城縣志』編委會編	華夏出版社	1995.4	763-765
大名縣志	大名縣縣志編纂委員會編	新華出版社	1994.4	612
定興縣志	定興縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.6	141
定州市志	定州市地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1998.10	1090-1091
豐南縣志	豐南縣志編纂委員會編纂	新華出版社	1990.6	619
豐潤縣志	豐潤縣地方志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1993.10	644-645
撫寧縣志	撫寧縣地方志辦公室編	河北人民出版社	1990.2	555-556
阜城縣志	阜城縣地方志編纂委員會編	中國文聯出版公司	1998.8	823-824
阜平縣志	阜平縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.5	782-783
高邑縣志	高邑縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1993.5	641-642
藁城縣志	藁城市地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1994.2	528-529
固安縣志	趙復興主編	中國人事出版社	1998.8	802-804
故城縣志	故城縣地方志編纂委員會編	中國對外翻譯出版公司	1998.12	589-590
館陶縣志	河北省館陶地方志編纂委員會編	中華書局	1999.7	*
廣平縣志	河北省廣平縣地方志編纂委員會編	文化藝術出版社	1995.12	608

河間縣志	河間市地方志編纂委員會編纂	書目文獻出版社	1992.11	748-749
衡水市志	衡水市『市志編纂委員會』編	民族出版社	1996.1	829-830
懷安縣志	河北省懷安縣地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1994.12	656-657
黃驊縣志	黃驊縣地方志辦公室編	海潮出版社	1990.10	482
獲鹿縣志	鹿泉市史志編纂委員會辦公室編	中國檔案出版社	1998.9	776-777
冀縣志	河北省冀縣地方志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1993.3	742
晉縣志	河北省晉州市地方志編纂委員會編纂	新華出版社	1995.12	824-825
井陘縣志	『井陘縣志』編纂委員會編	河北人民出版社	1986.3	617-618
景縣志	景縣地方志編纂委員會編	天津人民出版社	1991.10	801
康保縣志	康保縣地方志編纂委員會編纂	新華出版社	1991.2	961-963
涞源縣志	涞源縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1998.11	741-742
樂亭縣志	樂亭縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1994.9	653-654
臨城縣志	臨城縣志編纂委員會編	團結出版社	1996.12	714
臨西縣志	臨西縣地方志編纂委員會編	中國書籍出版社	1996.10	731-732
靈壽縣志	靈壽縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1993.4	665-666
隆堯縣志	隆堯縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1998.1	899
盧龍縣志	盧龍縣志編纂委員會編纂	天津人民出版社	1994.12	686-688
灤縣志	灤縣志編纂委員會編	河北人民出版社	1993.1	680-681
灤城縣志	河北省灤城縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1995.9	857-859
灤南縣志	灤南縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1997.12	793-794
灤平縣志	灤平縣志編纂委員會編著	遼海出版社	1997.11	952-953
滿城縣志	滿城縣地方志編纂委員會編	中國建材工業出版社	1997.11	855-856
南宮市志	河北省南宮市地方志編纂委員會編	河北人民出版社	1995.7	715-716
南皮縣志	南皮縣地方志編纂委員會編	河北人民出版社	1992.12	893-894
平山縣志	河北平山縣地方志編纂委員會編	中國書籍出版社	1996.12	818-819
遷安縣志	遷安縣地方志編纂委員會辦公室編	中國社會出版社	1994.12	544
遷西縣志	遷西縣地方志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1991.12	650-651
橋東區志	王聚泰主編	中國社會出版社	1992.6	634-635
秦皇島市志	秦皇島市地方志編纂委員會編纂	天津人民出版社	1994.12	28-29
青龍滿族自治縣縣志	青龍縣地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1997.5	917-918
清河縣志	清河縣志編纂委員會編	中國城市出版社	1993.8	672-674
清苑縣志	河北省清苑縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1991序	685-686
曲陽縣志	河北省曲陽縣志編纂委員會編纂	新華出版社	1998.10	655-656
曲周縣志	河北省曲周縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1997.10	641-642
饒陽縣志	饒陽縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.5	704-705
任丘市志	河北省任丘市地方志編纂委員會編	書目文獻出版社	1993.1	617-618
沙河市志	河北省沙河市志地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.12	743-745
山海關志	秦皇島市山海關區地方志編纂委員會編纂	天津人民出版社	1994.4	595-596
涉縣志	涉縣地方志編纂委員會編	中國對外翻譯出版公司	1998.2	840-842
深澤縣志	深澤縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.12	544-545
石家莊地區志	石家莊地區地方志編纂委員會編	文化藝術出版社	1994.12	989-990
石家莊市志	石家莊市地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1999.12	465-466
石家莊市郊區志	石家莊市郊區志編纂委員會編	中國社會出版社	1995.11	410-411
唐縣志	河北省唐縣地方志編纂委員會編	河北人民出版社	1999.8	729-730

唐海縣志	唐海縣地方志編纂委員會編	天津人民出版社	1997.12	704
萬全縣志	萬全縣志編纂委員會編纂	新華出版社	1992.6	933-934
望都縣志	河北省望都縣城地方志編纂委員會編	方志出版社	2000.4	791-792
威縣志	威縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.8	779-780
文安縣志	河北省文安縣地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1994.10	625
無極縣志	無極縣地方志編纂委員會編	人民出版社	1993.10	681-682
吳橋縣志	吳橋縣地方志編纂委員會辦公室編	中國社會出版社	1992.7	510
武安縣志	武安市地方志編纂委員會編	中國廣播電視出版社	1990.12	873
武強縣志	河北省武強縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.12	623-624
武邑縣志	武邑縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.1	775
獻縣志	獻縣志辦公室編著	中國和平出版社	1995.6	636-637
辛集市志	河北省辛集市志編纂委員會編	中國書籍出版社	1996.9	948
新河縣志	河北省新河縣地方志編纂委員會編	方志出版社	2000.7	572-573
新樂縣志	新樂縣地方志編纂委員會編	中國對外翻譯出版公司	1997.9	629-631
行唐縣志	行唐縣地方志編纂委員會編	中國對外翻譯出版公司	1998.12	651
邢台縣志	邢台縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.6	606
雄縣志	雄縣縣志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1992.12	540-541
徐水縣志	河北省徐水縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1998.6	683-684
宣化縣志	宣化縣地方志編纂委員會編	河北人民出版社	1993.3	858-860
鹽山縣志	鹽山縣地方志編纂委員會編	南開大學出版社	1991.2	878
陽原縣志	陽原縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1997.9	733-734
玉田縣志	『玉田縣志』編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1993.11	478
元氏縣志	元氏縣志辦公室編	中國和平出版社	1995.4	458-459
張北縣志	張北縣地方志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1994.5	607-609
張家口市志	張家口市地方志編纂委員會編	中國對外翻譯出版公司	1998.8	1892-1893
趙縣志	河北省趙縣地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1993.3	529-530
正定縣志	河北省正定縣地方志編纂委員會編纂	中國城市出版社	1992.3	799-800
涿鹿縣志	涿鹿縣志編纂委員會編	河北人民出版社	1994.4	583-584
涿州志	涿州市地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.5	728
遵化縣志	遵化縣志編纂委員會編	河北人民出版社	1990.7	581-582
北京市房山區志	北京市房山區志編纂委員會編	北京出版社	1999.9	639-641
懷柔縣志	懷柔縣縣志編纂委員會編	北京出版社	2000.1	759-760
密雲縣志	密雲縣志編纂委員會編	北京出版社	1998.11	628-629
平谷縣志	平谷縣志編纂委員會	北京出版社	2001.10	591-592
大港區志	徐長喜主編	天津社會科學院出版社	1994.12	881-882
東麗區志	東麗區地方志編修委員會編著	天津社會科學院出版社	1996.12	893-895
漢沽區志	邵振鵬主編	天津社會科學院出版社	1995.1	891
薊縣志	薊縣志編修委員會編著	天津社會科學出版社、南開大學出版社	1991.12	921-923
靜海縣志	靜海縣志編修委員會編著	天津社會科學院出版社	1995.10	720-721
寧河縣志	寧河縣地方志編修委員會編著	天津社會科學院出版社	1991.12	672-673
王穩莊鄉志	天津市西青區王穩莊鄉志編修委員會編著	天津社會科學院出版社	1996.1	463-465
廊坊市志	廊坊市志編修委員會編	方志出版社	2001.7	1935-1936
青縣志	河北省青縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.11	727
邯鄲縣志	邯鄲縣地方志編纂委員會編	中國人事出版社	1993.12	570-571

河南省				
安陽縣志	安陽縣志編纂委員會編	中國青年出版社	1990.12	1012-1014
安陽市志	安陽市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1998.10	1908-1910
安陽市郊區志	『安陽市郊區志』編纂委員會編	中國標準出版社	1990.10	356-357
安陽市文峰區志	安陽市文峰區地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	2000.1	392
寶豐縣志	寶豐縣志編纂委員會編	方志出版社	1996.10	741-742
泌陽縣志	泌陽縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.10	652-653
博愛縣志	博愛縣志編纂委員會總編輯室編著	中國國際廣播出版社	1994.4	601-602
長垣縣志	長垣縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.6	550-551
大冶鎮志	『大冶鎮志』編纂委員會編	河南人民出版社	1994.8	502-503
鄆城縣志	鄆城縣地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1992.12	539
登封縣志	登封縣地方志編纂委員會編	河南人民出版社	1990.6	756
鄧州市志	鄧州市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1996.9	675-676
范縣志	范縣地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1993.6	491-492
封丘縣志	封丘縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.8	631-632
鞏縣志	鞏縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.12	647
固始縣志	固始縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.6	542
鶴壁市志	鶴壁市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1998.9	1556-1558
滑縣志	滑縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1997.4	599-601
淮濱縣志	淮濱縣志辦公室編	河南人民出版社	1986.7	759-760
淮陽縣志	劉連峰編輯	河南人民出版社	1991.12	859-860
潢川縣志	潢川縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1992.8	621
輝縣市志	輝縣市志編纂委員會編	中州古籍出版社	1992.9	786-787
獲嘉縣志	獲嘉縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1991.4	589-590
濟源縣志	濟源市地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1993.10	491
邙縣志	邙縣縣志辦公室編	中州古籍出版社	1996.10	602
開封縣志	開封縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1992.7	528
林縣志	林縣志編纂委員會編	河南人民出版社	1989.5	585
臨潁縣志	臨潁縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1996.10	643-645
靈寶縣志	靈寶縣地方史志編纂委員會主編	中州古籍出版社	1992.9	849-851
魯山縣志	魯山縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.9	781
鹿邑縣志	鹿邑縣地方志編纂委員會主編	中州古籍出版社	1992.8	717-718
欒川縣志	欒川縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.11	583-584
洛寧縣志	洛寧縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1991.12	568-569
洛陽市志	洛陽市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1999.6	305-320
洛陽市郊區志	洛陽市郊區地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1998.12	860-862
漯河市志	漯河市地方史志編纂委員會編	方志出版社	1999.3	1000-1001
孟津縣志	孟津縣地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1991.12	759-760
密縣志	密縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1992.6	609-610
澠池縣志	澠池縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1991.5	631
南樂縣志	南樂縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1996.10	688
南陽地區志	南陽地區地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1994.8	534-535
南陽縣志	南陽縣地方志編纂委員會編	河南人民出版社	1990.6	594
內黃縣志	史其顯主編，內黃縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.12	609

內鄉縣志	內鄉縣地方史志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.10	736-738
平頂山市志	平頂山市地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1994.10	1254-1255
淇縣志	淇縣縣志總編室編	中州古籍出版社	1996.12	907-908、912
清豐縣志	清豐縣地方史志編纂委員會編	山東大學出版社	1990.12	437
確山縣志	確山縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.5	594-595
汝南縣志	汝南縣地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1997.12	788-789
汝陽縣志	汝陽縣地方史志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.6	628
陝縣志	陝縣史志編纂委員會編	河南人民出版社	1988.12	608
商城縣志	商城縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.3	733-734
商丘地區志	商丘地區地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1996.8	1656-1657
商丘縣志	商丘縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1991.3	487
商水縣志	商水縣地方志編纂委員會編	河南人民出版社	1990.11	442-443
上蔡縣志	上蔡縣地方史志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.6	622-623
社旗縣志	邱應欣主編，社旗縣地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1997.1	461
遂平縣志	遂平縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.8	514
嵩縣志	河南省嵩縣志編纂委員會編	河南人民出版社	1990.5	854-856
太康縣志	太康縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.8	616-617
湯陰縣志	湯陰縣志編纂委員會編	河南人民出版社	1987.2	521
唐河縣志	唐河縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.9	644-645
通許縣志	通許縣地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1995.8	605
尉氏縣志	尉氏縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.11	608-609
武陟縣志	武陟縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.9	501
舞鋼市志	舞鋼市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.6	713-715
舞陽縣志	河南省舞陽縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.12	425
西華縣志	西華縣史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.1	565
西平縣志	西平縣史志編纂委員會編	中國財政經濟出版社	1990.9	521-522
淅川縣志	淅川縣地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1990.10	575
夏邑縣志	河南省夏邑縣志編纂委員會編纂	河南人民出版社	1989.12	508
襄城縣志	襄城縣史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.3	563
新安縣志	新安縣地方史志編纂委員會編	河南人民出版社	1989.10	550
新蔡縣志	新蔡縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.12	807-810
新鄉市志	新鄉市地方史志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.9	489-491
新野縣志	新野縣史志編纂委員會編纂	中州古籍出版社	1991.8	580
信陽地區志	信陽地區地方史志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1992.2	911-912
信陽縣志	信陽縣地方史志總編室編	河南人民出版社	1990.2	636-637
許昌縣志	許昌縣志編纂委員會編	南開大學出版社	1993.5	773-774
鄆陵縣志	鄆陵縣地方志編纂委員會編	南開大學出版社	1989.12	490-491
偃師縣志	偃師縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1992.11	822-824
郟城縣志	郟城縣地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1993.6	628-629
伊川縣志	李耀曾主編，伊川縣志編纂委員會編	河南人民出版社	1991.11	755-757
宜陽縣志	河南省宜陽縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1996.8	682-683
義馬市志	義馬市地方史志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.7	299-300
永城縣志	永城縣地方史志編纂委員會編	新華出版社	1991.5	530
虞城縣志	虞城縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1991.7	507

原陽縣志	原陽縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1995.11	644-645
柘城縣志	柘城縣志編纂委員會編	中州古籍出版社	1991.4	447-448
鎮平縣志	鎮平縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.11	903-904
正陽縣志	正陽縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.10	554-555
鄭州市志	鄭州市地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1998.10	541-543
周口市志	周口市地方志編纂委員會編	中州古籍出版社	1994.10	643
福建省				
安溪縣志	安溪縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1994.4	1114-1117
長汀縣志	長汀縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.8	837-839
德化縣志	德化縣志編纂委員會編	新華出版社	1992.4	742-743
東山縣志	東山縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.9	712
福安市志	福建省福安市地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.12	1019-1020
福清市志	福清市志編纂委員會編	廈門大學出版社	1994.4	985-987
光澤縣志	光澤縣地方志編纂委員會編	群眾出版社	1994.9	699-700
華安縣志	華安縣地方志編纂委員會編	廈門大學出版社	1996.4	627-628
惠安縣志	惠安縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.7	1016-1018
建寧縣志	建寧縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1995.4	615
建陽縣志	建陽縣地方志編纂委員會編	群眾出版社	1994.9	831
建甌縣志	建甌縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.3	846-847
將樂縣志	將樂縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.7	877-878
晉江市志	晉江市地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店上海分店	1994.3	1342-1344
連城縣志	連城縣地方志編纂委員會編	群眾出版社	1993.11	834
連江縣志	連城縣地方志編纂委員會委員兼主編	內部發行	1989.4	317
龍海縣志	福建省龍海縣地方志編纂委員會編	東方出版社	1993.6	1007
龍岩地區志	龍岩地區地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.10	1437-1438
龍岩市志	龍岩市地方志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1993.5	795-796
明溪縣志	明溪縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.12	904-907
南安縣志	福建省南安縣地方志編纂委員會編	江西人民出版社	1993.10	818-819
南平市志	南平市志編纂委員會編	中華書局	1994.9	1475
寧德市志	寧德市地方志編纂委員會編	中華書局	1995.11	911-913
寧化縣志	寧化縣志編纂委員會編	福建人民出版社	1992.9	805-806
平和縣志	平和縣地方志編纂委員會編	群眾出版社	1994.4	811
屏南縣志	屏南縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.4	744
浦城縣志	浦城縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.9	1210
清流縣志	清流縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.12	698
泉州市志	泉州市地方志編纂委員會編	中國社會科學出版社	2000.5	3593-3595
上杭縣志	上杭縣地方志編纂委員會編	福建人民出版社	1993.9	826-827
邵武市志	邵武市地方志編纂委員會編	群眾人民出版社	1993.9	1152
壽寧縣志	壽寧縣地方志編纂委員會編	鷺江出版社	1992.7	711-712
順昌縣志	順昌縣志編纂委員會編	中國統計出版社	1994.8	760
松溪縣志	松溪縣志編纂委員會編	中國統計出版社	1994.8	668-669
武平縣志	武平縣志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1993.10	743-744
永安市志	永安市地方志編纂委員會編	中華書局	1994.4	1089-1090
永春縣志	永春縣志編纂委員會編	語文出版社	1990.10	818-819

永定縣志	永定縣地方志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1994.4	916-917
永泰縣志	永泰縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1992.4	760-761
尤溪縣志	尤溪縣志編纂委員會編	福建省地圖出版社	1989.4	674
漳平縣志	福建省漳平市地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.12	776-778
詔安縣志	福建省詔安縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.12	1046-1047
柘榮縣志	柘榮縣地方志編纂委員會編	中華書局	1995.5	680-681
政和縣志	政和縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.2	730
周寧縣志	周寧縣地方志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1993.5	602-603
泰寧縣志	泰寧縣地方志編纂委員會編	群眾出版社	1993.9	614-615
福州台江區志	台江區地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.6	842-843
三明市志	福建省三明市地方志編纂委員會編	方志出版社	2002.8	2690-2691
閩東畬族志	藍運全·繆品枚主編	民族出版社	2000.3	*
廣東省				
寶安縣志	寶安縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1997.5	771
潮陽縣志	潮陽市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1997.10	1015-1016
潮州市志	潮州市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.8	1768-1769
大埔縣志	大埔縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1992.11	593-594
從化縣志	從化縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.7	968-969
德慶縣志	德慶縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.10	759-760
電白縣志	廣東省電白縣地方志編纂委員會編	中華書局	2000.6	1024-1025
東莞市志	東莞市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.9	1347-1348
封開縣志	封開縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1998.1	869-870
豐順縣志	豐順縣縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.4	948-949
佛山市志	佛山市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.10	1993-1996
高明縣志	高明縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.8	706
高要市志	高要縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.9	769
廣寧縣志	廣寧縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.12	810-811
廣州市志	廣州市地方志編纂委員會編	廣州出版社	1998.2	卷17 37-41
和平縣志	和平縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1999.6	673-674
鶴山縣志	鶴山縣縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	2001.3	618-619
花縣志	花縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.10	900-901
化州縣志	化州市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.7	929-930
懷集縣志	懷集縣地方志辦公室編	廣東人民出版社	1993.12	729-730
江門市志	江門市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1998.11	1206-1207
蕉嶺縣志	蕉嶺縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1992.10	668
揭西縣志	揭西縣地方志辦公室編	廣東人民出版社	1994.3	640-641
揭陽縣志	揭陽縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	1993.12	721-722
樂昌縣志	樂昌縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.1	549-550
廉江縣志	廉江市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.6	748
臨高縣志	『臨高縣志』編委會編	廣東人民出版社	1990.12	470-471
龍川縣志	龍川縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.8	501-502
龍門縣志	龍門縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1995.9	734-735
羅定縣志	羅定縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.3	645
梅縣志	梅縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.3	1038-1039

梅州市志	梅州市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1999.9	1691-1692
南澳縣志	南澳縣地方志編纂委員會編	中華書局	2000.10	708
南雄縣志	南雄縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1991.6	769
番禺縣志	番禺市地方志辦公室編	廣東人民出版社	1995.3	898-901
平遠縣志	平遠縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	1993.5	673-676
普寧縣志	普寧市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.7	625-626
清遠縣志	清遠市地方志編纂辦公室編	清遠市印刷廠照印刷中心排版 (內部發行)	1995.2 (編集始末)	970-971
曲江縣志	曲江縣地方志編纂委員會編	中華書局	1999.12	1033-1034
三水縣志	三水縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.10	1276-1278
汕頭市志	廣東省汕頭市地方志編纂委員會編	新華出版社	1999.12	669-673
順德縣志	順德市地方志編纂委員會編	中華書局	1996.12	1140
四會縣志	四會縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.10	887-888
台山縣志	台山市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.7	593
翁源縣志	翁源縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1997.1	856-857
五華縣志	五華縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1991.6	618
新會縣志	新會縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.10	1056
新興縣志	新興縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.11	692-693
信宜縣志	信宜縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1993.12	926-927
徐聞縣志	徐聞縣志編纂委員會編	廣東人民出版社	2000.5	840
陽春縣志	陽春市地方志辦公室編	廣東人民出版社	1996.12	987-988
郁南縣志	郁南縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.12	877
雲浮縣志	雲浮縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.5	745
增城縣志	增城市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1995.11	857
肇慶市志	肇慶市端州區地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1996.10	882-883
中山市志	中山市地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1997.4	1415-1416
紫金縣志	紫金縣地方志編纂委員會編	廣東人民出版社	1994.12	832-833
廣西省				
北流縣志	北流縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.10	1003-1004
賓陽縣志	賓陽縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1987.12	569
百色市志	百色市志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.6	850
岑溪市志	岑溪市志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.12	931-932
崇左縣志	崇左縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1994.10	840-841
大新縣志	廣西壯族自治區大新縣志編纂委員會編	上海古籍出版社	1989.3	428-430
都安瑤族自治縣志	都安瑤族自治縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.6	132
扶綏縣志	扶綏縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1989.4	451-452
富川瑤族自治縣志	富川瑤族自治縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.12	495
恭城縣志	恭城瑤族自治縣地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1992.2	437
桂林市志	桂林市志編纂委員會編	中華書局	1997.12	3246-3248
桂平縣志	『桂平縣志』編纂委員會編	廣西人民出版社	1991.8	807-808
貴港市志	貴港市地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.10	1150
合浦縣志	合浦縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1994.7	772-773
合山市志	合山市志編纂委員會編	廣西人民出版社	1998.12	423
河池市志	河池市志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.5	1036
橫縣縣志	橫縣縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1989.10	608

來賓縣志	來賓縣志編纂委員會編	知識出版社	1994.6	592
臨桂縣志	『臨桂縣志』編纂委員會編	方志出版社	1996.10	776
靈川縣志	靈川縣地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1997.12	872-873
柳城縣志	柳城縣志編輯委員會編	廣州出版社	1994.12	435-436
柳江縣志	柳江縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1991.4	603-605
龍勝縣志	龍勝縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1992.1	95-96
龍州縣志	龍州縣地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.3	785-786
隆安縣志	隆安縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.3	655-656
鹿寨縣志	鹿寨地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.5	729-730
馬山縣志	馬山縣志編纂委員會編	民族出版社	1997.9	135
蒙山縣志	蒙山縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.6	589-591
南寧市志	南寧市地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1998.10	331
寧明縣志	寧明縣志編纂委員會編	中央民族學院出版社	1988.6	695-696
平果縣志	平果縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.12	674-675
平樂縣志	平樂縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1995.12	717-718
平南縣志	平南縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.9	833
憑祥市志	憑祥市志編纂委員會編	中山大學出版社	1993.6	556-558
浦北縣志	浦北縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1994.8	766
容縣志	容縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.6	1021-1022
融安縣志	融安縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.6	507
三江侗族自治縣志	三江侗族自治縣志編纂委員會編	中央民族學院出版社	1992.11	170-171
上林縣志	上林縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1989.5	478-479
藤縣志	藤縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.10	644-645
天峨縣志	天峨縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1995.9	468-470
天等縣志	天等縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1991.3	464-465
田東縣志	田東縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1998.11	797-798
田林縣志	田林縣地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	1996.12	172
田陽縣志	田陽縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1999.6	868
梧州市志	梧州市地方志編纂委員會編	廣西人民出版社	2000.8	3717-3718
武宣縣志	武宣縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1995.12	690-691
忻城縣志	忻城縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1997.1	131-132
陽朔縣志	陽朔縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1988.10	419-420
邕寧縣志	廣西壯族自治區邕寧縣地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1995.12	768-769
永福縣志	永福縣志編纂委員會編	新華出版社	1996.12	851
玉林市志	玉林市志編纂委員會編	廣西人民出版社	1993.12	1146-1147
昭平縣志	昭平縣志編纂委員會編	廣西人民出版社	1992.11	535-536
鐘山縣志	『鐘山縣志』編纂委員會編	廣西人民出版社	1995.7	710-712
貴州省				
安龍縣志	貴州省安龍縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.5	741-742
安順市志	貴州省安順市地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.11	1421
畢節縣志	畢節縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1996.7	1173
岑鞏縣志	岑鞏縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.12	117-118
赤水縣志	貴州省赤水縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1990.8	777
大方縣志	大方縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1996.9	839

丹寨縣志	貴州省丹寨縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.5	212-213
道真仡佬族苗族自治縣志	貴州省道真仡佬族苗族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.10	*
德江縣志	德江縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.9	879
都勻市志	貴州省都勻市史志編纂委員會編	貴州人民出版社	1999.5	176-177
獨山縣志	獨山縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1996.5	975
鳳岡縣志	貴州省鳳岡縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.12	770-771
福泉縣志	貴州省福泉縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.11	914
貴定縣志	貴州省貴定縣史志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.7	*
赫章縣志	赫章縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	2001.4	725-726
黃平縣志	黃平縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.10	133
惠水縣志	惠水縣史志編纂委員會辦公室編	貴州人民出版社	1989.4	*
劍河縣志	貴州省劍河縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.12	282-283
江口縣志	江口縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.5	134-136
金沙縣志	貴州省金沙縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.6	1008
錦屏縣志	貴州省錦屏縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.8	138-139
開陽縣志	貴州省開陽縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.4	782-783
雷山縣志	雷山縣縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.12	*
黎平縣志	『黎平縣志』編纂委員會編	巴蜀書社	1989.5	152
荔波縣志	貴州省荔波縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.12	213-214
龍裡縣志	貴州省龍裡縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.9	738-739
麻江縣志	貴州省麻江縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.9	168
湄潭縣志	貴州省湄潭縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.3	886-887
納雍縣志	貴州省納雍縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1999.12	817
平塘縣志	貴州省平塘縣史志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.2	689-690
黔西縣志	黔西縣志編寫委員會編	貴州人民出版社	1990.8	133-134
清鎮縣志	貴州省清鎮縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1991.6	867
晴隆縣志	貴州省晴隆縣縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.10	677-678
仁懷縣志	貴州省仁懷縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1991.12	1124-1126
榕江縣志	榕江縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1999.10	139
三都水族自治縣志	三都水族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.8	212-213
三穗縣志	三穗縣志編纂委員會編	民族出版社	1994.8	130
石阡縣志	貴州省石阡縣地方志編纂委員會	貴州人民出版社	1992.12	*
水城縣(特區)志	水城縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.12	884-885
思南縣志	貴州省思南縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.10	954-955
台江縣志	台江縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.6	142-143
天柱縣志	天柱縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.12	*
桐梓縣志	桐梓縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.10	1219-1221
萬山特區志	貴州省萬山特區地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.6	588
望謨縣志	貴州省望謨縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	2001.7	206-207
威寧彝族回族苗族自治縣志	貴州省威寧彝族回族苗族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1994.7	123-125
瓮安縣志	貴州省瓮安縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.12	689
務川仡佬族苗族自治縣志	貴州省務川仡佬族苗族自治縣志編纂委會編	貴州人民出版社	2001.5	1064-1065

息烽縣志	貴州省息烽縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.12	692
習水縣志	貴州省習水縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1995.5	873-874
興義縣志	貴州省興義縣史志編纂委員會編	貴州人民出版社	1988.9	550
修文縣志	修文縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.12	1080-1081
沿河縣志	沿河土家族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.12	805-806
餘慶縣志	貴州省餘慶縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.6	125-127
玉屏侗族自治縣志	玉屏侗族自治縣編纂委員會編	貴州人民出版社	1993.10	128-129
紫雲苗族布依族自治縣志	紫雲苗族布依族自治縣縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1991.9	*
遵義市志	遵義市志編纂委員會編	中華書局	1998.5	2160
遵義縣志	貴州省遵義縣縣志編纂委員會編著	貴州人民出版社	1992.11	977-979
冊亨縣志	貴州省冊亨縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	2002.8	1047-1049
普定縣志	貴州省普定縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	1999.11	808-809
鎮寧布依族苗族自治縣志	鎮寧布依族苗族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	2002.5	154-155
平壩縣志	貴州省平壩縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	2004.9	927-928
關嶺布依族苗族自治縣志	關嶺布依族苗族自治縣地方志編纂委員會編	貴州人民出版社	2002.1	617-618
印江土家族苗族自治縣志	印江土家族苗族自治縣志編纂委員會編	貴州人民出版社	1992.11	868
海南省				
白沙縣志	海南省白沙黎族自治縣地方志編纂委員會	南海出版公司	1992.12	*
保亭縣志	保亭黎族苗族自治縣地方志編纂委員會編	南海出版公司	1997.5	*
昌江縣志	海南省昌江黎族自治縣地方志編纂委員會編	新華出版社	1998.6	815
瓊海縣志	瓊海市地方志編纂委員會編著	廣東科技出版社	1995.10	718
瓊山縣志	海南省瓊山市地方志編纂委員會編	中華書局	1999.9	864
瓊中縣志	瓊中黎族苗族自治縣地方志辦公室編	海南攝影美術出版社	1995.10	*
萬寧縣志	萬寧縣地方志編纂委員會編	南海出版公司	1994.5	128
儋縣志	海南省儋州市地方志編纂委員會編	新華出版社	1996.5	707-708
湖北省				
崇陽縣志	崇陽縣志編纂委員會編纂	武漢大學出版社	1991.12	641-642
大冶縣志	湖北省大冶縣地方志編纂委員會編纂	湖北科學技術出版社	1990.6	461-462
丹江口市志	張二江主編	新華出版社	1993.8	642
當陽縣志	當陽市地方志編纂委員會編著	中國城市出版社	1992.5	775
恩施市志	湖北省恩施市地方志編纂委員會編纂	武漢工業大學出版社	1996.11	*
公安縣志	公安縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1990.9	585-586
漢川縣志	湖北省漢川縣地方志編委會編著	中國城市出版社	1992.8	665
漢陽縣志	漢陽縣志編纂委員會主編	武漢出版社	1989.1	488-489
鶴峰縣志	湖北省鶴峰縣史志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1993.11	*
紅安縣志	紅安縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.8	660
黃岡縣志	黃岡縣志編纂委員會編	武漢大學出版社	1990.11	571
黃陂縣志	黃陂縣縣志編纂委員會編	武漢出版社	1992.12	495
嘉魚縣志	湖北嘉魚縣地方志編纂委員會編纂	湖北科學技術出版社	1993.7	890
建始縣志	建始縣地方志編纂委員會編	湖北辭書出版社	1995.5	708
江陵縣志	湖北省江陵縣縣志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1990.5	679

京山縣志	湖北省京山縣志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1990.10	646-647
荊門市志	湖北省荊門市地方志編纂委員會編	湖北科學技術出版社	1994.6	761
荊州地區志	荊州地區地方志編纂委員會編著	紅旗出版社	1996.10	818-819
來鳳縣志	湖北省來鳳縣志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1990.10	466
羅田縣志	羅田縣地方志編纂委員會編	中華書局	1998.9	670
麻城縣志	湖北省麻城市地方志編纂委員會編, 嚴儀周主編	紅旗出版社	1993.7	512
潛江縣志	潛江市地方志編纂委員會編	中國文史出版社	1990.10	600-601
石首縣志	石首市地方志編纂委員會編纂	紅旗出版社	1990.8	631
松滋縣志	湖北省松滋縣志編纂委員會編	內部發行	1986.7	700-701
隨州志	湖北省隨州市地方志編纂委員會編纂	中國城市經濟社會出版社	1988.6	645
天門縣志	湖北省天門市地方志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1989.5	848
通山縣志	『通山縣志』編纂委員會編	中國文史出版社	1991.12	564
五峰縣志	湖北省五峰土家族自治縣地方志編纂委員會編纂	中國城市出版社	1994.9	589-590
武昌縣志	武昌縣志編纂委員會主編	武漢大學出版社	1989.12	579
鹹寧縣志	湖北省鹹寧市地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1992.10	784
襄樊市志	湖北省襄樊市地方志編纂委員會編著	中國城市出版社	1994.12	884
襄陽縣志	湖北省襄陽縣地方志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1989.8	651
新洲縣志	新洲縣志編纂委員會編	武漢出版社	1992.11	658-660
宜昌市志	宜昌市地方志編纂委員會編	黃山書社	1999.6	1227-1228
宜都縣志	湖北省枝城市地方志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1990.9	639-640
應城縣志	湖北省應城市地方志編纂委員會編著	中國城市出版社	1992.12	906
應山縣志	湖北省應山縣志編纂委員會編纂	湖北科學技術出版社	1990.11	635
遠安縣志	湖北省遠安縣地方志編纂委員會編	中國城市經濟社會出版社	1990.10	681
雲夢縣志	雲夢縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.6	534-535
鄖西縣志	湖北省鄖西縣地方志編纂委員會辦公室編	武漢測繪科技大學出版社	1995.7	723-724
棗陽志	湖北省棗陽市地方志編纂委員會編纂	中國城市經濟社會出版社	1990.9	550-551
枝江縣志	湖北省枝江縣地方志編纂委員會編	中國城市經濟社會出版社	1990.10	791
鐘祥縣志	湖北省鐘祥縣志編纂委員會編纂	湖北人民出版社	1990.8	850-851
竹溪縣志	竹溪縣志編纂委員會編	內部版	刊行年無	739
秭歸縣志	湖北省秭歸縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1991.5	427-428
英山縣志	英山縣志編纂委員會編	中華書局	1998.12	715-716
湖南省				
安仁縣志	安仁縣志編纂委員會編	中國社會出版社	1996.3	616
郴州地區志	郴州地區地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1996.6	1833-1834
長沙縣志	長沙縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.10	692-693
常德縣志	常德縣志編纂委員會編	中國文史出版社	1992.8	579
常寧縣志	常寧縣志編纂委員會編	社會科學文獻出版社	1993.4	496
辰溪縣志	辰溪縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.5	780
城步縣志	城步苗族自治縣志編纂委員會編	湖南出版社	1996.7	583-584
大庸縣志	大庸縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.8	729-730
道縣志	湖南省道縣縣志編纂委員會編	中國社會出版社	1994.5	712
東安縣志	東安縣志編纂委員會編	湖南出版社	1995.4	737-738
桂東縣志	桂東縣志編纂委員會編	湖南人民出版社	1998.11	555

衡陽市志	衡陽市地方志編纂委員會編	湖南人民出版社	1998.9	3004
花垣縣志	花垣縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.2	*
懷化地區志	湖南省懷化地區地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1999.7	2239-2243
懷化市志	懷化市志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.9	803,805
會同縣志	湖南省會同縣縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.10	912-913
吉首市志	吉首市志編纂委員會編	湖南出版社	1996.8	921-922
江永縣志	江永縣志編纂委員會編	方志出版社	1995.9	726
靖州縣志	湖南省靖州苗族侗族自治縣縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.10	815
藍山縣志	藍山縣志編纂委員會編	中國社會出版社	1995.8	663-664
冷水江市志	冷水江市志編委會編	中國城市出版社	1994.1	615-616
漣源市志	漣源市志編纂委員會編	湖南人民出版社	1998.7	706
臨澧縣志	臨澧縣志編纂委員會編	中國社會出版社	1992.11	672
零陵縣志	湖南省永州市冷水灘市地方志聯合編纂委員會編	中國社會出版社	1992.12	599
瀏陽縣志	瀏陽縣地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1994.3	815-816
婁底地區志	婁底地區地方志編纂委員會編	湖南人民出版社	1997.12	1475-1476
婁底市志	湖南省婁底市志編纂委員會編	中國社會出版社	1997.7	689
瀘溪縣志	湖南省瀘溪縣志編纂委員會編	社會科學文獻出版社	1993.5	552-553
麻陽縣志	麻陽苗族自治縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.7	749-750
汨羅市志	汨羅市志編纂委員會編	方志出版社	1995.11	583
寧鄉縣志	湖南省寧鄉縣志編纂委員會編纂	中國大百科全書出版社	1995.6	534
平江縣志	湖南省平江縣志編纂委員會編	國防大學出版社	1994.7	642
祈陽縣志	『祈陽縣志』編纂委員會	社會科學文獻出版社	1993.9	566-567
黔陽縣志	黔陽縣地方志編纂委員會編	中國文史出版社	1991.3	667
韶山志	韶山市地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1993.7	383
邵東縣志	邵東縣志編纂委員會編	中國城市出版社	1993.10	526
邵陽市志	邵陽市志編纂委員會編	湖南人民出版社	1997.8	71
雙峰縣志	雙峰縣志編纂委員會編	中國文史出版社	1993.9	576-577
綏寧縣志	綏寧縣志編纂委員會編	方志出版社	1997.7	689-690
桃源縣志	桃源縣地方志編纂委員會編	湖南出版社	1995.10	558
通道縣志	湖南省通道侗族自治縣縣志編纂委員會編	民族出版社	1999.10	855-856
望城縣志	望城縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1995.7	704
湘潭縣志	湘潭縣地方志編纂委員會編	湖南出版社	1995.12	799-800
新化縣志	新化縣志編纂委員會編	湖南出版社	1996.4	1004-1005
新晃縣志	新晃侗族自治縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.5	782-783
新寧縣志	新寧縣縣志編纂委員會編	湖南出版社	1995.2	668-669
新邵縣志	新邵縣志編纂委員會編	人民出版社	1994.6	597-598
新田縣志	新田縣志編纂委員會編	新華出版社	1995.2	522-523
溆浦縣志	溆浦縣縣志編纂委員會編	社會科學文獻出版社	1993.12	612-613
攸縣志	攸縣志編纂委員會編	中國文史出版社	1990.5	691-692
沅陵縣志	沅陵縣地方志編纂委員會編	中國社會出版社	1993.2	670
岳陽縣志	岳陽縣地方志編纂委員會編	湖南人民出版社	1997.12	530-531
芷江縣志	芷江侗族自治縣縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.12	680-681
株州縣志	湖南省株州縣志編纂委員會編	湖南出版社	1995.8	461

資興市志	資興市地方志編纂委員會編	湖南人民出版社	1999.7	847-848
衡陽縣志	衡陽縣志編纂委員會辦公室編	黃山書社	1994.12	553
永興縣	永興縣志編纂委員會編	中國城市出版社	1994.6	650-651
江蘇省				
常熟市志	江蘇省常熟市地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1990.11	1049
常州市志	常州市地方志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1995.10	792
大豐縣志	大豐縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1989.12	709-710
丹陽縣志	丹陽市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1992.8	866-867
東海縣志	東海縣地方志編纂委員會編	中華書局	1994.3	788-790
東台市志	東台市地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1994.7	916
阜寧縣志	阜寧縣地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1992.6	433
贛榆縣志	贛榆縣縣志編纂委員會編著	中華書局	1997.10	953-954
高郵縣志	高郵縣志編史修志領導小組編	江蘇人民出版社	1990.12	698-699
高作鎮志	『高作鎮志』編纂委員會編	新華出版社	1997.8	262-263
灌南縣志	灌南縣地方志編纂委員會編著	江蘇古籍出版社	1995.6	728
灌雲縣志	江蘇省灌雲縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.9	900-901
海安縣志	『海安縣志』編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1997.6	923-925
海門縣志	海門市地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1996.1	856-857
邗江縣志	邗江縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1995.9	762-763
洪澤縣志	『洪澤縣志』編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1999.2	825-826
淮安市志	淮安市志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1998.2	817-819
淮陰市志	淮陰市地方志編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1995.6	2103-2104
建湖縣志	建湖縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1994.7	780
江都縣志	江都市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1996.9	943-944
江寧縣志	江寧縣地方志編纂委員會編纂	檔案出版社	1989.9	834
江浦縣志	江浦縣地方志編纂委員會編	河海大學出版社	1995.12	679-680
江陰市志	江蘇省江陰市地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.11	1167-1168
金湖縣志	金湖縣志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1994.3	715-716
金壇縣志	金壇縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1993.10	729
靖江縣志	靖江縣志編纂辦公室編	江蘇人民出版社	1992.11	773
句容縣志	句容縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1994.1	829
崑山縣志	崑山市地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1990.12	800-801
溧水縣志	溧水縣編修縣志委員會編	江蘇人民出版社	1990.6	613
溧陽縣志	『溧陽縣志』編纂委員會編	江蘇人民出版社	1992.12	864
連雲港市志	江蘇省連雲港市地方志編纂委員會編	方志出版社	2000.6	2574
漣水縣志	漣水縣地方志編纂委員會編	江蘇古籍出版社	1997.1	898-899
六合縣志	六合縣志編纂委員會編	中華書局	1991.10	667-668
南長區志	無錫市『南長區志』編纂委員會編	上海人民出版社	1991.10	453-454
南京簡志	南京市地方志編纂委員會辦公室編	江蘇古籍出版社	1986.12	867
南通縣志	通州市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1996.8	1144-1145
沛縣志	江蘇省沛縣地方志編纂委員會編	中華書局	1995.9	796-797
邳縣志	邳州市地方志編纂委員會編	中華書局	1995.2	662-663
啟東縣志	啟東縣志編纂委員會編	中華書局	1993.12	1020-1022
如皋縣志	江蘇省如皋市地方志編纂委員會編	香港新亞洲出版社	1995.6	160

沙洲縣志	張家港市地方志編纂委員會辦公室編	江蘇人民出版社	1992.6	838
沭陽縣民政志	《沭陽縣民政志》編輯辦公室編	山東大學出版社	1990.2	159-161
泗洪縣志	泗洪縣地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1994.11	905-906
泗陽縣志	泗陽縣志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1995.2	754-755
蘇州市志	蘇州市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1995.1	1166-1168
宿遷市志	宿遷市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1996.12	887-888
睢寧縣志	睢寧縣地方志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1994.5	659-660
張圩鄉志	『張圩鄉志』編纂委員會編	新華出版社	1997.6	182-183
太倉縣志	太倉縣縣志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1991.9	829-830
泰縣志	泰縣縣志編纂委員會編	江蘇古籍出版社	1993.10	788
泰興縣志	泰興縣志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1993.3	915-916
銅山縣志	江蘇省銅山縣縣志編纂委員會編	中國社會科學出版社	1993.6	899-900
魏集鄉志	『魏集鄉志』編纂委員會編	新華出版社	1997.6	250-253
無錫市志	無錫市地方志編纂委員會編	江蘇人民出版社	1995.10	*
無錫縣志	無錫縣志編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1994.1	955-956
吳江縣志	吳江市地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1994.7	796
吳縣志	吳縣地方志編纂委員會編	上海古籍出版社	1994.2	1090
武進縣志	江蘇省武進縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1988.10	825
響水縣志	響水縣地方志編纂委員會編	江蘇古籍出版社	1996.1	710
新沂縣志	新沂市地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1995.8	666
興化市志	興化市地方志編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1995.6	801-802
盱眙縣志	盱眙縣縣志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1993.2	790
徐州市志	徐州市地方志編纂委員會編	中華書局	1994.3	2148-2149
鹽城市志	鹽城市地方志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1998.4	2666-2668
鹽城縣志	鹽城市郊區地方志編纂委員會編著	江蘇人民出版社	1993.10	2666-2668
揚中縣志	揚中縣地方志編纂委員會編	文物出版社	1991.11	605-606
揚州市志	江蘇省揚州市地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社上海分社	1997.3	3141-3143
宜興縣志	江蘇省宜興市地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1990.5	779-780
儀征市志	儀征市市志編纂委員會編	江蘇科學技術出版社	1994.1	659
鎮江市志	鎮江市地方志編纂委員會編	上海社會科學院出版社	1993.12	1571
寶山縣志	上海市寶山區地方志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.4	991
川沙縣志	上海市川沙縣縣志編修委員會編	上海人民出版社	1990.11	938-939
嘉定縣志	上海市嘉定縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.12	1030-1031
金山縣志	上海市金山縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1990.10	1082-1083
南匯縣志	上海市南匯縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1992.3	727-728
上海縣志	上海縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1993.7	1083-1084
松江縣志	上海市松江縣地方志編纂委員會編著	上海人民出版社	1991.8	944-945
江西省				
安福縣志	安福縣縣志編纂委員會編	中共中央黨校出版社	1995.1	757-758
安義縣志	江西省安義縣志編纂領導小組編	南海出版公司	1990.11	419-420
安遠縣志	江西省安遠縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.2	638-639
崇仁縣志	江西省崇仁縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1990.2	718-719
崇義縣志	江西省崇義縣編史修志委員會編	海南人民出版社	1989.1	564-565
大餘縣志	江西省大餘縣志編纂委員會編	三環出版社	1990.8	612-613

德安縣志	德安縣志編纂委員會編	上海古籍出版社	1991.5	669
德興縣志	德興市地方志編纂委員會編	光明日報出版社	1993.7	887-888
東鄉縣志	江西省東鄉縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1989.5	534
都昌縣志	江西省都昌縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.10	463-464
豐城縣志	江西省豐城縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1989.12	664
贛縣志	江西省贛縣志編纂委員會編	新華出版社	1991.9	612-613
廣豐縣志	江西省廣豐縣志編纂委員會編纂	內部發行	1988.6	415-416
貴溪縣志	貴溪縣志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1996.8	1078-1079
橫峰縣志	橫峰縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.10	592-593
湖口縣志	江西省湖口縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1992.8	772-773
吉水縣志	吉水縣地方志編纂委員會編纂	新華出版社	1989.9	524-525
金溪縣志	金溪縣志編纂領導小組編	新華出版社	1992.8	479
進賢縣志	江西省進賢史志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1989.12	526
井岡山志	井岡山市志編纂委員會編	新華出版社	1997.9	756
靖安縣志	江西省靖安縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1989.12	701-702
樂安縣志	江西省樂安縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1989.9	433-434
樂平縣志	樂平縣志編纂委員會編	上海古籍出版社	1987.12	392-393
黎川縣志	江西省黎川縣志編纂委員會編纂	黃山書社	1993.10	599-600
臨川縣志	江西省臨川縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.11	607
南昌縣志	南昌縣志編纂委員會辦公室編	南海出版公司	1990.10	531-532
南城縣志	南城縣志編纂委員會編	新華出版社	1991.3	375
南豐縣志	江西省南豐縣志編纂委員會辦公室編	中共中央黨校出版社	1994.10	570
彭澤縣志	彭澤縣志編纂委員會編	新華出版社	1992.10	509-510
全南縣志	江西省全南縣志編纂委員會編	江西人民出版社	1996.10	642-643
瑞昌縣志	瑞昌縣志編纂委員會編	新華出版社	1990.3	453
上高縣志	上高縣志編纂委員會編	南海出版公司	1990.12	504-505
石城縣志	江西省石城縣志編輯委員會編纂	書目文獻出版社	1990.6	543-544
遂川縣志	『遂川縣志』編纂委員會編	江西人民出版社	1996.3	863-864
銅鼓縣志	銅鼓縣志編纂委員會編	南海出版公司	1989.7	648-649
萬安縣志	萬安縣志編纂委員會編	黃山書社	1996.2	841
萬載縣志	江西省萬載縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1988.10	629-630
武寧縣志	江西省武寧縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1990.2	718
峽江縣志	峽江縣地方志編纂委員會編	中共中央黨校出版社	1995.6	188-189
新幹縣志	新幹縣志編纂委員會編	中國世界語出版社	1990.8	938-939
新建縣志	江西省新建縣地方志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1991.3	568-569
新余市志	新余市地方志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1993.6	1049-1050
信豐縣志	江西省信豐縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1990.1	698
星子縣志	江西省星子縣志編纂委員會編	江西人民出版社	1990.4	484
興國縣志	興國縣志編纂委員會編	內部發行	1988.8	700
修水縣志	修水縣志編纂委員會編	海天出版社	1991.10	620-621
鉛山縣志	鉛山縣志編纂委員會編	南海出版公司	1990.9	688-689
宜豐縣志	江西省宜豐縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社上海分社	1989.10	728-729
宜黃縣志	江西宜黃縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.10	601-602
弋陽縣志	弋陽縣志編纂委員會編	南海出版公司	1991.12	673

永豐縣志	江西永豐縣志編纂委員會編	新華出版社	1993.10	578
永新縣志	永新縣志編纂委員會編	新華出版社	1992.10	686-687
永修縣志	江西省永修縣志編纂委員會編纂	江西人民出版社	1987.6	560
於都縣志	於都縣志編纂委員會編	新華出版社	1991.8	585
餘幹縣志	餘幹縣志編纂委員會編	新華出版社	1991.12	561
分宜縣志	分宜縣志編纂委員會編	檔案出版社	1993.10	496
遼寧省				
鞍山市舊堡區志	趙國璽主編	遼寧大學出版社	1989.12	546
北鎮縣志	北鎮滿族自治縣地方志編纂委員會編	遼寧人民出版社	1990.10	623-624
長海縣志	『長海縣志』編纂委員會編	內部發行	1984.1	689-690
大連市志·民政志	大連市地方志編纂委員會辦公室編	大連出版社	1993.12	*
大窪縣志	盤錦市大窪縣地方志編纂委員會編	瀋陽出版社	1998.5	622-623
丹東市志	丹東市地方志辦公室編	遼寧科學技術出版社	1991.11	*
燈塔縣志	燈塔縣志辦公室編	遼寧人民出版社	1990.12	568-569
東溝縣志	許敬文主編	遼寧人民出版社	1996.3	247
東陵區志	瀋陽市東陵區人民政府地方志編纂委員會編	瀋陽出版社	1991.9	624-625
鳳城市志	趙萬興主編	方志出版社	1997.12	259-261
阜新蒙古族自治縣志	阜新蒙古族自治縣地方志編纂委員會編	遼寧民族出版社	1998.8	787
海城縣志	海城市地方志編纂委員會辦公室編	海城市地方志編纂委員會(內部發行)	1987.7	559-560
建平縣志	遼寧省建平縣縣志編委會編	遼海出版社	1999.8	894
金縣志	金州區地方志編纂委員會辦公室編	大連出版社	1989.5	731-732
開原縣志	開原市地方志辦公室編	遼寧人民出版社	1995.7	591
康平縣志	康平縣志編纂委員會編	東北大學出版社	1995.4	667-668
遼陽縣志	遼陽縣志編纂委員會辦公室編	新華出版社	1994.8	659-660
凌源縣志	凌源縣志編纂委員會編	遼寧古籍出版社編	1995.12	574-575
盤山縣志	盤山縣地方志編纂委員會辦公室編	瀋陽出版社	1996.9	614-615
清原縣志	清原縣志編纂委員會辦公室編	遼寧人民出版社	1991.8	661
瀋陽市志	瀋陽市人民政府地方志編纂辦公室編	瀋陽出版社	1995.12	16卷 373-374
蘇家屯區志	瀋陽市蘇家屯區人民政府地方志編纂委員會編	遼寧大學出版社	1991.12	701-702
鐵法市志	李德雲主編	中國書藉出版社	1992.7	343-344
鐵嶺縣志	鐵嶺縣地方志編纂委員會編	遼瀋書社	1993.5	637-638
瓦房店市志	瓦房店市地方志編纂委員會編	大連出版社	1994.10	802-803
西豐縣志	西豐縣地方志辦公室編編	瀋陽出版社	1995.2	562-563
新金縣志	新金縣地方志編纂委員會辦公室編	大連出版社	1993.12	647-648
新民縣志	新民縣縣志編纂辦公室編	瀋陽出版社	1992.5	825-826
興城縣志	興城市地方志編纂委員會編	遼寧大學出版社	1990.10	628
岫岩縣志	岫岩縣志編輯部編	遼寧大學出版社	1989.6	144
莊河縣志	莊河縣志編纂委員會辦公室編	新華出版社	1996.8	220-221
四川省				
安縣志	安縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1991.6	721-722
安岳縣志	安岳縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1993.12	826-827

阿壩縣志	阿壩縣地方志編纂委員會編	民族出版社	1993.12	*
巴縣志	巴縣志編纂委員會編	重慶出版社	1994.5	669
巴塘縣志	四川省巴塘縣志編纂委員會編纂	四川民族出版社	1993.2	106
巴中縣志	四川省巴中縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1994.6	910-911
北川縣志	北川縣志編纂委員會編	方志出版社	1996.3	730
璧山縣志	四川省璧山縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.3	729-730
布拖縣志	四川省布拖縣志編纂委會編輯	中國建材工業出版社	1993.12	*
蒼溪縣志	蒼溪縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1993.8	895-897
長寧縣志	長寧縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1994.7	774-775
長壽縣志	長壽縣地方志編纂委員會編	四川人民出版社	1997.10	1027-1028
成都市東城區志	錦江區地方志編纂委員會編纂	成都出版社	1995.11	*
成都市龍泉驛區志	龍泉驛區地方志編纂委員會編纂	成都出版社	1996.2	676
城口縣志	城口縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1995.9	826-827
崇慶縣志	崇慶縣新縣志編纂委員會編著	四川人民出版社	1991.7	767-768
達縣志	達縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.10	815
達縣市志	達縣市地方志工作委員會編	四川人民出版社	1994.5	689-690
大安區志	自貢市大安區地方志編纂委員會編	四川辭書出版社	1991.8	493
大邑縣志	『大邑縣志』編纂委員會編	四川人民出版社	1992.2	724
大竹縣志	四川省大竹縣志編纂委員會編	重慶出版社	1992.9	717-718
大足縣志	大足縣縣志編修委員會編纂	方志出版社	1996.12	229
德陽縣志	德陽縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1994.12	874 - 875
墊江縣志	『墊江縣志』編纂委員會編纂	四川人民出版社	1993.12	674
峨邊彝族自治縣志	峨邊彝族自治縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.9	598
峨眉縣志	峨眉縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1991.11	600
奉節縣志	奉節縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1995.12	790-791
涪陵市志	涪陵市地方志編纂委員會編	四川人民出版社	1995.12	1432
富順縣志	四川省富順縣志編纂委員會編纂	四川大學出版社	1993.7	634-635
甘洛縣志	四川省甘洛縣地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.12	*
古蔺縣志	古蔺縣志編纂委員會編著	四川科學技術出版社	1993.6	638-639
廣漢縣志	四川省廣漢市『廣漢縣志』編輯部編	四川人民出版社	1992.7	600
漢源縣志	漢源縣志編纂委員會編著	四川科學技術出版社	1994.6	814-815
合川縣志	合川市地方志編纂委員會編著	四川人民出版社	1995.12	708-709
黑水縣志	四川省阿壩藏族羌族自治州黑水縣地方志編纂委員會編	民族出版社	1993.8	*
紅原縣志	紅原縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1996.9	*
會東縣志	會東縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1996.12	800-801
會理縣志	會理縣地方志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.1	764
夾江縣志	夾江縣編史修志委員會編	四川人民出版社	1989.12	650
簡陽縣志	簡陽縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1996.2	687-688
犍為縣志	犍為縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1991.8	680-681
江安縣志	四川省江安縣志編纂委員會編	方志出版社	1998.12	786
江北縣志	重慶市渝北區地方志編纂委員會編	重慶出版社	1996.12	840-841
江津縣志	江津縣地方志編輯委員會編著	四川科學技術出版社	1995.6	781
江油縣志	江油市地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	2000.1	1204-1205
金川縣志	金川縣地方志編纂委員會編	民族出版社	1994.10	230

金堂縣志	金堂縣地方志編纂委員會編	四川人民出版社	1994.12	881
井研縣志	井研縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1990.4	646
九龍縣志	四川省九龍縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1997.4	98-99
筠連縣志	筠連縣縣志編纂委員會編著	四川科學技術出版社	1998.12	743
開江縣志	四川省開江縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1989.8	677-678
康定縣志	四川省康定縣志編纂委員會編纂	四川辭書出版社	1995.8	*
閬中縣志	閬中縣地方志編纂委員會編著	四川人民出版社	1993.12	922-923
雷波縣志	四川省『雷波縣志』編纂委員會編	四川民族出版社	1997.5	800
理縣志	四川省『理縣志』編纂委員會編	四川民族出版社	1997.9	745
梁平縣志	梁平縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1995.12	673-674
鄰水縣志	四川省鄰水縣地方志編纂委員會編	四川科學技術出版社	1991.10	644
隆昌縣志	隆昌縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1995.12	710
瀘縣志	瀘縣縣志辦公室編著	四川科學技術出版社	1993.12	606
瀘州市志	瀘州市地方志編纂委員會編	方志出版社	1998.8	1283-1284
爐霍縣志	爐霍縣地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	2000.4	*
蘆山縣志	蘆山縣志編纂委員會編纂	方志出版社	2000.11	817-818
馬爾康縣志	『馬爾康縣志』編纂委員會編	四川人民出版社	1995.10	*
茂汶羌族自治縣志	四川省阿壩藏族羌族自治州茂汶羌族自治縣地方志編纂委員會編	四川辭書出版社	1997.10	676
眉山縣志	眉山縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1992.8	1010
美姑縣志	美姑縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1997.6	*
冕寧縣志	冕寧縣地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1994.10	765
綿陽(縣級)市志	綿陽市地方志編纂辦公室編	四川辭書出版社	1999.2	677-678
綿竹縣志	四川省綿竹縣志編纂委員會編纂	四川科學技術出版社	1992.10	754
名山縣志	名山縣志編纂委員會編	四川科學技術出版社	1992.12	574-575
木裡藏族自治縣志	木裡藏族自治縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1995.12	861
沐川縣志	四川省沐川縣地方志編纂委員會編	巴蜀書社	1993.8	568
納溪縣志	納溪縣志編纂委員會編	四川科學技術出版社	1992.11	539
南充縣志	南充縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1993.12	851-852
南川縣志	南川縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1991.11	664-665
南江縣志	『南江縣志』編委會編	成都出版社	1992.4	756
南坪縣志	南坪縣地方志編纂委員會編	民族出版社	1994.10	183
南溪縣志	四川省南溪縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1992.9	675-676
內江市志	內江市市中區編史修志辦公室編	巴蜀書社	1987.10	738 -739
彭縣志	彭縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1989.4	840
彭山縣志	四川省彭山縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1991.11	614
彭水縣志	彭水縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1998.4	765-768
蓬溪縣志	四川省蓬溪縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1995.7	757
郫縣志	郫縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1989.11	719
平武縣志	平武縣縣志編纂委員會編	四川科學技術出版社	1997.12	890
屏山縣志	屏山縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1998.10	787-788
蒲江縣志	蒲江縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1992.9	752
普格縣志	四川省普格縣志編纂委員會編纂	四川大學出版社	1992.9	*
青川縣志	『青川縣志』編纂委員會編	成都科技大學出版社	1992.11	874-875
青神縣志	青神縣縣志編纂委員會編	成都科技大學出版社	1994.12	600

邛崃縣志	邛崃縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1993.10	826-827
仁壽縣志	仁壽縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1990.6	545-546
若爾蓋縣志	若爾蓋縣地方志編纂委員會編	民族出版社	1996.8	*
色達縣志	色達縣地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1997.4	*
射洪縣志	射洪縣縣志編纂委員會編	四川大學出版社	1990.12	967
什邡縣志	什邡縣志編輯委員會編	四川大學出版社	1988.9	14-15
石渠縣志	石渠縣志編纂委員會編	四川人民出版社	2000.6	*
石柱縣志	石柱縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.4	579-580
雙流縣志	雙流縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1992.8	830-831
天全縣志	『天全縣志』辦公室主編	四川科學技術出版社	1997.10	705
通江縣志	通江縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1998.8	850-851
銅梁縣志	銅梁縣志編修委員會編	重慶大學出版社	1991.5	803-804
潼南縣志	潼南縣地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1993.12	841-842
萬源縣志	萬源縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.10	929-931
旺蒼縣志	旺蒼縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.12	646-648
威遠縣志	四川省威遠縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1994.1	783-785
溫江縣志	『溫江縣志』編纂委員會編	四川人民出版社	1990.9	820-821
巫山縣志	巫山縣志編委會編	四川人民出版社	1991.12	592-593
巫溪縣志	巫溪縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1993.4	673
武隆縣志	武隆縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1994.8	683
武勝縣志	武勝縣志編纂委員會編	重慶出版社	1994.11	846-847
西昌市志	四川省西昌市志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.12	958-960
西充縣志	西充縣志編纂委員會編	重慶出版社	1993.8	794
鄉城縣志	鄉城縣志編纂委員會編	四川大學出版社	1997.3	*
小金縣志	小金縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1995.12	*
新都縣志	新都縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1994.10	909-910
新津縣志	四川省新津縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1989.12	981-982
新龍縣志	四川甘孜藏族自治州新龍縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1992.7	*
興文縣志	興文縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.10	659
興文縣志·續編	興文縣志編纂委員會編	四川人民出版社	1998.7	*
雅安市志	雅安市志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1996.11	781
儀隴縣志	四川省儀隴縣志編纂委員會編	四川科學技術出版社	1994.7	814-815
宜賓市志	宜賓市地方志辦公室編	新華出版社	1992.7	679-680
宜賓縣志	『宜賓縣志』編纂委員會編	巴蜀書社	1991.1	725-726
營山縣志	營山縣志編委會編	四川辭書出版社	1989.8	725-726
榮經縣志	四川省榮經縣地方志編纂委員會編	西南師範大學出版社	1998.12	622
永川縣志	永川縣志編修委員會編纂	四川人民出版社	1997.8	858
越西縣志	越西縣志編委會編	四川辭書出版社	1994.3	594
雲陽縣志	雲陽縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1999.8	1035-1038
中江縣志	中江縣志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1994.3	707
忠縣志	忠縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.3	635-636
資陽縣志	四川省資陽縣志編纂委員會編	巴蜀書社	1993.9	836-838
梓潼縣志	四川省梓潼縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1999.10	953-954
自貢市志	自貢市地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.11	1436

自貢市貢井區志	自貢市貢井區地方志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1995.3	471
自貢市自流井區志	自貢市自流井區地方志編纂委員會編	巴蜀書社	1993.8	485
重慶市大渡口區志	重慶市大渡口區地方志編纂委員會編著	四川科學技術出版社	1995.9	561
重慶市南岸區志	重慶市南岸區地方志編纂委會編	重慶出版社	1993.5	769-770
重慶市沙坪壩區志	重慶市沙坪壩區志編纂委員會編纂	四川人民出版社	1995.12	854
榮昌縣志	『榮昌縣志』編修委員會編纂	四川人民出版社	2000.11	1003
理塘縣志	『理塘縣志』編纂委員會編	四川人民出版社	1996.5	*
道孚縣志	『道孚縣志』編纂委員會編	四川人民出版社	1998.2	*
酉陽縣志	『酉陽縣志』編纂委員會編	重慶出版社	2002.8	611-612
巴縣志	重慶市巴南區地方志編纂委員會編	重慶出版社	2002.10	*
秀山縣志	秀山土家族苗族自治縣縣志編纂委員會編	中華書局出版	2001.8	604-605
樂山市志	樂山市地方志編纂委員會編纂	巴蜀書社出版	2001.9	1882-1883
石棉縣志	石棉縣地方志編纂委員會編	四川辭書出版社	1999.12	720-721
山東省				
安丘縣志	山東省安丘縣地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1992.11	626
北園鎮志	北園鎮志編纂委員會編	山東科學技術出版社	1991.1	409
濱州市志	山東省濱州市地方志編纂委員會編	齊魯書社	1993.10	726-727
博山區志	山東省淄博市博山區區志編纂委員會編	山東人民出版社	1990.8	611-612
博興縣志	山東省博興縣地方志編纂委員會編	齊魯書社	1993.11	574-576
昌樂縣志	山東省昌樂縣志編纂委員會編	山東人民出版社	1992.5	568
長島縣志	長島縣志編纂委員會編	山東人民出版社	1990.5	381-382
長清縣志	長清縣志編纂委員會編	濟南出版社	1992.6	499-500
成武縣志	山東省成武縣志編纂委員會編	齊魯書社	1992.11	662-663
茌平縣志	山東省茌平縣地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.4	491-492
德州市志	山東省德州市德城區地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.8	642
定陶縣志	山東省定陶縣縣志編纂委員會編	齊魯書社	1999.12	677-678
東明縣志	東明縣志編纂委員會編	中華書局	1992.7	523-524, 528
東平縣志	東平縣志編纂委員會編	山東人民出版社	1989.8	533
肥城縣志	山東省肥城縣志編纂委員會編	齊魯書社	1992.4	722-723
福山區志	山東省煙台市福山區志編纂委員會編	齊魯書社	1990.12	585-586
高密縣志	高密縣地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1990.10	549
高唐縣志	山東省高唐縣志編纂委員會編	齊魯書社	1996.8	541-542
廣饒縣志	山東省廣饒縣地方志編纂委員會編	中華書局	1995.8	897-899
桓台縣志	山東省桓台縣志編纂委員會編	齊魯書社	1992.3	688
黃島區志	青島市黃島區地方志編纂委員會辦公室編	齊魯書社	1995.6	525-526
濟南市志	濟南市志編纂委員會編	中華書局	1997.12	75-78
濟陽縣志	濟陽縣志編纂委員會編	濟南出版社	1994.12	578
嘉祥縣志	山東省嘉祥縣地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1997.10	705-707
膠南縣志	山東省膠南縣志編纂委員會編	新華出版社	1991.6	535
金鄉縣志	金鄉縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1996.3	484
巨野縣志	山東省巨野縣志編纂委員會編	齊魯書社	1996.6	559-560
鄆城縣志	山東省鄆城縣志編纂委員會編	齊魯書社	1996.9	590-591

墾利縣志	山東省墾利縣地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1997.12	883-884
萊蕪市志	萊蕪市地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1991.12	951-952
萊西縣志	山東省萊西縣志編纂委員會編	山東人民出版社	1990.2	843-844
萊陽市志	山東省萊陽市志編纂委員會編	齊魯書社	1995.11	635
萊州市志	山東省萊州市志編纂委員會編	齊魯書社	1996.8	662-663
嶗山縣志	嶗山縣志編纂委員會編	青島出版社	1990.4	847
樂陵縣志	山東省樂陵縣志編纂委員會編	齊魯書社	1991.11	640-641
歷城縣志	山東省歷城縣志編纂委員會編	濟南出版社	1990.11	436-437
利津縣志	山東省利津縣地方志編纂委員會編	新華書店	1990.12	543
梁山縣志	梁山縣志編纂委員會編	新華出版社	1997.6	495
聊城地區志	山東省聊城地區地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.6	868-869
臨清市志	山東省臨清市地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.8	716-717
臨沭縣志	山東省臨沭縣志編纂委員會編	齊魯書社	1993.4	570-572
臨邑縣志	山東省臨邑縣志編纂委員會編	齊魯書社	1993.7	553
蒙陰縣志	蒙陰縣志編纂委員會辦公室編	齊魯書社	1992.11	510
牟平縣志	山東省牟平縣志編纂委員會編	科學普及出版社	1991.8	584-585
寧津縣志	山東省寧津縣志編纂委員會編	齊魯書社	1992.6	634-635
寧陽縣志	寧陽縣志編纂委員會編	中國書藉出版社	1994.1	827-828
蓬萊縣志	山東省蓬萊市志編纂委員會編	齊魯書社	1995.7	639-640
平度縣志	山東省平度縣地方志編纂委員會編纂	山東省出版管理處	1987.6	619-620
平邑縣志	山東省平邑縣志編纂委員會編	齊魯書社	1997.1	640-641
平陰縣志	平陰縣地方志編纂委員會編	濟南出版社	1991.12	379
齊河縣志	山東省齊河縣志編纂委員會編	中華書局	1990.8	*
曲阜市志	山東省曲阜市地方志編纂委員會編	齊魯書社	1993.7	712-713
商河縣志	商河縣志編纂委員會編	濟南出版社	1994.8	472-473
莘縣志	山東省莘縣地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.8	514-515
壽光縣志	山東省壽光縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1992.11	455
泗水縣志	泗水縣地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1991.8	618-620
台兒莊區志	山東省棗莊市台兒莊區地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1993.12	555-556
泰安地區志	山東省泰安市地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.6	653-654
滕縣志	山東省滕州市地方志編纂委員會編	中華書局	1990.3	589-590
天橋區志	濟南市天橋區志編纂委員會編	山東人民出版社	1993.10	772-774
濰坊市志	濰坊市地方志編纂委員會編	中央文獻出版社	1995.1	1690-1691
文登市志	山東省文登市地方志編纂委員會編	中國城市出版社	1996.12	892-893
無棣縣志	山東省無棣縣志編纂委員會編	齊魯書社	1994.11	570
五蓮縣志	山東省五蓮縣志編纂委員會編	中國人民大學出版社	1992.7	615-616
武城縣志	山東省武城縣志編纂委員會編	齊魯書社	1994.4	485-487
新泰市志	山東省新泰市志編纂委員會編	齊魯書社	1993.4	806-808
煙台市志	煙台市地方志編纂委員會辦公室編	科學普及出版社	1994.8	1664
兗州市志	山東省兗州市地方志編纂委員會編	山東人民出版社	1997.9	823-824
陽穀縣志	陽谷縣地方志編纂委員會編	中華書局	1991.10	464-465
陽信縣志	山東省陽信縣志編纂委員會編	齊魯書社	1995.12	487-488
沂南縣志	山東省沂南縣地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.8	630
沂水縣志	山東省沂水縣地方志編纂委員會編	齊魯書社	1997.11	720-721

魚台縣志	山東省魚台縣地方史志編纂委員會編	山東人民出版社	1997.9	633-635
禹城縣志	山東省禹城縣史志編纂委員會編	齊魯書社	1995.10	518
鄆城縣志	山東省鄆城縣史志編纂委員會編	齊魯書社	1992.11	598-599
棗莊市志	棗莊市地方史志編纂委員會編	中華書局	1992.12	1685-1686
沾化縣志	山東省沾化縣地方史志編纂委員會編	齊魯書社	1995.10	503-504
招遠縣志	山東省招遠縣志編纂委員會編	華齡出版社	1991.11	790-791
諸城市志	山東省諸城市史志編纂委員會編	山東人民出版社	1992.10	681-682
淄博市志	淄博市志編纂委員會編	中華書局	1995.7	2203-2204
鄒城市志	山東省鄒城市地方史志編纂委員會編	中國經濟出版社	1995.9	735-736
鄒平縣志	山東省鄒平縣地方史志編纂委員會編	中華書局	1992.10	856
張店區志	山東省淄博市張店區志編纂委員會編	中國友誼出版公司	1991.11	613-614
陝西省				
白河縣志	白河縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.7	546-547
寶雞市志	寶雞市地方志編纂委員會編	三秦出版社	1998.12	2103-2104
寶雞市金台區志	寶雞市金台區地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.12	647
寶雞縣志	寶雞縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.12	999-1000
長武縣志	長武縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	2000.8	594-596
城固縣志	城固縣地方志編纂委員會編	中國大百科全書出版社	1994.2	759-760
澄城縣志	澄城縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.4	595-596
大荔縣志	大荔縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.6	957-958
丹鳳縣志	丹鳳縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.5	647-649
鳳縣志	鳳縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.10	563-564
鳳翔縣志	陝西省鳳翔縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.12	896
扶風縣志	扶風縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.12	601
富平縣志	富平縣地方志編纂委員會編著	三秦出版社	1994.10	826-828
富縣志	富縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.6	495-496
甘泉縣志	甘泉縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.10	682-684
韓城市志	韓城市志編纂委員會編	三秦出版社	1991.12	882-883
漢中市志	漢中市地方志編纂委員會編	中共中央黨校出版社	1994.12	875-876
合陽縣志	合陽縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.10	765-766
橫山縣志	橫山縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.7	623-624
華縣志	華縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1992.2	584-585
華陰縣志	『華陰縣志』編纂委員會編	作家出版社	1995.10	739
黃龍縣志	黃龍縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1995.10	611-612
嵐皋縣志	嵐皋縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.4	484-487
藍田縣志	藍田縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.7	624-625
臨潼縣志	陝西省臨潼縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1991.8	1039-1041
麟游縣志	麟游縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.12	566
隴縣志	隴縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.12	925-926
洛川縣志	洛川縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.10	98-100
洛南縣志	『洛南縣志』編纂委員會編	作家出版社	1999.12	619-620
略陽縣志	略陽縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1992.12	510
眉縣志	眉縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	2000.1	740
米脂縣志	米脂縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.3	669-670

勉縣志	勉縣志編纂委員會主編	地震出版社	1989.11	578-579
南鄭縣志	南鄭縣地方志編纂委員會編	中國人民公安大學出版社	1990.7	636-637
寧強縣志	寧強縣志編纂委員會編	陝西師範大學出版社	1995.2	593-594
寧陝縣志	寧陝縣地方志編纂委員會辦公室編	陝西人民出版社	1992.10	672-673
平利縣志	平利縣地方志編纂委員會編	三秦出版社	1995.6	652-653
蒲城縣志	蒲城縣志編纂委員會編·劉福謙主編	中國人事出版社	1993.7	681-682
岐山縣志	岐山縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1992.8	554-555
千陽縣志	千陽縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.3	348
三原縣志	三原縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	2000.10	971-972
山陽縣志	山陽縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.8	325-326
商南縣志	商南縣志編纂委員會編	作家出版社	1993.12	803-805
商州市志	商州市地方志編纂委員會編	中華書局	1998.12	643-644
神木縣志	『神木縣志』編纂委員會編	經濟日報出版社	1990.12	525-526
石泉縣志	石泉縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.12	676-677
太白縣志	太白縣地方志編纂委員會編	三秦出版社	1995.9	512
潼關縣志	潼關縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1992.4	678
銅川市志	銅川市地方志編纂委員會編·張立主編	陝西師範大學出版社	1997.4	909
渭南地區志	渭南地區地方志編纂委員會編	三秦出版社	1996.10	*
渭南縣志	渭南縣志編纂委員會編	三秦出版社	1987.6	762-763
吳旗縣志	吳旗縣地方志編纂委員會編	三秦出版社	1991.12	880-883
西安市志	西安市地方志編纂委員會編	西安出版社	1996.8	第七卷 136-139
西鄉縣志	西鄉縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.12	589
咸陽市志	咸陽市地方志編纂委員會編	三秦出版社	2000.9	789-801
渭城區志	渭城區地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.7	724-725
興平縣志	興平縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.8	790-791
旬陽縣志	旬陽縣地方志編纂委員會編	中國和平出版社	1996.12	593-595
延安市志	延安市志編纂委員會編	陝西人民出版社	1994.12	704
延長縣志	延長縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1991.11	568-571
延川縣志	延川縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1999.10	677-679
洋縣志	洋縣地方志編纂委員會編	三秦出版社	1996.6	758
耀縣志	『耀縣志』編纂委員會編	中國社會出版社	1997.7	372
宜君縣志	宜君縣志編纂委員會編	三秦出版社	1992.11	660-661
永壽縣志	永壽縣地方志編纂委員會編	三秦出版社	1991.5	596
柞水縣志	柞水縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1998.9	809
鎮安縣志	鎮安縣地方志編纂辦公室編	陝西人民教育出版社	1995.8	565-566
鎮巴縣志	鎮巴縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.10	626-629
志丹縣志	志丹縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1996.12	744-747
周至縣志	周至縣志編纂委員會編	三秦出版社	1993.8	478-479
子長縣志	子長縣志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.12	734-736
子洲縣志	子洲縣志編纂委員會編	陝西人民教育出版社	1993.10	439-441
靖邊縣志	靖邊縣地方志編纂委員會編	陝西人民出版社	1993.7	424-425
山西省				
安邑縣志	運城市地方志編纂委員會整理	山西人民出版社	1991.1	39
保德縣志	保德縣志編纂辦公室編	山西人民出版社	1990.11	411-412

長治市志	長治市地方志編纂委員會編纂	海潮出版社	1995.12	678-680
大寧縣志	大寧縣志編纂委員會編纂	海潮出版社	1990.11	463-464
代縣志	代縣地方志編纂委員會編	書目文獻出版社	1988.6	450-451
定襄縣志	定襄縣志編纂委員會編	中國青年出版社	1993.4	513
方山縣志	方山縣地方志編纂委員會編	山西人民出版社	1993.2	423
汾西縣志	山西省汾西縣地方志編纂委員會編	方志出版社	1997.10	478-479
汾陽縣志	山西省汾陽縣志編纂委員會編	海潮出版社	1998.12	879
高平縣志	『高平縣志』編委會編	中國地圖出版社	1992.10	494
古交志	古交市地方志辦公室編	山西人民出版社	1996.8	537-539
廣靈縣志	山西省廣靈縣縣志編纂委員會編	人民出版社	1993.11	601-603
和順縣志	和順縣志編纂委員會編	海潮出版社	1993.12	521-522
河津縣志	河津縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1989.11	455-456
河曲縣志	河曲縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1989.4	535-537
壺關縣志	山西省壺關縣志編纂委員會編	海潮出版社	1999.1	665-667
懷仁縣志	周子君主編	中國工人出版社	1992.7	459-460
吉縣志	吉縣志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1992.5	446-447
稷山縣志	稷山縣縣志編纂委員會編	新華出版社	1994.9	561-562
交城縣志	交城縣志編寫委員會編	山西古籍出版社	1994.9	745-748
靜樂縣志	靜樂縣志編纂委員會編	紅旗出版社	2000.1	633-635
嵐縣志	康茂生主編	中國科學技術出版社	1991.9	556-557
黎城縣志	黎城縣志編纂委員會編	中華書局	1994.6	667-668
臨猗縣志	臨猗縣志編纂委員會編	海潮出版社	1993.12	616
靈石縣志	山西省靈石縣志編纂委員會編	中國社會出版社	1992.12	586-588
柳林縣志	山西省柳林縣志編纂委員會編	海潮出版社	1995.10	545-547
婁煩縣志	山西省婁煩縣地方志編纂委員會編	中華書局	1999.12	608-611
呂梁地區志	呂梁地區地方志編纂委員會編	山西人民出版社	1989.10	530
寧武縣志	寧武縣志編纂委員會辦公室編	山西人民出版社	1989.5	597-599
偏關縣志	山西省偏關縣志編纂委員會編	山西經濟出版社	1994.8	655-656
平定縣志	平定縣志編纂委員會編	社會科學文獻出版社	1992.12	572-573
平魯縣志	平魯縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1992.12	362-363
平順縣志	山西省平順縣志編纂委員會編	海潮出版社	1997.10	362-364
蒲縣志	蒲縣縣志編纂委員會編	中國科學技術出版社	1992.7	541-544
沁水縣志	沁水縣志編纂辦公室編	山西人民出版社	1987.9	467-468
沁縣志	山西省沁縣志編纂委員會編	中華書局	1999.8	617-618
沁源縣志	山西省沁源縣志編纂委員會編	海潮出版社	1996.12	460-461
曲沃縣志	曲沃縣志編纂委員會編輯	海潮出版社	1991.10	448
芮城縣志	芮城縣志編纂委員會編	三秦出版社	1994.12	941
石樓縣志	石樓縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1994.2	440-441
壽陽縣志	壽陽縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1989.6	582-583
太谷縣志	太谷縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1993.9	585-586
天鎮縣志	山西省天鎮縣縣志辦公室編	山西教育出版社	1997.12	894-896
萬榮縣志	山西省萬榮縣志編纂委員會編	海潮出版社	1995.12	678-679
文水縣志	[文水縣志編纂委員會編]李培信主編	山西人民出版社	1994.5	676-677
聞喜縣志	『聞喜縣志』編纂委員會編	中國地圖出版社	1993.6	444-445

五寨縣志	山西省五寨縣志編纂辦公室編	人民日報出版社	1992.8	385-386
昔陽縣志	昔陽縣志編纂委員會編	中華書局	1999.7	860-862
鄉寧縣志	鄉寧縣志編纂委員會編	新華出版社	1992.12	652
襄汾縣志	襄汾縣志編纂委員會編	天津古籍出版社	1991.1	511-512
襄垣縣志	山西省襄垣縣志編纂委員會編	海潮出版社	1998.8	654-655
孝義縣志	孝義縣志地方志編纂委員會編	海潮出版社	1992.6	777-778
興縣志	賈維楨、尚永紅、孫海聲主編	中國大百科全書出版社	1993.10	435
徐溝縣志	劉文炳撰	山西人民出版社	1992.3	309-310
陽城縣志	山西省陽城縣志編纂委員會編	海潮出版社	1994.11	393-394
陽高縣志	郭海主編	中國工人出版社	1993.4	621
陽曲縣志	陽曲縣志編纂委員會編	山西古籍出版社	1999.9	643-644
陽泉市志	陽泉市地方志編纂委員會編	當代中國出版社	1998.12	1313-1315
應縣志	應縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1992.12	615-617
永濟縣志	永濟縣志編纂委員會編纂	山西人民出版社	1991.12	467-468
榆次市志	榆次市地方志編纂委員會編	中華書局	1996.3	998-999
孟縣志	孟縣志編纂委員會編	方志出版社	1995.12	591-592
垣曲縣志	垣曲縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1993.5	604-606
中陽縣志	中陽縣志編纂委員會編	山西人民出版社	1996.5	704-705
左雲縣志	左雲縣志編纂委員會編	中華書局	1999.8	829-832
雲南省				
安寧縣志	安寧縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.9	779
保山市志	雲南省保山市志編纂委員會編	雲南民族出版社	1993.11	703
碧江縣志	雲南省怒江傈僳族自治州地方志編纂委員會編纂	雲南民族出版社	1994.8	*
昌寧縣志	昌寧縣志編纂委員會編纂	德宏民族出版社	1990.10	634-635
楚雄市志	楚雄市地方志編纂委員會編	天津人民出版社	1993.12	759-760
楚雄彝族自治州志	楚雄彝族自治州志編纂委員會編	人民出版社	1993.12	381
大關縣志	大關縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1998.12	703
大姚縣志	雲南省大姚縣地方志編纂委員會編纂	雲南大學出版社	1999.1	784
德欽縣志	雲南省德欽縣志編纂委員會編	雲南民族出版社	1997.7	*
東川市志	東川市志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.12	760
洱源縣志	洱源縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.12	*
鳳慶縣志	鳳慶縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1993.11	520
富民縣志	雲南省富民縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1999.9	80
富寧縣志	雲南省富寧縣地方志編纂委員會編	雲南民族出版社	1997.12	176
富源縣志	富源縣志編纂委員會編	上海古籍出版社	1993.11	675
耿馬傣族佤族自治縣志	耿馬傣族佤族自治縣地方志編纂委員會編	雲南民族出版社	1995.8	*
鶴慶縣志	雲南省鶴慶縣志編纂委員會編	雲南人民出版社	1991.6	740
紅河縣志	紅河縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1991.9	*
紅河州志	紅河哈尼族彝族自治州志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1997.7	372
華寧縣志	華寧縣志編纂委員會編	中華書局	1994.11	519
會澤縣志	雲南省會澤縣志編纂委員會編	雲南人民出版社	1993.7	519-520
江城哈尼族彝族自治縣志	江城哈尼族彝族自治縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1989.6	*

江川縣志	江川縣史志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1994.10	659
金平縣志	金平苗族瑤族傣族自治縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1994.12	126
景東彝族自治縣志	景東彝族自治縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.12	517
梁河縣志	梁河縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1993.1	766
瀘水縣志	瀘水縣志編纂委員會編	雲南人民出版社	1995.6	450
瀘西縣志	瀘西縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1992.12	715
魯甸縣志	魯甸縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.3	613
祿勸彝族自治州志	祿勸彝族自治州志編纂委員會編	雲南人民出版社	1995.8	142-143
陸良縣志	雲南省陸良縣志編纂委員會編纂	上海科學普及出版社	1991.10	864
潞西縣志	潞西縣志編纂委員會編	雲南教育出版社	1993.9	*
羅平縣志	羅平縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.12	615-617
綠春縣志	綠春縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1992.8	*
馬關縣志	雲南省馬關縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1996.8	811-812
馬龍縣志	馬龍縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.10	724
蒙自縣志	蒙自縣志編纂委員會編	中華書局	1995.3	945
勐海縣志	雲南省勐海縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.12	149
彌渡縣志	彌渡縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1993.4	728
彌勒縣志	彌勒縣縣志編纂委員會纂修	雲南人民出版社	1987.10	706
牟定縣志	牟定縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1993.8	104
南華縣志	南華縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.5	649
普洱哈尼族彝族自治州志	雲南省普洱哈尼族彝族自治州地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.3	109
巧家縣志	巧家縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.12	588
邱北縣志	雲南省邱北縣地方志編纂委員會編	中華書局	1999.9	146-147
曲靖市志	曲靖市地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.12	799-800
瑞麗市志	瑞麗市志編纂委員會編	四川辭書出版社	1996.4	690-691
石屏縣志	石屏縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1990.10	692-693
雙柏縣志	雙柏縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.12	86
水富縣志	水富縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.10	380
思茅縣志	雲南省思茅縣地方志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店	1993.3	*
嵩明縣志	雲南省嵩明縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.8	704
綏江縣志	綏江縣志編纂委員會編	四川辭書出版社	1994.12	496
騰冲縣志	騰冲縣志編纂委員會編	中華書局	1995.3	*
通海縣志	通海縣史志工作委員會編纂	雲南人民出版社	1992.11	596-597
巍山彝族回族自治縣志	巍山彝族回族自治縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1993.12	141
文山縣志	文山縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1999.8	212
武定縣志	武定縣志編纂委員會編	天津人民出版社	1990.12	128-129
西疇縣志	雲南省西疇縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.4	580
祥雲縣志	祥雲縣志編纂委員會編	中華書局	1996.3	136
新平縣志	新平彝族自治州志編纂委員會編	生活·新知·讀書三聯書店	1993.8	128
姚安縣志	雲南省姚安縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.7	777-778
彝良縣志	彝良縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.10	611-612
永德縣志	永德縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1994.4	113

永平縣志	永平縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1994.11	624
永仁縣志	雲南省永仁地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1995.12	110-111
永善縣志	永善縣人民政府編纂	雲南人民出版社	1995.9	564-565
永勝縣志	永勝縣志編纂委員會纂修	雲南人民出版社	1989.3	*
玉溪市志	玉溪市志編纂委員會編	中華書局	1993.11	185-186
元江哈尼族彝族傣族自治縣志	元江哈尼族彝族傣族自治縣志編纂委員會編	中華書局	1993.6	111-112
元謀縣志	元謀縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1993.9	395
元陽縣志	雲南省元陽縣志編纂委員會編纂	貴州民族出版社	1990.2	640
雲龍縣志	雲南省雲龍縣志編纂委員會編纂	農業出版社	1992.12	*
雲縣志	雲縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1994.7	774
鎮康縣志	鎮康縣志編纂委員會編修	四川民族出版社	1992.12	124
鎮雄縣志	鎮雄縣志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1987.10	440
中甸縣志	雲南省中甸縣志編纂委員會編	雲南民族出版社	1997.8	225-226
瀾滄縣志	瀾滄縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1996.12	124
昭通地區志	昭通地區地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	1997.4	187
麻栗坡縣志	雲南省麻栗坡縣地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	2000.4	155-156
廣南縣志	雲南省廣南縣地方志編纂委員會編	中華書局	2001.9	215
漾濞彝族自治縣志	雲南省漾濞彝族自治縣志地方志編纂委員會編纂	雲南人民出版社	2000.12	140
浙江省				
安吉縣志	安吉縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1994.4	546-547
白沙村志	浙江江山定村鄉白沙村志編纂組編	學林出版社	1991.6	123-124
蒼南縣志	蒼南縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1997.7	713-714
常山縣志	常山縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.6	587-588
慈溪縣志	慈溪市地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.6	963
岱山縣志	岱山縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1994.11	89
德清縣志	德清縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.2	600
定海縣志	定海縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1994.7	788-789
東陽市志	東陽市地方志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1993.12	164
洞頭縣志	洞頭縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1993.12	122
奉化市志	奉化市志編纂委員會編	中華書局	1994.1	816-817
富陽鎮志	富陽鎮志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1994.2	416-418
海寧市志	『海寧市志』編纂委員會編纂	漢語大詞典出版社	1995.12	1062-1063
海鹽縣志	海鹽縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.3	868-870
湖州市志	湖州市地方志編纂委員會編	崑崙出版社	1999.3	376
嘉善縣志	嘉善縣志編纂委員會編	生活·讀書·新知三聯書店上海分店	1995.4	982
嘉興市志	嘉興市志編纂委員會編	中國書藉出版社	1997.12	1935-1937
江山市志	江山市志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.2	555
金華市志	金華市地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.3	1084
金華縣志	金華縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.8	698
開化縣志	開化縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1988.12	529-530
蘭溪市志	蘭溪市志編纂委員會編	浙江人民出版社	1988.11	681-682
麗水市志	『麗水市志』編纂委員會編	浙江人民出版社	1994.4	*

臨安縣志	臨安縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1992.12	765
臨海縣志	臨海市志編纂委員會編	浙江人民出版社	1989.5	640
龍泉縣志	龍泉縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1994.6	*
龍游縣志	龍游縣志編纂委員會編	中華書局	1991.10	512-513
寧波市志	寧波市地方志編纂委員會編	中華書局	1995.10	2834-2836
寧海縣志	寧海縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1993.4	826-827
磐安縣志	磐安縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1993	522
平湖縣志	浙江省平湖縣縣志編纂委員會編	上海人民出版社	1993.10	916
平陽縣志	平陽縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1993.12	780-782
浦江縣志	浦江縣縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.4	609
橋頭鎮志	永嘉縣橋頭鎮志編纂領導小組編	海洋出版社	1989.3	267-268
青田縣志	青田縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.10	670-671
慶元縣志	『慶元縣志』編纂委員會編	浙江人民出版社	1996.1	578
衢縣志	衢縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.8	524-525
上虞縣志	上虞縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.12	737-738
紹興市志	紹興市地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1996.11	2902-2905
嵊縣志	嵊縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1989.8	531-532
台州地區志	台州地區地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1995.9	1057
泰順縣志	泰順縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1998.12	724-725
天台縣志	天台縣志編纂委員會編	漢語大詞典出版社	1995.4	655-656
桐廬縣志	桐廬縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1991.2	759-760
桐鄉縣志	桐鄉市『桐鄉縣志』編纂委員會編	上海書店出版社	1996.11	1279-1280
溫嶺縣志	溫嶺縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.4	824
武義縣志	武義縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.3	666-668
仙居縣志	仙居縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1987.11	442-443
蕭山縣志	蕭山縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1987.8	976
新昌縣志	新昌縣志編纂委員會編	上海書店	1994.5	607
義烏縣志	義烏縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1987.9	584
鄞縣志	浙江省鄞縣地方志編委會編	中華書局	1996.9	1955-1957
永康縣志	永康縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1991.3	702-703
餘杭縣志	餘杭縣志編纂委員會編	浙江人民出版社	1990.8	790
雲和縣志	雲和縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1996.5	572-573
舟山市志	舟山市地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1992.8	756-757
諸暨縣志	諸暨縣地方志編纂委員會編	浙江人民出版社	1993.12	899-901
椒江市志	椒江市志編纂委員會編	浙江人民出版社	1998.7	834